

第134回国会概観

— 宗教法人法改正案が成立 —

第134回国会（臨時会）は、平成7年9月29日に召集された。

会期は、当初11月13日までの46日間とされたが、宗教法人法改正案等の十分な審議期間を確保する等の理由で、与党3党などの賛成多数により、衆参本会議において12月15日まで32日間の会期延長が議決され、通算78日間となった。

開会式は、召集日当日の午後1時から行われた。

今国会は、①平成7年度第2次補正予算及び金融機関の不良債権に対する政府の処理方法、②一連のオウム真理教事件に端を発した宗教法人法改正案、③沖縄県での駐留米兵による少女暴行事件を契機にした日米地位協定の見直しと米軍基地の整理・縮小問題等が大きな焦点であった。

今国会では、村山総理の所信表明演説、武村大蔵大臣の財政演説、それらに対する質疑が行われたのに次いで、景気対策を柱とする平成7年度第2次補正予算及びその関連法案のほか、防災対策関連法案、国家公務員給与法関連法案等の審議が行われた。延長後の国会においては、宗教法人法改正案を中心に審議が行われた。

そのほか、武村大蔵大臣から衆本会議で「大和銀行問題についての発言」、参本会議において「現下の金融問題についての報告」、さらに、橋本副総理・通産大臣と河野外務大臣から「APEC大阪会議等出席報告」及び「APEC大阪会合を中心とする外交案件に関する報告」が衆参本会議で行われ、それぞれ質疑が行われた。

12月15日、衆参本会議において請願審査を行うとともに会期末手続が行われ、第134回国会は閉幕した。

【院の構成】

召集日当日の参本会議では、科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、中小企業対策特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会の8特別委員会が設置された。

衆議院においては、前国会と同様の9特別委員会が設置された。

また、10月31日の衆本会議において、宗教法人に関する特別委員会が設置され、参議院においても、11月10日の本会議で宗教法人等に関する特別委員会が設置された。

【村山総理の所信表明演説】

召集日当日の午後、衆参本会議において村山総理の所信表明演説が行われた。

演説では、その半分近くを景気回復策や経済構造改革などに割き、8月に改造した村山内閣を「景気回復内閣」と位置づけ、景気回復に全力で取り組む姿勢を明らかにするとともに、当面の政策の重点を経済対策に絞る姿勢を表明した。

まず、4月の緊急円高対策、6月の同対策内容の見直し、今回の「経済対策」と切れ目なく対策を講じてきた経緯を説明し、内需拡大と経済構造改革の必要性を訴え、さらに第2次補正予算の早期成立を求めた。

金融機関の不良債権処理問題については、不良債権処理の早期解決のため果敢に対応し、金融システムの安定性を確保できるよう、金融制度調査会での議論を踏まえ、年内に全体的な対応策をまとめる段取りを提示した。

一方、与野党が対立し、今国会の焦点となった宗教法人法の改正問題では、社会状況や宗教法人の実態が変化する中で、現行法では必ずしも実情に適しない面が生じているとの認識を示すと同時に、「宗教法人審議会の慎重な検討結果を踏まえて、信教の自由と政教分離の原則を順守しつつ、必要な法改正に取り組む」と、今国会での法改正に積極的な考えを示した。

また、阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件、銃器犯罪の急増で国民の安全への危惧が強まっていると指摘するとともに、安全で安心できる社会を構築することは内閣が最も重視する課題として、被災地の本格復興や凶悪犯罪の再発防止などに全力を挙げる意向を表明した。

さらに、「改革推進政権」であることも強調し、経済構造改革や行政改革に積極的に取り組む決意を披瀝した。

外交問題では、11月のアジア太平洋経済協力会議（A P E C）大阪会議について、議長国としての責務を果たすため、貿易・投資の自由化などに向けた「行動指針」の策定を表明するとともに、さきの中東諸国歴訪を踏まえ、گران高原の国連平和維持活動（P K O）などを挙げて、国際平和に積極的に貢献する考えを示した。

また、唯一の被爆国として、中国とフランスの核実験について、両国を名指しで批判するとともに遺憾の意を表明し、包括的核実験禁止条約（C T B T）の早期締結を呼びかけ、核廃絶に向けて日本が積極的に役割を果たす決意を示した。

そのほか、沖縄駐留米兵による少女暴行事件に言及し、「極めて遺憾であり、事件が再発しないよう米側に強く求めるとともに、きちんと対処していき

たい」と表明した。

最後に、「引き続き国政を担っていく決意である」と述べ、政権担当意欲を表明した。（詳細は、Ⅲの2「国務大臣の演説」を参照されたい。）

代表質問は、10月2日から4日にかけて衆参本会議において行われた。

その主なものは、村山内閣の政治姿勢、中仏の核実験、沖縄における少女暴行事件、防衛計画大綱の見直し、APEC大阪会議への対応、不良債権処理問題、阪神・淡路大震災の復興への取り組み、新食糧法下における米価安定、宗教法人法改正について等であった。

【法律案等の審議概況等】

今国会に提出された内閣提出法案は17件であり、宗教法人法改正案等、すべて成立した。内閣提出法案の100%成立は、第131回国会以来3国会（内閣提出法案のなかった第133回国会を除く）連続のものである。

また、本院調査会長提出の高齢社会対策基本法案（第132回国会提出、衆議院継続）も成立した。これは、参議院の「国民生活に関する調査会」（平成4年8月～平成7年7月）が調査会として初めて提出し、成立した法案である。

さらに、衆議院議員提出法案22件のうち6件が成立した。その中には、科学技術基本法案、公職選挙法改正案、政党助成法改正案も含まれている。

なお、衆議院において、臓器移植法案が6度目の継続審査となったほか、新進党提出の行革関連法案が継続審査となった。

条約は、新日米特別地位協定など7件が提出され、すべてが承認された。

また、平成7年度第2次補正予算も成立した。

〔平成7年度第2次補正予算等の審議〕

10月4日に国会に提出された平成7年度第2次補正予算は、さきに決定した「経済対策」を国として具体化するもので、総額5兆3,252億円に上り、補正予算の規模としては過去最大のものとなった。

第2次補正予算に伴い、4兆7,020億円の国債（このうち赤字国債は2,110億円）を追加発行する。このため、当初予算と第1次補正をも合わせた今年度の新規国債の発行額は20兆1,260億円、国債依存度は25.5%となり、昭和58年度以来の高水準となる。この結果、平成7年度末の国債発行残高は220兆円を超える見通しで、財政事情は一段と悪化することとなった。

10月4日、衆参本会議で武村大蔵大臣の財政演説が行われた。その内容は、平成7年度第2次補正予算や9月20日にまとめた総額14兆2,200億円を超える「経済対策」などについてであり、翌5日の衆参本会議でそれに対する質疑が行われた。

演説では、景気の現状認識について、「足元の経済は厳しいものの、為替や株式市場に明るい兆候が見られる」とした上で、「経済対策」は景気回復を確実なものとするため、事業規模を史上最大としたと強調した。

焦点の金融機関の不良債権の問題について、「処理を先送りすることなく年内に対応策がまとまるよう全力で取り組む」と早期解決への強い決意を表明した。さらに、公的資金の時限的な導入も含めた公的な関与のあり方についても、「金融システム内での最大限の対応等を踏まえつつ検討を進める」と述べ、公的資金導入に前向きな姿勢を示すとともに、国会に問題を提起し、議論を促す姿勢を示した。

また、今回の2次補正で2,110億円の赤字国債を発行することを決めたことのほか、財政の硬直化への懸念を表明、財政改革推進の必要性を強調した。

与党内で意見の食い違いのある土地税制の取り扱いについては、「平成8年度の税制改正において結論を得るべく、総合的かつ積極的に検討する」と述べた。

また、大蔵省幹部の一連の不祥事については、「大蔵省、ひいては公務員全体への信頼が大きく損なわれたことは遺憾であり、極めて重く受けとめる。今後二度とこのようなことが起こらないように綱紀の粛正に最大限努力する」と改めて遺憾の意を表明するとともに、再発防止に全力を挙げる考えを示した。

(詳細は、Ⅲの2「国務大臣の演説」を参照されたい。)

10月5日、衆参予算委において平成7年度第2次補正予算の趣旨説明が行われ、11日から衆議院において実質審議が始まった。

補正予算は、衆参予算委において同13日に賛成多数をもって可決され、当日の本会議に緊急上程され、可決の後、参議院へ送付された。

なお、同日の衆参予算委において新進党、共産党からそれぞれ補正予算を撤回の上編成替えを求める動議が提出されたが、両動議とも否決された。

参参予算委においては、同16日から審議が始まり、18日に賛成多数をもって可決され、同日の参本会議で可決、成立した。

また、並行して新事業促進関連法整備法案、建築物耐震改修促進法案などの第2次補正予算に関連する7法案の審査が行われ、いずれも可決、成立した。

〔沖縄の米軍基地問題等〕

沖縄県での駐留米兵による少女暴行事件を端緒に、日米地位協定の在り方及び在日米軍基地に対する批判が高まった。

衆参本会議において総理は、「事件は極めて遺憾であり、再発防止のため、日米外相会談等あらゆる機会を利用して厳格な措置をとるよう米側に強く申し入れてきた。刑事裁判手続きに関する特別専門家委員会を設置し、早急に結論

を得るよう全力を尽くす」旨答弁した。

なお、10月24日の河野外相とモンデール駐日米国大使の会談を受けて、翌25日、日米合同委員会において、殺人や暴行等の重大事件については米軍人・軍属の容疑者の身柄を起訴前に日本側に引き渡すことを可能にするとの運用上の改善を行うことで一致した。

沖縄県の在日米軍基地の整理・縮小等については、政府と沖縄県の「沖縄米軍基地問題協議会」において、1年以内をめどに具体策をまとめることで合意した。

また、同事件をきっかけに大田沖縄県知事が米軍用地強制使用の代理署名を拒否している問題では、参予算委において総理は、「訴訟で片づくような問題ではない。知事とも十分話し合い、解決できるよう努力する」旨述べた。しかし、同知事と会談、協議したが合意に至らず、11月21日、閣議等での了解を受け、総理みずから署名をするための法的手続に入った。

一方、在日米軍駐留経費の負担増を定めた新特別地位協定は、9月にニューヨークで開かれた日米の外交・防衛担当閣僚による安全保障協議委員会で署名されたものであるが、11月6日、衆外務委で賛成多数で承認された後、7日の本会議において承認され、参議院に送付された。

参議院では、11月9日、外務委において賛成多数で承認された後、10日の本会議において承認された。

〔宗教法人法改正案の審議〕

オウム真理教事件をきっかけに宗教法人法改正の動きが本格化し、9月29日、宗教法人審議会の検討結果が文部大臣に報告された。その報告を受け、特別委員会設置をめぐり与野党の調整が難航する中、10月17日、政府は、複数の都道府県で活動する宗教法人の所轄庁を文部省に移管することなどを内容とする宗教法人法改正案を閣議決定し、国会に提出した。

10月31日、衆本会議で、与党3党と共産党などの賛成多数で「宗教法人に関する特別委員会」が設置され、宗教法人法改正案をめぐる与野党の攻防が本格化した。

同日の衆本会議では、特別委の設置と同時に改正案の趣旨説明と質疑も行われ、本会議後の特別委で越智伊平委員長（自民党）を互選した。

11月1日、同特別委において提案理由の説明が行われた。

同2日、6日と村山総理ら全閣僚が出席して総括質疑が行われ、本格論戦に入った。総理は、改正案は見直しを求める国民の期待にこたえたものであることを強調するとともに、今国会での成立に改めて意欲を示した。

その後、7日から9日にかけて一般質疑が行われ、10日午前に締めくくり総括

質疑を行い、午後の特別委において、与党3党や共産党などの賛成多数で改正案は可決された。

なお、公聴会及び参考人招致は行われなかった。

13日の本会議において、会期延長の議決後、同改正案は記名投票の結果、賛成298、反対155で可決され、参議院に送付された。

一方、11月10日、参議院においても与党3党と共産党などの賛成多数で「宗教学法人等に関する特別委員会」が設置され、本会議後に開かれた特別委において佐々木満委員長（自民党）を互選した。

参議院においては、延長後の11月22日、本会議及び特別委において趣旨説明を聴取した。なお、本会議及び特別委ともに平成会は欠席であった。

同27日、平成会は、佐々木委員長の委員会運営が民主的でないとして同委員長不信任の動議を提出したが、賛成少数で否決された。その後、審議に入り、村山総理ら全閣僚が出席して総括質疑が行われた。

翌28日には、総括質疑が行われた後、参考人招致の人選等をめぐり与野党が対立し、議員会館内の委員長室前等での混乱があった。

さらに29日には、佐々木委員長が健康上の理由で辞意を表明、同特別委において採決の結果、賛成多数で辞任が許可され、後任には同党の倉田寛之委員が選任された。その後、質疑が行われた。

質疑は、同30日、12月1日も引き続き行われた。

参考人招致問題等については、12月1日未明、与党3党と平成会の代表者会議において協議が行われた後、合意された。

それを受け、同4日に6人の参考人に対する質疑が行われ、5日には広島及び仙台の両市において地方公聴会が開催された。6日には、中央公聴会を開き、各会派推薦と一般公募の公述人計5人から意見を聴いた。

同7日、締めくくり総括質疑を行った後、与党3党や共産党などの賛成多数で改正案は可決された。なお、附帯決議が付された。

翌8日、本会議において、記名投票の結果、改正案は賛成172、反対69で可決、成立した。

参議院においては、宗教と国家の関係、宗教団体の選挙へのかかわり、信教の自由への侵害、宗教学法人の所轄官庁への提出書類が国政調査権の対象となるのかどうか、財務書類を閲覧請求できる信者の範囲等の議論が行われた。

なお、12月15日、参本会議では全会一致をもって、衆本会議においては賛成多数をもって閉会中審査の議決を行った。

審議の中で論点となった政治と宗教の関係、参考人招致問題、政教分離原則を定めた憲法20条の政府の解釈変更、宗教学法人の優遇税制見直し等の課題につ

いては、常会へ引き継がれることとなった。

【その他】

〔参議院比例代表選出議員の繰り上げ当選〕

中央選挙管理会は、8月24日午前、自治省内で選挙会を開き、田辺哲夫議員（自民党）の死去（8月8日）に伴う繰り上げ当選者を山東昭子君とすることを決め、25日に当選証書を付与した。

〔参議院議員佐賀選挙区補欠選挙〕

大塚清次郎議員（自民党）の死去（10月3日）に伴う佐賀選挙区補欠選挙は、11月2日告示され、同19日に投票、即日開票され、自民党の岩永浩美君が当選した。任期は、平成10年7月25日までである。

〔参議院制度改革検討会の設置〕

参議院では、昭和52年から歴代の議長のもと、「参議院改革協議会」等によりさまざまな改革の努力が続けられ、これまで本院の組織及び運営の改革について幾多の改善策が実施され、その成果を上げてきた。

さきの通常選挙により院の構成が改まったのを機に、9月28日に開かれた斎藤議長と各会派代表者との懇談会において、我が国の二院制のもとにおける参議院の在り方に関する諸問題とその改善策を検討するため、新たに本院議員で構成する議長の諮問機関を設置することが合意され、その取り扱いについて議院運営委員会において検討することとなった。

これを受け、10月5日の議院運営委員会において、委員11名をもって組織する参議院制度改革検討会の設置が決定された。

今後、自民党の前田勲男議員を座長に、1年後をめどに改革案をまとめることになっている。

〔田沢法務大臣・江藤総務庁長官辞任〕

田沢法務大臣は、支持団体からの2億円の借入金を平成5年の国会議員の資産報告書に記載していなかったことが判明するとともに、参議院本会議の代表質問で2億円借り入れ問題を取り上げないよう平成会に働きかけたとの報道がなされ、10月9日、「閣僚として、結果的に国会審議に影響を及ぼしかねないため」との理由で辞任した。後任には宮澤弘参議院議員が任命された。

また、江藤総務庁長官は、朝鮮半島に対する日本の植民地支配に関連する発言が韓国との深刻な外交問題に発展したことに加え、衆議院では新進党が不信任決議案を、参議院でも平成会が問責決議案を提出したことから、11月13日、「会期末の国会を混乱させたくない」として辞任した。翌14日、後任に中山正

暉元郵政大臣が任命された。

村山内閣の閣僚の辞任は、昨年 8 月に太平洋戦争に関する発言でアジア諸国の反発を招き辞任した桜井環境庁長官以来、計 3 人となった。

〔山口元労働大臣、逮捕許諾請求議決後に逮捕〕

12月 5 日、旧東京協和・安全の 2 信組乱脈融資に絡む不正融資事件で、山口元労働大臣の逮捕許諾請求を審議する衆議院議院運営委員会が秘密会で開かれ、翌 6 日午後の議院運営委員会及び本会議で逮捕許諾が議決されたのを受け、山口元労働大臣は背任容疑で東京地検特捜部に逮捕された。

逮捕許諾に基づいて国会議員が国会会期中に逮捕されるのは、昨年 3 月の中村喜四郎元建設大臣以来である。

同15日、衆予算委は、去る 6 月17日の証人喚問での証言について、議院証言法に基づき、偽証容疑で山口元労働大臣を刑事告発することを全会一致で議決した。

1 参議院役員等一覽

(会期終了日 平成7. 12. 15現在)

役 員 名		召 集 日	会 期 中 選 任	
議	長	斎藤 十郎		
副	議 長	松尾 官平		
常 任 委 員 長	内 閣	宮崎 秀樹		
	地 方 行 政	竹山 裕		
	法 務	及川 順郎		
	外 務	木庭 健太郎		
	大 蔵	片山 虎之助		
	文 教	小野 清子		
	厚 生	今井 澄		
	農 林 水 産	大塚 清次郎	鈴木 貞敏(7.10. 5)	
	商 工	沓掛 哲男		
	運 輸	寺崎 昭久		
	通 信	及川 一夫		
	労 働	足立 良平		
	建 設	永田 良雄		
	予 算	井上 裕		
	決 算	浦田 勝		
	議 院 運 営	志苦 裕		
	懲 罰	永野 茂門		
	特 別 委 員 長	科 学 技 術	長谷川 清	
		環 境	大淵 絹子	
災 害 対 策		須藤 良太郎		
選 挙 制 度		木暮 山人		
沖 縄 ・ 北 方		成瀬 守重		
分 権 ・ 緩 和		浜四津 敏子		
中 小 企 業		二木 秀夫		
国 会 移 転		菅野 久光		
宗 教 法 人		7.11.10 設置	佐々木 満(7.11.10) 倉田 寛之(7.11.29)	
調 査 会 長	国 際 問 題	林田 悠紀夫		
	国 民 生 活	鶴岡 洋		
	行 財 政	井上 孝		
政治倫理審査会長		岩崎 純三		
事 務 総 長		戸張 正雄		

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平成 7. 12. 15 現在)

会 派	議 員 数	①10. 7.25 任期満了			②13. 7.22 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・自由国民会議	111 (8)	17 (2)	44 (2)	61 (4)	15 (3)	35 (1)	50 (4)
平 成 会	68 (11)	15 (3)	11 (1)	26 (4)	18 (4)	24 (3)	42 (7)
日本社会党・護憲民主連合	39 (9)	10 (2)	12 (3)	22 (5)	9 (3)	8 (1)	17 (4)
日 本 共 産 党	14 (4)	4	2 (1)	6 (1)	5 (2)	3 (1)	8 (3)
参議院フォーラム	5 (1)	0	3	3	0	2 (1)	2 (1)
新 緑 風 会	4 (1)	2	0	2	0	2 (1)	2 (1)
二 院 ク ラ ブ	4	1	2	3	1	0	1
新 党 さ き が け	3 (1)	0	0	0	2 (1)	1	3 (1)
平 心 会	2	1	0	1	0	1	1
各派に属しない議員	2	0	2	2	0	0	0
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252 (35)	50 (7)	76 (7)	126 (14)	50 (13)	76 (8)	126 (21)

()内は女性議員の数を示す。

3 会派別所属議員一覽

(召集日 平成7. 9. 29現在)

無印の議員は平成10年7月25日任期満了を、○印の議員は平成13年7月22日任期満了(第17回参議院議員通常選挙当選者)を示す。

また、()内は、各議員の選出選挙区別を示す。

【自由民主党・自由国民会議】

(111名)

○阿部 正俊(山形)	青木 幹雄(島根)	井上 吉夫(鹿児島)
井上 孝(比例)	井上 裕(千葉)	○石井 道子(比例)
○石川 弘(比例)	○石渡 清元(神奈川)	板垣 正(比例)
○岩井 國臣(比例)	○岩崎 純三(栃木)	上杉 光弘(宮崎)
上野 公成(群馬)	浦田 勝(熊本)	○海老原 義彦(比例)
遠藤 要(宮城)	小野 清子(東京)	○尾辻 秀久(比例)
大河原太一郎(比例)	大木 浩(愛知)	大島 慶久(比例)
大塚 清次郎(佐賀)	○大野 明(岐阜)	○太田 豊秋(福島)
岡 利定(比例)	○岡野 裕(比例)	岡部 三郎(比例)
加藤 紀文(岡山)	○狩野 安(茨城)	○鹿熊 安正(富山)
○景山 俊太郎(島根)	笠原 潤一(岐阜)	○片山 虎之助(岡山)
○金田 勝年(秋田)	○釜本 邦茂(比例)	○鎌田 要人(鹿児島)
○亀谷 博昭(宮城)	河本 英典(滋賀)	木宮 和彦(静岡)
○北岡 秀二(徳島)	久世 公堯(比例)	沓掛 哲男(石川)
○倉田 寛之(千葉)	○小山 孝雄(比例)	河本 三郎(兵庫)
○鴻池 祥肇(兵庫)	佐々木 満(秋田)	佐藤 静雄(福島)
○佐藤 泰三(埼玉)	斎藤 文夫(神奈川)	坂野 重信(鳥取)
山東 昭子(比例)	志村 哲良(山梨)	○清水 嘉与子(比例)
清水 達雄(比例)	○塩崎 恭久(愛媛)	下稲葉 耕吉(比例)
○陣内 孝雄(佐賀)	○須藤 良太郎(比例)	鈴木 栄治(東京)
鈴木 省吾(福島)	○鈴木 政二(愛知)	鈴木 貞敏(山形)
○世耕 政隆(和歌山)	関根 則之(埼玉)	田沢 智治(比例)
高木 正明(北海道)	○竹山 裕(静岡)	○武見 敬三(比例)
○谷川 秀善(大阪)	坪井 一字(大阪)	○中島 真人(山梨)
中曾根 弘文(群馬)	○中原 爽(比例)	永田 良雄(富山)
○長峯 基(宮崎)	榎崎 泰昌(比例)	○成瀬 守重(比例)
○西田 吉宏(京都)	野沢 太三(比例)	野間 赳(愛媛)
野村 五男(茨城)	南野 知恵子(比例)	○橋本 聖子(比例)
○馳 浩(石川)	服部 三男雄(奈良)	○林 芳正(山口)
林田 悠紀夫(京都)	○平田 耕一(三重)	二木 秀夫(山口)
○保坂 三蔵(東京)	真島 一男(新潟)	○真鍋 賢二(香川)
前田 勲男(和歌山)	松浦 功(比例)	松浦 孝治(徳島)

松谷 蒼一郎 (長崎)	○松村 龍二 (福井)	○三浦 一水 (熊本)
○溝手 顕正 (広島)	宮崎 秀樹 (比例)	宮澤 弘 (広島)
村上 正邦 (比例)	守住 有信 (熊本)	森山 眞弓 (栃木)
矢野 哲朗 (栃木)	山崎 正昭 (福井)	○山本 一太 (群馬)
○依田 智治 (比例)	○吉川 芳男 (新潟)	吉村 剛太郎 (福岡)

【平成会】

(68名)

○足立 良平 (比例)	○阿曾田 清 (熊本)	荒木 清寛 (愛知)
○石井 一二 (兵庫)	○石田 美栄 (岡山)	泉 信也 (比例)
○市川 一朗 (宮城)	猪熊 重二 (比例)	○今泉 昭 (比例)
○岩瀬 良三 (千葉)	○魚住 裕一郎 (東京)	牛嶋 正 (比例)
○海野 義孝 (比例)	○小川 勝也 (北海道)	及川 順郎 (比例)
大久保 直彦 (比例)	○大森 礼子 (比例)	○加藤 修一 (比例)
風間 昶 (北海道)	片上 公人 (兵庫)	勝木 健司 (比例)
北澤 俊美 (長野)	釘宮 磐 (大分)	○小林 元 (茨城)
○小山 峰男 (長野)	○木暮 山人 (比例)	○木庭 健太郎 (福岡)
○白浜 一良 (大阪)	○菅川 健二 (広島)	○鈴木 正孝 (静岡)
○田浦 直 (長崎)	○田村 秀昭 (比例)	○高野 博師 (埼玉)
○高橋 令則 (岩手)	武田 節子 (比例)	都築 讓 (愛知)
続 訓弘 (比例)	○常田 享詳 (鳥取)	鶴岡 洋 (比例)
○寺崎 昭久 (比例)	寺澤 芳男 (比例)	○戸田 邦司 (比例)
○友部 達夫 (比例)	直嶋 正行 (比例)	永野 茂門 (比例)
○西川 玲子 (神奈川)	長谷川 清 (比例)	○長谷川 道郎 (新潟)
○畑 恵 (比例)	浜四津 敏子 (東京)	○林 久美子 (比例)
○林 寛子 (比例)	平井 卓志 (香川)	○平田 健二 (岐阜)
平野 貞夫 (高知)	広中 和歌子 (比例)	○福本 潤一 (比例)
○星野 朋市 (比例)	○益田 洋介 (比例)	○水島 裕 (比例)
○山崎 力 (青森)	山崎 順子 (比例)	山下 栄一 (大阪)
○山本 保 (愛知)	横尾 和伸 (福岡)	○吉田 之久 (奈良)
○和田 洋子 (福島)	○渡辺 孝男 (比例)	

【日本社会党・護憲民主連合】

(39名)

青木 薪次 (静岡)	赤桐 操 (千葉)	○朝日 俊弘 (比例)
○伊藤 基隆 (比例)	一井 淳治 (岡山)	今井 澄 (長野)
及川 一夫 (比例)	大淵 絹子 (新潟)	大脇 雅子 (比例)
○梶原 敬義 (大分)	上山 和人 (鹿児島)	萱野 茂 (比例)
川橋 幸子 (比例)	○菅野 壽 (比例)	○久保 亘 (鹿児島)
○日下部 禧代子 (比例)	栗原 君子 (広島)	○齋藤 勁 (神奈川)

志苦	裕 (比 例)	○清水	澄子 (比 例)	○菅野	久光 (北海道)
鈴木	和美 (比 例)	瀬谷	英行 (埼 玉)	○竹村	泰子 (比 例)
○谷本	巍 (比 例)	千葉	景子 (神奈川)	○角田	義一 (群 馬)
○照屋	寛徳 (沖 縄)	渊上	貞雄 (比 例)	○前川	忠夫 (比 例)
○松前	達郎 (比 例)	○三重野	栄子 (福 岡)	峰崎	直樹 (北海道)
○村沢	牧 (長 野)	矢田部	理 (茨 城)	山口	哲夫 (比 例)
山本	正和 (比 例)	渡辺	四郎 (福 岡)	薬科	満治 (比 例)

【日本共産党】

(14名)

○阿部	幸代 (埼 玉)	有働	正治 (比 例)	上田	耕一郎 (東 京)
○緒方	靖夫 (東 京)	○笠井	亮 (比 例)	聽濤	弘 (比 例)
○須藤	美也子 (比 例)	立木	洋 (比 例)	西山	登紀子 (京 都)
○橋本	敦 (比 例)	○筆坂	秀世 (比 例)	○山下	芳生 (大 阪)
吉岡	吉典 (比 例)	○吉川	春子 (比 例)		

【新緑風会】

(5名)

江本	孟紀 (比 例)	○国井	正幸 (栃 木)	小島	慶三 (比 例)
○笹野	貞子 (京 都)	武田	邦太郎 (比 例)		

【参議院フォーラム】

(5名)

椎名	素夫 (岩 手)	○末広	真樹子 (愛 知)	○田	英夫 (東 京)
中尾	則幸 (北海道)	本岡	昭次 (兵 庫)		

【二院クラブ】

(4名)

○佐藤	道夫 (比 例)	島袋	宗康 (沖 縄)	西川	潔 (大 阪)
山田	俊昭 (比 例)				

【新党さきがけ】

(3名)

○奥村	展三 (滋 賀)	○堂本	暁子 (比 例)	○水野	誠一 (比 例)
-----	----------	-----	----------	-----	----------

【各派に属しない議員】

(3名)

斎藤	十朗 (三 重)	○田村	公平 (高 知)	松尾	官平 (青 森)
----	----------	-----	----------	----	----------

4 議員の異動

第133回国会終了日（平成7年8月8日）以降における議員の異動である。

○ 死去

田辺 哲夫君（自民・比例） 7. 8. 8
大塚 清次郎君（自民・佐賀） 10. 3

○ 繰上補充当選

山東 昭子君（自民・比例） 7. 8. 25 田辺 哲夫君の繰り上げ

○ 補欠当選

岩永 浩美君（自民・佐賀） 7. 11. 22 大塚清次郎君の補欠

○ 会派結成

「参議院フォーラム」 7. 9. 27 椎名 素夫君（無 ・岩手）（代表）
末広真樹子君（無 ・愛知）
田 英夫君（平市・東京）
中尾 則幸君（平市・北海道）
本岡 昭次君（無 ・兵庫）
「平心会」 11. 28 江本 孟紀君（無 ・比例）
田村 公平君（無 ・高知）（代表）

○ 会派解散

「平和・市民」 7. 9. 27

○ 所属会派異動・会派所属

江本 孟紀君（新緑・比例） 10. 6 「新緑風会」を退会
岩永 浩美君（自民・佐賀） 11. 24 「自由民主党・自由国民会議」へ入会

5 委員会及び調査会等委員一覧

(初回開会日現在)

【内閣委員会】

(19名)

委員長	宮崎	秀樹 (自民)	岡野	裕 (自民)	永野	茂門 (平成)
理事	板垣	正 (自民)	鈴木	栄治 (自民)	萱野	茂 (社会)
理事	真島	一男 (自民)	村上	正邦 (自民)	角田	義一 (社会)
理事	吉田	之久 (平成)	依田	智治 (自民)	笠井	亮 (共産)
理事	山口	哲夫 (社会)	大久保	直彦 (平成)	聴濤	弘 (共産)
	岩崎	純三 (自民)	鈴木	正孝 (平成)		(7. 10. 19 現在)
	海老原	義彦 (自民)	友部	達夫 (平成)		

【地方行政委員会】

(19名)

委員長	竹山	裕 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	齋藤	勁 (社会)
理事	鎌田	要人 (自民)	松浦	功 (自民)	志苦	裕 (社会)
理事	溝手	顕正 (自民)	山本	一太 (自民)	有働	正治 (共産)
理事	統	訓弘 (平成)	岩瀬	良三 (平成)	西川	潔 (二院)
理事	渡辺	四郎 (社会)	小川	勝也 (平成)	田村	公平 (無)
	関根	則之 (自民)	小山	峰男 (平成)		(7. 10. 19 現在)
	谷川	秀善 (自民)	和田	洋子 (平成)		

〔暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会〕

(7名)

小委員長	鎌田	要人 (自民)				
	溝手	顕正 (自民)	渡辺	四郎 (社会)	西川	潔 (二院)
	統	訓弘 (平成)	有働	正治 (共産)	田村	公平 (無)
						(7. 10. 19 現在)

【法務委員会】

(19名)

委員長	及川	順郎 (平成)	鈴木	省吾 (自民)	千葉	景子 (社会)
理事	志村	哲良 (自民)	中原	爽 (自民)	田	英夫 (参フ)
理事	野村	五男 (自民)	林田	悠紀夫 (自民)	本岡	昭次 (参フ)
理事	平野	貞夫 (平成)	魚住	裕一郎 (平成)	斎藤	十朗 (無)
理事	橋本	敦 (共産)	大森	礼子 (平成)	——	欠員 1名——
	遠藤	要 (自民)	山崎	順子 (平成)		(7. 10. 19 現在)
	下稲葉	耕吉 (自民)	菅野	壽 (社会)		

【外務委員会】

(19名)

委員長	木庭 健太郎 (平成)	武見 敬三 (自民)	大脇 雅子 (社会)
理事	笠原 潤一 (自民)	成瀬 守重 (自民)	三重野 栄子 (社会)
理事	野沢 太三 (自民)	宮澤 弘 (自民)	立木 洋 (共産)
理事	寺澤 芳男 (平成)	矢野 哲朗 (自民)	武田 邦太郎 (新緑)
理事	矢田部 理 (社会)	田村 秀昭 (平成)	佐藤 道夫 (二院)
	大木 浩 (自民)	高野 博師 (平成)	(7. 10. 19 現在)
	田沢 智治 (自民)	畑 恵 (平成)	

【大蔵委員会】

(22名)

委員長	片山 虎之助 (自民)	金田 勝年 (自民)	益田 洋介 (平成)
理事	石川 弘 (自民)	佐藤 泰三 (自民)	渡辺 孝男 (平成)
理事	檜崎 泰昌 (自民)	清水 達雄 (自民)	大脇 雅子 (社会)
理事	牛嶋 正 (平成)	須藤 良太郎 (自民)	久保 亘 (社会)
理事	直嶋 正行 (平成)	西田 吉宏 (自民)	鈴木 和美 (社会)
理事	峰崎 直樹 (社会)	猪熊 重二 (平成)	吉岡 吉典 (共産)
	上杉 光弘 (自民)	海野 義孝 (平成)	(7. 10. 18 現在)
	大河原太一郎 (自民)	白浜 一良 (平成)	

【文教委員会】

(19名)

委員長	小野 清子 (自民)	釜本 邦茂 (自民)	上山 和人 (社会)
理事	木宮 和彦 (自民)	世耕 政隆 (自民)	竹村 泰子 (社会)
理事	森山 眞弓 (自民)	馳 浩 (自民)	阿部 幸代 (共産)
理事	山下 栄一 (平成)	石田 美栄 (平成)	江本 孟紀 (新緑)
理事	三重野 栄子 (社会)	菅川 健二 (平成)	堂本 暁子 (さき)
	阿部 正俊 (自民)	浜四津 敏子 (平成)	(7. 10. 5 現在)
	井上 裕 (自民)	林 寛子 (平成)	

【厚生委員会】

(19名)

委員長	今井 澄 (社会)	塩崎 恭久 (自民)	戸田 邦司 (平成)
理事	石井 道子 (自民)	高木 正明 (自民)	水島 裕 (平成)
理事	大島 慶久 (自民)	中島 眞人 (自民)	山本 保 (平成)
理事	釘宮 磐 (平成)	長峯 基 (自民)	朝日 俊弘 (社会)
理事	栗原 君子 (社会)	南野 知恵子 (自民)	西山 登紀子 (共産)
	尾辻 秀久 (自民)	勝木 健司 (平成)	(7. 10. 31 現在)
	清水 嘉与子 (自民)	田浦 直 (平成)	

【農林水産委員会】

(21名)

委員長	鈴木	貞敏 (自民)	浦田	勝 (自民)	高橋	令則 (平成)
理事	青木	幹雄 (自民)	岡部	三郎 (自民)	常田	享詳 (平成)
理事	服部	三男雄 (自民)	佐藤	静雄 (自民)	菅野	久光 (社会)
理事	風間	昶 (平成)	松村	龍二 (自民)	谷本	巍 (社会)
理事	都築	讓 (平成)	三浦	一水 (自民)	須藤	美也子 (共産)
理事	村沢	牧 (社会)	阿曾田	清 (平成)	国井	正幸 (新緑)
	井上	吉夫 (自民)	北澤	俊美 (平成)	島袋	宗康 (二院)
						(7. 10. 31 現在)

【商工委員会】

(19名)

委員長	杓掛	哲男 (自民)	坂野	重信 (自民)	川橋	幸子 (社会)
理事	久世	公堯 (自民)	中曾根	弘文 (自民)	前川	忠夫 (社会)
理事	野間	赴 (自民)	林	芳正 (自民)	山下	芳生 (共産)
理事	荒木	清寛 (平成)	平田	耕一 (自民)	小島	慶三 (新緑)
理事	藁科	満治 (社会)	加藤	修一 (平成)	松尾	官平 (無)
	倉田	寛之 (自民)	長谷川	清 (平成)		(7. 10. 23 現在)
	斎藤	文夫 (自民)	平田	健二 (平成)		

【運輸委員会】

(19名)

委員長	寺崎	昭久 (平成)	鴻池	祥肇 (自民)	青木	薪次 (社会)
理事	河本	三郎 (自民)	鈴木	政二 (自民)	渊上	貞雄 (社会)
理事	松浦	孝治 (自民)	二木	秀夫 (自民)	筆坂	秀世 (共産)
理事	横尾	和伸 (平成)	吉川	芳男 (自民)	椎名	素夫 (参フ)
理事	瀬谷	英行 (社会)	泉	信也 (平成)	中尾	則幸 (参フ)
	鹿熊	安正 (自民)	戸田	邦司 (平成)		(7. 10. 5 現在)
	亀谷	博昭 (自民)	平井	卓志 (平成)		

【逓信委員会】

(19名)

委員長	及川	一夫 (社会)	河本	英典 (自民)	林	久美子 (平成)
理事	岡	利定 (自民)	北岡	秀二 (自民)	伊藤	基隆 (社会)
理事	陣内	孝雄 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	上田	耕一郎 (共産)
理事	広中	和歌子 (平成)	守住	有信 (自民)	山田	俊昭 (二院)
理事	松前	達郎 (社会)	小林	元 (平成)	水野	誠一 (さき)
	加藤	紀文 (自民)	鶴岡	洋 (平成)		(7. 10. 20 現在)
	景山	俊太郎 (自民)	西川	玲子 (平成)		

【労働委員会】

(19名)

委員長	足立 良平 (平成)	佐々木 満 (自民)	梶原 敬義 (社会)
理事	坪井 一字 (自民)	山東 昭子 (自民)	日下部禧代子 (社会)
理事	松谷 蒼一郎 (自民)	前田 勲男 (自民)	吉川 春子 (共産)
理事	武田 節子 (平成)	吉村 剛太郎 (自民)	笹野 貞子 (新緑)
理事	清水 澄子 (社会)	石井 一二 (平成)	末広 真樹子 (参7)
	狩野 安 (自民)	今泉 昭 (平成)	(7. 10. 5 現在)
	小山 孝雄 (自民)	星野 朋市 (平成)	

【建設委員会】

(19名)

委員長	永田 良雄 (自民)	上野 公成 (自民)	渡辺 孝男 (平成)
理事	石渡 清元 (自民)	大野 明 (自民)	赤桐 操 (社会)
理事	太田 豊秋 (自民)	橋本 聖子 (自民)	大淵 絹子 (社会)
理事	片上 公人 (平成)	山崎 正昭 (自民)	山本 正和 (社会)
理事	緒方 靖夫 (共産)	市川 一朗 (平成)	奥村 展三 (さき)
	井上 孝 (自民)	長谷川 道郎 (平成)	(7. 10. 17 現在)
	岩井 國臣 (自民)	山崎 力 (平成)	

【予算委員会】

(45名)

委員長	井上 裕 (自民)	河本 三郎 (自民)	鈴木 正孝 (平成)
理事	上野 公成 (自民)	坂野 重信 (自民)	都築 譲 (平成)
理事	斎藤 文夫 (自民)	武見 敬三 (自民)	直嶋 正行 (平成)
理事	西田 吉宏 (自民)	谷川 秀善 (自民)	福本 潤一 (平成)
理事	前田 勲男 (自民)	野沢 太三 (自民)	益田 洋介 (平成)
理事	泉 信也 (平成)	野村 五男 (自民)	大脇 雅子 (社会)
理事	白浜 一良 (平成)	服部 三男雄 (自民)	川橋 幸子 (社会)
理事	田村 秀昭 (平成)	真鍋 賢二 (自民)	日下部禧代子 (社会)
理事	山本 正和 (社会)	松谷 蒼一郎 (自民)	竹村 泰子 (社会)
理事	有働 正治 (共産)	依田 智治 (自民)	峰崎 直樹 (社会)
	阿部 正俊 (自民)	荒木 清寛 (平成)	藁科 満治 (社会)
	石井 道子 (自民)	岩瀬 良三 (平成)	上田 耕一郎 (共産)
	板垣 正 (自民)	海野 義孝 (平成)	緒方 靖夫 (共産)
	上杉 光弘 (自民)	大森 礼子 (平成)	小島 慶三 (新緑)
	久世 公堯 (自民)	加藤 修一 (平成)	島袋 宗康 (二院)
			(7. 10. 5 現在)

【決算委員会】

(30名)

委員長	浦田	勝 (自民)	笠原	潤一 (自民)	寺澤	芳男 (平成)
理事	大木	浩 (自民)	清水	嘉与子 (自民)	山下	栄一 (平成)
理事	佐藤	泰三 (自民)	陣内	孝雄 (自民)	朝日	俊弘 (社会)
理事	清水	達雄 (自民)	中島	真人 (自民)	伊藤	基隆 (社会)
理事	星野	朋市 (平成)	長峯	基 (自民)	今井	澄 (社会)
理事	山崎	順子 (平成)	松村	龍二 (自民)	栗原	君子 (社会)
理事	筆坂	秀世 (共産)	守住	有信 (自民)	山口	哲夫 (社会)
	岩井	國臣 (自民)	牛嶋	正 (平成)	中尾	則幸 (参フ)
	海老原	義彦 (自民)	武田	節子 (平成)	国井	正幸 (新緑)
	景山	俊太郎 (自民)	統	訓弘 (平成)	水野	誠一 (さき)

(7. 10. 30 現在)

【議院運営委員会】

(25名)

委員長	志苦	裕 (社会)	釜本	邦茂 (自民)	荒木	清寛 (平成)
理事	下稲葉	耕吉 (自民)	木宮	和彦 (自民)	小川	勝也 (平成)
理事	鈴木	栄治 (自民)	北岡	秀二 (自民)	風間	昶 (平成)
理事	山崎	正昭 (自民)	鈴木	政二 (自民)	長谷川	道郎 (平成)
理事	猪熊	重二 (平成)	中原	爽 (自民)	齋藤	勁 (社会)
理事	北澤	俊美 (平成)	林	芳正 (自民)	鈴木	和美 (社会)
理事	角田	義一 (社会)	保坂	三蔵 (自民)	須藤	美也子 (共産)
理事	吉岡	吉典 (共産)	山本	一太 (自民)		(7. 9. 29 現在)
	金田	勝年 (自民)	阿曾田	清 (平成)		

〔庶務関係小委員会〕

(15名)

小委員長	鈴木	和美 (社会)				
	金田	勝年 (自民)	中原	爽 (自民)	北澤	俊美 (平成)
	釜本	邦茂 (自民)	山崎	正昭 (自民)	齋藤	勁 (社会)
	北岡	秀二 (自民)	阿曾田	清 (平成)	角田	義一 (社会)
	下稲葉	耕吉 (自民)	荒木	清寛 (平成)	吉岡	吉典 (共産)
	鈴木	栄治 (自民)	猪熊	重二 (平成)		(7. 9. 29 現在)

〔図書館運営小委員会〕

(15名)

小委員長	風間	昶 (平成)				
	下稲葉	耕吉 (自民)	山崎	正昭 (自民)	齋藤	勁 (社会)
	鈴木	栄治 (自民)	山本	一太 (自民)	鈴木	和美 (社会)
	鈴木	政二 (自民)	猪熊	重二 (平成)	角田	義一 (社会)
	林	芳正 (自民)	北澤	俊美 (平成)	吉岡	吉典 (共産)
	保坂	三蔵 (自民)	長谷川	道郎 (平成)		(7. 9. 29 現在)

【懲罰委員会】

(10名)

委員長	永野 茂門 (平成)	佐々木 満 (自民)	立木 洋 (共産)
理事	井上 吉夫 (自民)	宮澤 弘 (自民)	田 英夫 (参フ)
理事	林 寛子 (平成)	吉田 之久 (平成)	(7. 12. 15 現在)
	遠藤 要 (自民)	瀬谷 英行 (社会)	

【科学技術特別委員会】

(20名)

委員長	長谷川 清 (平成)	沓掛 哲男 (自民)	山崎 力 (平成)
理事	鹿熊 安正 (自民)	河本 三郎 (自民)	峰崎 直樹 (社会)
理事	吉川 芳男 (自民)	志村 哲良 (自民)	山本 正和 (社会)
理事	石田 美栄 (平成)	榎崎 泰昌 (自民)	阿部 幸代 (共産)
理事	川橋 幸子 (社会)	松村 龍二 (自民)	立木 洋 (共産)
	海老原 義彦 (自民)	友部 達夫 (平成)	佐藤 道夫 (二院)
	岡部 三郎 (自民)	林 寛子 (平成)	(7. 9. 29 現在)

【環境特別委員会】

(20名)

委員長	大淵 絹子 (社会)	佐藤 泰三 (自民)	広中 和歌子 (平成)
理事	河本 英典 (自民)	長峯 基 (自民)	和田 洋子 (平成)
理事	野村 五男 (自民)	西田 吉宏 (自民)	上山 和人 (社会)
理事	釘宮 磐 (平成)	野間 赳 (自民)	矢田部 理 (社会)
理事	竹村 泰子 (社会)	馳 浩 (自民)	有働 正治 (共産)
	石川 弘 (自民)	足立 良平 (平成)	中尾 則幸 (参フ)
	鴻池 祥肇 (自民)	畑 恵 (平成)	(7. 9. 29 現在)

【災害対策特別委員会】

(20名)

委員長	須藤 良太郎 (自民)	鎌田 要人 (自民)	長谷川 道郎 (平成)
理事	松浦 孝治 (自民)	清水 達雄 (自民)	横尾 和伸 (平成)
理事	松谷 蒼一郎 (自民)	竹山 裕 (自民)	赤桐 操 (社会)
理事	北澤 俊美 (平成)	依田 智治 (自民)	渡辺 四郎 (社会)
理事	村沢 牧 (社会)	市川 一朗 (平成)	山下 芳生 (共産)
	岩井 國臣 (自民)	田浦 直 (平成)	本岡 昭次 (参フ)
	釜本 邦茂 (自民)	戸田 邦司 (平成)	(7. 9. 29 現在)

〔雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会〕

(8名)

小委員長	北澤 俊美 (平成)	横尾 和伸 (平成)	本岡 昭次 (参フ)
	岩井 國臣 (自民)	渡辺 四郎 (社会)	(7. 11. 10 現在)
	鎌田 要人 (自民)	山下 芳生 (共産)	
	松谷 蒼一郎 (自民)		

【選挙制度に関する特別委員会】

(20名)

委員長	木暮	山人 (平成)	鈴木	貞敏 (自民)	水島	裕 (平成)
理事	岡	利定 (自民)	関根	則之 (自民)	山本	保 (平成)
理事	松浦	功 (自民)	中原	爽 (自民)	一井	淳治 (社会)
理事	石井	一二 (平成)	村上	正邦 (自民)	鈴木	和美 (社会)
理事	朝日	俊弘 (社会)	森山	眞弓 (自民)	橋本	敦 (共産)
	片山	虎之助 (自民)	勝木	健司 (平成)	笹野	貞子 (新緑)
	下稲葉	耕吉 (自民)	平野	貞夫 (平成)		(7. 9. 29 現在)

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(20名)

委員長	成瀬	守重 (自民)	榑崎	泰昌 (自民)	菅野	久光 (社会)
理事	木宮	和彦 (自民)	橋本	聖子 (自民)	照屋	寛徳 (社会)
理事	坪井	一字 (自民)	三浦	一水 (自民)	吉岡	吉典 (共産)
理事	風間	昶 (平成)	加藤	修一 (平成)	武田	邦太郎 (新緑)
理事	谷本	巍 (社会)	高野	博師 (平成)	島袋	宗康 (二院)
	板垣	正 (自民)	福本	潤一 (平成)	奥村	展三 (さき)
	尾辻	秀久 (自民)	星野	朋市 (平成)		(7. 9. 29 現在)

【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

(20名)

委員長	浜四津	敏子 (平成)	北岡	秀二 (自民)	菅川	健二 (平成)
理事	斎藤	文夫 (自民)	久世	公堯 (自民)	続	訓弘 (平成)
理事	服部	三男雄 (自民)	陣内	孝雄 (自民)	今井	澄 (社会)
理事	勝木	健司 (平成)	谷川	秀善 (自民)	上山	和人 (社会)
理事	山口	哲夫 (社会)	野沢	太三 (自民)	吉川	春子 (共産)
	阿部	正俊 (自民)	小川	勝也 (平成)	末広	真樹子 (参フ)
	亀谷	博昭 (自民)	小山	峰男 (平成)		(7. 9. 29 現在)

【中小企業対策特別委員会】

(20名)

委員長	二木	秀夫 (自民)	小山	孝雄 (自民)	平田	健二 (平成)
理事	石渡	清元 (自民)	塩崎	恭久 (自民)	渡辺	孝男 (平成)
理事	中曾根	弘文 (自民)	平田	耕一 (自民)	齋藤	勁 (社会)
理事	今泉	昭 (平成)	真鍋	賢二 (自民)	前川	忠夫 (社会)
理事	三重野	栄子 (社会)	阿曾田	清 (平成)	西山	登紀子 (共産)
	大木	浩 (自民)	武田	節子 (平成)	国井	正幸 (新緑)
	景山	俊太郎 (自民)	西川	玲子 (平成)		(7. 9. 29 現在)

【国会等の移転に関する特別委員会】

(20名)

委員長	菅野	久光 (社会)	鈴木	政二 (自民)	寺崎	昭久 (平成)
理事	下稲葉	耕吉 (自民)	中曽根	弘文 (自民)	山崎	順子 (平成)
理事	山崎	正昭 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	山下	栄一 (平成)
理事	広中	和歌子 (平成)	真島	一男 (自民)	渕上	貞雄 (社会)
理事	瀬谷	英行 (社会)	矢野	哲朗 (自民)	緒方	靖夫 (共産)
	坂野	重信 (自民)	及川	順郎 (平成)	末広	真樹子 (参フ)
	鈴木	栄治 (自民)	片上	公人 (平成)		(7. 9. 29 現在)

【宗教法人等に関する特別委員会】

(35名)

委員長	佐々木	満 (自民)	倉田	寛之 (自民)	釘宮	磐 (平成)
理事	尾辻	秀久 (自民)	小山	孝雄 (自民)	直嶋	正行 (平成)
理事	関根	則之 (自民)	下稲葉	耕吉 (自民)	横尾	和伸 (平成)
理事	松浦	功 (自民)	中島	真人 (自民)	和田	洋子 (平成)
理事	平井	卓志 (平成)	檜崎	泰昌 (自民)	菅野	久光 (社会)
理事	山下	栄一 (平成)	服部	三男雄 (自民)	竹村	泰子 (社会)
理事	峰崎	直樹 (社会)	保坂	三蔵 (自民)	角田	義一 (社会)
理事	有働	正治 (共産)	村上	正邦 (自民)	藁科	満治 (社会)
	上杉	光弘 (自民)	荒木	清寛 (平成)	阿部	幸代 (共産)
	岡部	三郎 (自民)	魚住	裕一郎 (平成)	本岡	昭次 (参フ)
	鎌田	要人 (自民)	大森	礼子 (平成)	国井	正幸 (新緑)
	久世	公堯 (自民)	風間	昶 (平成)		(7. 11. 10 現在)

【国際問題に関する調査会】

(25名)

会長	林田	悠紀夫 (自民)	木宮	和彦 (自民)	永野	茂門 (平成)
理事	板垣	正 (自民)	塩崎	恭久 (自民)	益田	洋介 (平成)
理事	笠原	潤一 (自民)	鈴木	貞敏 (自民)	萱野	茂 (社会)
理事	田村	秀昭 (平成)	馳	浩 (自民)	志苦	裕 (社会)
理事	直嶋	正行 (平成)	林	芳正 (自民)	清水	澄子 (社会)
理事	松前	達郎 (社会)	山本	一太 (自民)	笠井	亮 (共産)
理事	上田	耕一郎 (共産)	泉	信也 (平成)	田	英夫 (参フ)
	尾辻	秀久 (自民)	木庭	健太郎 (平成)		(7. 10. 19 現在)
	岡野	裕 (自民)	高橋	令則 (平成)		

【国民生活・経済に関する調査会】

(25名)

会長	鶴岡	洋 (平成)	大野	明 (自民)	木暮	山人 (平成)
理事	太田	豊秋 (自民)	金田	勝年 (自民)	林	久美子 (平成)
理事	清水	嘉与子 (自民)	鈴木	省吾 (自民)	日下部	禧代子 (社会)
理事	牛嶋	正 (平成)	中島	真人 (自民)	栗原	君子 (社会)
理事	片上	公人 (平成)	橋本	聖子 (自民)	三重野	栄子 (社会)
理事	菅野	壽 (社会)	平田	耕一 (自民)	笹野	貞子 (新緑)
理事	聴濤	弘 (共産)	三浦	一水 (自民)	水野	誠一 (さき)
	石井	道子 (自民)	魚住	裕一郎 (平成)		(7. 11. 8 現在)
	大島	慶久 (自民)	小林	元 (平成)		

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(25名)

会長	井上	孝 (自民)	亀谷	博昭 (自民)	平野	貞夫 (平成)
理事	上野	公成 (自民)	小山	孝雄 (自民)	伊藤	基隆 (社会)
理事	守住	有信 (自民)	佐々木	満 (自民)	千葉	景子 (社会)
理事	石田	美栄 (平成)	武見	敬三 (自民)	角田	義一 (社会)
理事	都築	讓 (平成)	溝手	顕正 (自民)	中尾	則幸 (参フ)
理事	大脇	雅子 (社会)	宮澤	弘 (自民)	小島	慶三 (新緑)
理事	筆坂	秀世 (共産)	足立	良平 (平成)	山田	俊昭 (二院)
	井上	吉夫 (自民)	猪熊	重二 (平成)		(7. 11. 1 現在)
	石渡	清元 (自民)	常田	享詳 (平成)		

【政治倫理審査会】

(15名)

会長	岩崎	純三 (自民)	大野	明 (自民)	鶴岡	洋 (平成)
幹事	宮澤	弘 (自民)	岡部	三郎 (自民)	吉田	之久 (平成)
幹事	平井	卓志 (平成)	真鍋	賢二 (自民)	及川	一夫 (社会)
幹事	矢田部	理 (社会)	松浦	功 (自民)	千葉	景子 (社会)
	板垣	正 (自民)	大久保	直彦 (平成)	橋本	敦 (共産)
						(7. 12. 15 現在)

【参議院制度改革検討会】

(11名)

座長	前田	勲男 (自民)	猪熊	重二 (平成)	藁科	満治 (社会)
	上杉	光弘 (自民)	続	訓弘 (平成)	吉川	春子 (共産)
	斎藤	文夫 (自民)	永野	茂門 (平成)	椎名	素夫 (参フ)
	下稲葉	耕吉 (自民)	及川	一夫 (社会)		(7. 10. 12 現在)

1 本会議審議経過

○平成7年9月29日（金）

開 会 午前10時3分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員山東昭子君を議院に紹介した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員20名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、中小企業に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る中小企業対策特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査のため委員20名から成る地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休 憩 午前10時8分

再 開 午後3時1分

雍仁親王妃勢津子殿下薨去につき弔意を表する件

本件は、議長からすでに弔詞を奉呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

議員田辺哲夫君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

次いで、足立良平君が哀悼の辞を述べた。

日程第2 会期の件

本件は、全会一致をもって46日間とすることに決した。

日程第3 国務大臣の演説に関する件

村山内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散 会 午後3時49分

○平成7年10月3日（火）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

石井一二君、岡部三郎君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散 会 午後1時8分

○平成7年10月4日（水）

開 会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員一井淳治君、裁判官訴追委員予備員吉村剛太郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に千葉景子君、裁判官訴追委員予備員に岡利定君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に久保亘君を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第2順位の清水達雄君を第1順位とし、第3順位の河本三郎君を第2順位とし、岡利定君を第3順位とした。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

菅野久光君、橋本敦君は、それぞれ質疑をした。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後1時1分

休憩前に引き続き、林寛子君は、質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

休 憩 午後1時44分

再 開 午後2時43分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

武村大蔵大臣は、財政について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散 会 午後2時53分

○平成7年10月5日（木）

開 会 午後3時16分

日程第1 常任委員長選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、

農林水産委員長に鈴木貞敏君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、科学技術会議議員に関本忠弘君、臨時大深度地下利用調査会委員に芦田甚之助君、大田弘子君、鈴木精二君、鈴木礼治君、味村治君、公安審査委員会委員に鮫島敬治君、日本銀行政策委員会委員に後藤康夫君を任命することに同意することに決し、科学技術会議議員に中根千枝君、臨時大深度地下利用調査会委員に植下協君、鎌田薫君、岸谷孝一君、五代利矢子君、今田徹君、藤田宙靖君、松本嘉司君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第2 国務大臣の演説に関する件（第2日）

寺澤芳男君、岡野裕君、藁科満治君、吉岡吉典君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

議院運営委員長から参議院制度改革検討会の設置について発言があった。

散 会 午後5時59分

○平成7年10月18日（水）

開 会 午後1時3分

元議員小笠原貞子君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

検察官適格審査会委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、検察官適格審査会委員に前田勲男君、同予備委員に笠原潤一君（前田勲男君の予備委員）、国会等移転調査会委員に中曾根弘文君を指名した。

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、公害健康被害補償不服審査会委員に伊藤卓雄君、玉木武君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、中央社会保険医療協議会委員に工藤敦夫君、運輸審議会委員に大堀太千男君、梶原清君を任命することに同意することに決した。

平成7年度一般会計補正予算（第2号）

平成7年度特別会計補正予算（特第2号）

平成7年度政府関係機関補正予算（機第2号）

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後1時27分

○平成7年10月20日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律案（内閣提出）

日程第2 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上4案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1、第3及び第4は可決、日程第2は全会一致をもって可決された。

日程第5 建築物の耐震改修の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第6 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第8 消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時17分

○平成7年10月25日（水）

開 会 午後4時1分

日程第1 1995年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

日程第2 1995年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 通信・放送機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、中小企業対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第6 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第6は可決、日程第7は全会一致をもって可決された。

散 会 午後4時16分

○平成7年11月1日（水）

開 会 午前10時2分

議員大塚清次郎君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、村沢牧君が哀悼の辞を述べた。

日程第1 国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

休 憩 午前10時21分

再開するに至らなかった。

○平成7年11月8日（水）

開 会 午前10時4分

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、武村大蔵大臣から趣旨説明があった後、直嶋正行君が質疑をした。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、河野外務大臣から趣旨説明があった後、高野博師君、立木洋君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 科学技術基本法案（衆議院提出）

本案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 高齢社会対策基本法案（第132回国会本院提出、第134回国会衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前11時41分

○平成7年11月10日（金）

開 会 午前9時31分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、宗教法人法改正等に関する諸問題を調査するため委員35名から成る宗教法人等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

北海道開発審議会委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、峰崎直樹君を指名した。

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、池端国務大臣から趣旨説明があった後、北澤俊美君が質疑をした。

日程第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国

とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付)

本件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第2 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 日本放送協会平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

本件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって委員長報告のとおり承認することに決した。

散 会 午前10時5分

○平成7年11月13日(月)

開 会 午後8時21分

日程第1 会期延長の件

本件は、国会の会期を来る12月15日まで32日間延長することに決した。

散 会 午後8時22分

○平成7年11月20日(月)

開 会 午後3時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(APEC大阪会議等出席報告及びAPEC大阪会合を中心とする外交案件に関する報告について)

本件は、橋本通商産業大臣、河野外務大臣から報告があった。

国務大臣の報告に対する質疑は、延期することに決した。

散 会 午後3時15分

○平成7年11月22日(水)

開 会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、宇宙開発委員会委員に山口開生君、日本放送協会経営委員会委員に須田寛君を任命することに同意することに決し、中央更生保護審査会委員に深澤道子君、電波監理審議会委員に岩男寿美子君、日本放送協会経営委員会委員に池川順子君、齊川慶一郎君、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第1 国務大臣の報告に関する件(APEC大阪会議等出席報告及びA

PEC大阪会合を中心とする外交案件に関する報告について)

(第2日)

野沢太三君、山崎順子君、川橋幸子君、緒方靖夫君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時1分

宗教学法人法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、島村文部大臣から趣旨説明があった後、中曽根弘文君、勝木健司君、齋藤勁君、阿部幸代君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後3時5分

○平成7年11月29日(水)

開会 午後零時31分

議長は、新たに当選した議員岩永浩美君を議院に紹介した後、同君を法務委員に指名した。

日程第1 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は全会一致をもって承認することに決し、日程第2は承認することに決した。

散会 午後零時36分

○平成7年12月1日(金)

開会 午前11時52分

日程第1 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 接收刀剣類の処理に関する法律案(衆議院提出)

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、
全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時3分

○平成7年12月8日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 宗教法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、宗教法人等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果
の報告があって、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成172、反
対69にて可決された。

散 会 午前10時42分

○平成7年12月11日（月）

開 会 午後零時31分

日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案及び政党助成法の一部を改正
する法律案（趣旨説明）

本件は、衆議院議員瓦力君から趣旨説明があった後、釘宮磐君、山下芳
生君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後1時50分

○平成7年12月13日（水）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（現下の金融問題について）

本件は、武村大蔵大臣から報告があった後、石川弘君、広中和歌子君、
萱野茂君、筆坂秀世君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 平成4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
（その2）（第129回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）

日程第3 平成4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
（第129回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）

日程第4 平成4年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び
各省各庁所管経費増額調書（その2）（第129回国会内閣提出、
第134回国会衆議院送付）

日程第5 平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
（その1）（第129回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）

日程第6 平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
（その1）（第129回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）

- 日程第7 平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第129回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）
- 日程第8 平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第132回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）
- 日程第9 平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第132回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）
- 日程第10 平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第132回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）
- 日程第11 平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第132回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）
- 日程第12 平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第132回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）
- 日程第13 平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第132回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）
- 日程第14 平成4年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（第129回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）
- 日程第15 平成5年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（第132回国会内閣提出、第134回国会衆議院送付）

以上14件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第2、第4、第6ないし第10、第12及び第13は全会一致をもって承諾することに決し、日程第3、第5、第11、第14及び第15は承諾することに決した。

休 憩 午後零時20分

再 開 午後4時51分

自動車損害賠償法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

政党助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後4時58分

○平成7年12月15日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1ないし第13の請願

以上の請願は、労働委員長外4委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
国の防衛に関する調査

地方行政委員会

地方行政の改革に関する調査

法務委員会

検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

租税及び金融等に関する調査

文教委員会

教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

農林水産政策に関する調査

商工委員会

産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

運輸事情等に関する調査

逓信委員会

郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

労働委員会

労働問題に関する調査

建設委員会

建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

予算の執行状況に関する調査

決算委員会

平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書

平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成5年度一般会計歳入歳出決算、平成5年度特別会計歳入歳出決算、平成5年度国税収納金整理資金受払計算書、平成5年度政府関係機関決算書

平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

地方分権の推進及び規制緩和に関する調査

中小企業対策特別委員会

中小企業対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

国会等の移転に関する調査

宗教法人等に関する特別委員会

宗教法人法改正等に関する調査

国際問題に関する調査会

国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

国民生活・経済に関する調査

行財政機構及び行政監察に関する調査会

行財政機構及び行政監察に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散 会 午前10時4分

2 国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

○平成7年9月29日（金）

【村山内閣総理大臣の所信表明演説】

第134回国会の開会に当たり、また、戦後50年を迎えて初めて開催される国会の冒頭に当たり、所信の一端を申し述べます。

〔はじめに〕

昨年6月の政権発足後約1年3カ月、この内閣は、戦後の長年にわたる懸案であった政治改革、税制改革、地方分権などの諸改革を実施してまいりました。また、去る8月15日には、戦後50年の節目に当たっての談話を発表し、我が国の過去に対する歴史認識と世界平和を基軸とした今後の対外政策のあり方を内外に明らかにいたしました。さらに、被爆者援護やいわゆる従軍慰安婦問題などの戦後処理問題にも一つの区切りをつけることができたものと確信をいたしております。

しかしながら、世界の政治、経済が戦後長く続いた旧来構造から大きく変化している今日にあって、依然として我が国は、政治、行政、経済社会の各面において、戦後の復興、成長期の構造を色濃く残しているのが現実であります。もとより、我が国固有の制度、慣行には未来に守り伝えるべきものも多数存在していることは言うまでもありませんが、今こそ、私たちはその歴史を振り返り、戦後のこの国の発展を支えてきたものは何であるのか、それらのうちどのような面が今や将来の発展の妨げとなっているのか、次なる世紀を展望したとき何が日本と世界の発展にとって必要なのかを真剣に議論をし、大胆な改革に取り組まなければなりません。

私は、これまで築き上げてきた3党間の信頼関係を基軸としつつ、新たな陣容のもと、ここに心を新たにして、以下に述べる内外の主要課題への取り組みに全力を傾ける所存でございます。

〔景気・経済対策の実施〕

まず何よりも急がれる課題は、当面の景気・経済対策であります。

日本経済は、バブル崩壊の後遺症に加え、年初以来の震災や円高等の影響により景気の足踏み状態が長引くなど、全般的には依然厳しい状況が続いております。政府としては、この春以来、緊急円高・経済対策や、その具体化・補強を図るための諸施策、さらに円高是正のための海外投融資促進対策など切れ目のない施策を講じてまいりました。最近、為替や株式市場には明るい兆候が見

られるようになっておりますが、この機を逃すことなく、景気回復を確実なものとするため、今こそ的確かつ効果的な対策を講ずるべきであるとの考えのもとに、去る20日には経済対策を決定したところでございます。

同対策においては、国民生活の質の向上や新しい産業の創出につながる分野等に重点を置いた過去最大規模の内需拡大策、土地の有効利用、証券市場活性化、雇用や中小企業対策などの直面する課題の早期克服、さらには、経済構造改革の一層の推進の3点を中心とした対策を盛り込んだところでございます。また、公共投資等のハード面の対策のみならず、研究・情報等のソフト面の対策も充実をさせました。同時に、土地税制について、最近の経済情勢にかんがみ、土地基本法の理念を踏まえつつ、8年度税制改正において結論を得るべく、総合的かつ積極的に検討することといたしております。

さらに、今次対策においては、阪神・淡路大震災復興関連事業等を推進するとともに、新たな国際環境のもとでの我が国農業・農村の自立的発展を図る観点から、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱に基づき、高生産性農業基盤整備など農業の振興にも力を注いだところでございます。

また、経済の動脈とも言うべき金融システムの安定性を確保するため、金融機関の不良債権問題の早期解決を期し、引き続き果敢に対応してまいります。今般、金融制度調査会において中間的な取りまとめが行われたところでございますが、預金保険制度の拡充、住宅金融専門会社をめぐる問題への対応等につき、年内に対応策をまとめるべく最大限の努力をいたします。

政府としては、「景気回復内閣」として、国民生活を脅かし、中小企業を初めとした経済・産業活動の基盤を揺るがしかねない厳しい経済情勢から一刻も早く脱却をするため、為替動向を含めた内外の経済動向を注視しつつ、機動的かつ弾力的な経済運営に全力を挙げてまいります。国会におきましても、これら対策の根幹をなす本年度第2次補正予算案及び経済対策関連法案等を可及的速やかに成立させていただくことを切にお願い申し上げます。

世界の各国、各地域が国境を越えて競争にしのぎを削る時代が到来している中で、我が国が、21世紀にふさわしい、自由で、活力と創造性にあふれ、かつ国際経済と調和した経済社会をつくり出すためには、今般の経済対策においても明らかにしたとおり、「改革推進政権」として経済構造改革や行財政改革など、中長期的視点に立った改革に引き続き取り組むことも緊急の課題であります。

〔規制緩和の推進〕

まず第1になすべきは、経済社会の活力の妨げとなっている諸規制の緩和や商慣行の是正であります。

住宅・土地、情報・通信、流通・運輸、金融・証券分野などを中心とした重点的な規制緩和の断行、不透明な民間取引慣行の是正などにより、市場原理がより有効に働く自由な経済メカニズムを構築していかなければなりません。しかし、規制緩和等を行うに際し重要なことは、自由競争原理の貫徹とその反面生じる自己責任のあり方を徹底して議論することにあります。行政改革委員会において活発な議論をいただき、その意見を最大限尊重し、今年度内に規制緩和推進計画をより充実した内容に改定する決意であります。

もとより、具体的な規制の緩和や撤廃等には政府各部の決断と制度改正への努力が不可欠であります。私は、この徹底した議論と断固たる実行によってこそ真の改革が実現をし、また、これによって、我が国経済の高コスト構造のあらわれであり豊かな国民生活実現の妨げとなっている内外価格差の是正・縮小も進展するものと確信をいたしております。

〔経済構造改革の推進〕

経済フロンティアを開拓し、経済社会の活性化を一層強力に推進することも経済構造改革の重要な柱であります。

独創的・先端的な科学技術や情報通信が一国の将来を支える知的資産であり、また、豊かな国民生活と高度な産業活動を生み出す基盤を構成するものであることは改めて申すまでもありません。これらの分野における我が国の立ちおくれを取り戻し、科学技術創造立国を目指して、研究開発基盤整備や産学官の連携の促進等により研究開発活動を活性化させるとともに、高度情報通信社会の構築に向けた動きを加速・推進するための情報通信インフラ整備や情報通信技術の開発などに積極的に取り組んでまいります。

また、新たな産業分野の開拓の原動力となり、質の高い雇用機会の確保にも寄与する新規事業を創出することも、我が国の産業・雇用構造を改革する上で極めて重要な課題であり、資金、人材、技術の確保の円滑化を図るための法律改正を提案いたします。

我が国の国際社会に占める地位や役割を考えると、国際経済との調和を図ることも極めて大きな政策課題であります。このため、輸入促進地域における輸入関連事業者への支援事業の推進など、輸入や対日投資の促進のための施策を強化することといたしております。

また、民活法の対象施設や事業者支援を充実するなど、新たな産業や生活インフラの整備を進めてまいります。

さらに、政府としては、高齢化が本格化する21世紀に向け、引き続き公共投資基本計画に基づき着実な社会資本整備を図るなど、内需主導型の経済運営に資する施策の推進に努めてまいります。

以上のような経済構造改革を進めるとともに、政府としては、今年中に経済計画を策定し、21世紀に向けた我が国経済社会の展望を切り開いてまいりたいと考えております。

〔行財政改革の断行〕

自由で活力ある社会を建設するに当たっては、まずもって行政みずからがその改革に一層真剣に取り組む必要があります、行財政改革に全力を挙げなければなりません。

私たちが求める行政は、緊急時には強いリーダーシップを発揮するとともに、政策課題に常に迅速かつ弾力的に対応することが可能な、いわば、効率的で、しなやかではあるが強靱なる政府とでも形容さるべきものであります。かかる政府を実現するには、省利省益と称されるようなセクショナリズムを排し、国民の立場を基本としつつ、さらには国際的な視野から行政のあり方を見直し、さきに述べた規制緩和の一層の徹底に加え、地方分権、情報公開、審議会の運営の透明性の確保等、引き続き行政改革の断行に全力を傾ける必要があります。

特に、地方分権については、住民に身近な行政は、住民が直接選んだ首長の責任のもとに地方公共団体が事務を行うという地方自治の大原則に立っても、また、国が本来果たすべき役割を重点的に担うという観点からも、ぜひとも早期に実現すべき課題であります。地方分権推進委員会から具体的な指針の勧告をいただき、地方分権推進計画を早急に策定し、権限委譲や国の関与の緩和や廃止、地方税財源の充実強化、地方行政体制の整備など、地方分権の流れを加速させていく所存であります。

同時に忘れてならないのは、国と民間、国と地方との関係において、相互のもたれ合いや甘えはなかったか、また、国民、住民への説明や情報開示は十分に行われていたかという点を検証することです。このような真剣な議論やそれを通じた各界の自覚をもって初めて、国民の間において、いかなる分野において自己責任原則を徹底させ、いかなる分野において政策的措置が必要であるかについての合意が形成され、真の意味での行政改革がなし遂げられるものと信じております。

現在極めて厳しい状況に置かれている財政についても真剣な議論が必要であります。今般の経済対策においては、厳しい財政事情ではありますが、当面の経済情勢に対処すべく、特例公債を含む公債発行を実施することといたしました。その結果、財政事情は一層悪化せざるを得ません。今後21世紀に向け、我が国が活力ある社会を構築していくためには、経済構造の抜本的な改革や高齢

社会に対応したさまざまな行政ニーズに対し、真に必要な財政支出をためらうわけにはまいりません。

他方、改めて言うまでもなく、国の財政は租税負担と負債、すなわち究極的には現在と未来の国民の負担により運営されております。私たちの子供や孫の世代に過度の重荷を背負わせることなく、同時に、多様な行政ニーズに財政が弾力的に対応し得るよう、中長期的観点に立った適切かつ健全な経済・財政運営に努めていくとともに、行政改革と一体的に財政改革を推進していかなければなりません。

〔安全で安心できる社会の構築〕

震災や無差別テロ事件などにより、国民の安全への危惧が強まっておりますが、安全で安心できる社会を構築することは国政の基本であり、本内閣が最も重視する課題の1つでございます。特に、さきの阪神・淡路大震災に関しては、阪神・淡路復興委員会の提言を踏まえ、この地域の我が国経済社会における重要な役割をも十分認識しつつ、本格復興に向けて引き続き全力を尽くしてまいります。

地震を初めとした災害に強い国づくり、町づくりという観点から、今般、災害予防から応急対策、復旧・復興に至るまでの災害対策指針である新防災基本計画を策定したところでありますが、これを今後の災害時の総合指針として活用してまいります。さらに、被害情報の早期収集・伝達体制の整備や緊急応急体制の拡充に努めていくとともに、制度面では、国の災害対応体制の充実強化を内容とする災害対策基本法の改正案等も今国会に提出することといたしております。

私は、今回の震災の経験から得た貴重な教訓を風化させることなく、総合的な災害対策の一層の充実強化に取り組むことが、とうとい犠牲をむだにしない唯一の道であると信じるものであります。

無差別テロ事件や銃器を用いた凶悪犯罪の頻発は、私たちが目指す安全で安心できる社会への許しがたい挑戦であります。特に、オウム真理教信者らによる一連の事件においては、平穏な市民社会においてサリン等の大量殺りく兵器として使用し得る物質が使用されたことが内外に大きな衝撃を与えたことを踏まえ、関係国との国際協力を推進するとともに、再発防止のため政府が一体となった対策を講じてまいりました。また、銃器犯罪に対しては、銃器対策推進本部を設置し、強力な取り締まりや広報啓発等の総合的な対策を推進しております。今後とも、これらの事件について徹底した真相究明と再発防止措置を講ずることにより、我が国が誇りとしてきた良好な治安の維持に努めてまいります。

また、国民が健康で安心して暮らすことのできる公正な社会を構築することを忘れてはなりません。高齢化や核家族化の進展により深刻化している高齢者介護や少子化の問題への対応を図るとともに、ハンディキャップを背負った人々が普通の生活ができるよう、今後とも保健・福祉施策の一層の充実にも力を注いでいくほか、人権が守られ差別のない社会の建設を推進してまいります。

さらに、水俣病問題については、関係者の御尽力により、今般大きな進展を見たところでありますが、一日も早く全面的かつ最終的な決着を得るべく、引き続き全力を傾けてまいります。

宗教法人制度については、昭和26年の宗教法人法制定以後、社会状況や宗教法人の実態が変化する中で、現行法では必ずしも実情に適合しない面が生じてきており、その見直しを図るべきであるとの意見が国民の間でも高まっています。政府としては、宗教法人審議会における制度のあり方についての慎重な検討結果を踏まえて、信教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ、必要な法改正に取り組む所存であります。

〔国際社会の平和と繁栄に向けての貢献〕

国際社会においては、冷戦後の新たな枠組みをつくり上げるためのたゆみない努力が続けられていますが、世界は依然多くの流動的な要素を抱えています。一国の安全と繁栄は国際社会の平和と繁栄の中でしか実現できない状況となっており、我が国は多くの分野で一層積極的な役割を果たしていく必要があります。

冷戦終了後の重要な課題の第1として、地域紛争の平和的な解決があります。

私は、先ごろ中東地域を歴訪してまいりましたが、一昨年秋のイスラエル・PLO間の歴史的な合意以降、中東和平は新たな段階に入り、これまで着実な進展を見ております。私は、この和平に向けた歴史的な流れを支援するため、各指導者に対し一層の交渉努力を訴えるとともに、経済支援を初め、引き続き積極的な貢献を行っていくことを表明いたしました。

また、シリア・イスラエル間の和平に寄与し、国連平和維持活動に引き続き積極的に貢献するとの観点から、明年2月を目途にゴラン高原のPKOに自衛隊部隊等を派遣するための準備を開始したことを説明したところであります。

旧ユーゴスラビアでの紛争も、国際社会が全体としてその平和的解決に取り組むべき問題であり、我が国としても和平を支援するために可能な限りの外交努力を継続するとともに、人道支援等の適切な協力を行ってまいります。

冷戦後の国際社会にとっていま一つの重要課題は、核軍縮・核不拡散の推進であります。本年5月のNPTの無期限延長と核不拡散・核軍縮のための原則

と目標の決定を受けて、我が国は唯一の被爆国として、今後ともすべての核兵器国に対し、核兵器の究極的な廃絶に向けて核軍縮に真剣に取り組むよう強く訴えてまいります。

核兵器国に対し核実験の最大限の自制が求められている中で、中国及びフランスが核実験を実施したことは極めて遺憾であります。今後とも我が国として、核実験の停止を国際的に強く働きかけるとともに、全面核実験禁止条約の明年中のできる限り早い時期の妥結に向け最大限努力してまいります。

また、冷戦後の国際情勢の変化も踏まえつつ、今後の我が国の防衛力のあり方についても、総合的な観点から引き続き精力的に検討を行ってまいりたいと考えております。

貧困の撲滅や市場経済への移行努力に対する支援、食糧問題、環境、人権、人口、エイズ、麻薬等の地球規模の問題への取り組みも我が国の国際貢献の最も重要な柱の1つであり、引き続き積極的な役割を果たしていかなければなりません。先般、北京で開催された世界女性会議において、我が国は、途上国の女性支援のため、教育、健康、経済・社会活動への参加の3つの分野を中心として開発援助の拡充に努力すると新しい指針を発表いたしました。今後ともこの指針に沿って途上国の持続的な開発のため積極的に貢献をしてまいりたいと考えています。

これらの国際社会が抱える問題を解決するに当たっての中核的な舞台は国連であり、国連創設50周年の記念すべきこの機会に、国連の機能強化を目指す改革を前進させるべきであります。我が国は、安保理改革、経済・社会分野の改革、行財政改革の3つの分野を国連改革の中心的課題と位置づけ、他の国連加盟国と協力をしつつ、その早期実現に引き続き努力をしてまいります。先般も河野外務大臣が、国連総会において、新たな視点に立った開発の重要性、紛争の解決及び軍縮・軍備管理の問題、国連改革の3点を中心に政府の考え方を述べたところであります。来月下旬には国連創設50周年を記念する特別会合が開催されますが、我が国として、こうした機会をもとらえ、国連改革の重要性を強調したいと考えております。

〔アジア・太平洋地域のさらなる発展を目指して〕

戦後50年を迎えた本年、くしくも我が国は、A P E Cの議長国として大阪会議を主催いたします。かつて「争いの海」として激しい戦いが行われた太平洋は、今や世界のどの地域にも増して急速な発展を遂げる「実りの海」となりつつあります。ともにアジア・太平洋地域の経済発展を促進するとの理想を掲げて発足したA P E Cは、この地域の世界経済における位置づけの高まりとともに、世界経済の持続的発展のために不可欠な存在となっております。

A P E C の大阪会議は、今後のアジア・太平洋における開かれた地域協力の発展のかぎを握る非常に重要なものであります。我が国としては、議長国として、貿易・投資の自由化、円滑化及び経済・技術協力の推進に向けた「行動指針」を策定するとともに、その具体化に向けての確固たる決意を内外に示すため、前向きな「当初の措置」を提示するなど、来る会議の成功に向け、責任ある役割を担ってまいり決意でございます。

アジア・太平洋、さらには世界の平和と繁栄のためには、米国やアジア諸国などとの友好的な二国間協力関係を発展させていくことが重要であります。

日米関係については、11月のクリントン大統領訪日の機会に、次の世紀に目を向けた日米関係の基調を示すとともに、今後とも、広範な日米協力関係の政治的基盤たる日米安保体制を堅持し、その円滑かつ効果的な運用に努めてまいります。かかる観点からも、今国会における在日米軍駐留経費の負担に関する新たな協定の承認をお願いしたいと思います。

同時に、安保条約の目的達成との調和を図りつつ、米軍の駐留に伴う種々の問題の解決のために真剣に取り組む所存であります。特に、今月初めの沖縄県の女子小学生に対する痛ましい事件は極めて遺憾であり、沖縄県民の心情はもとより国民的な立場を踏まえて、このような事件が再発しないよう米側に強く求めるとともに、きちんと対処していきたいと考えております。

また、日米経済関係についても、協力の精神に基づき、引き続き円滑な運営に努めてまいります。

朝鮮半島政策については、韓国との友好協力関係の増進を基本とし、これを進めてまいります。北朝鮮の核兵器開発問題については、米国、韓国とともに朝鮮半島エネルギー開発機構への積極的な協力を行ってまいります。また、朝鮮半島の平和と安定に資するという観点を踏まえつつ、韓国等との緊密な連携のもと、日朝国交正常化交渉に取り組んでいく考えでございます。

中国との間で安定した友好協力関係を築いていくことも、アジア・太平洋地域、ひいては世界の安定と繁栄にとって極めて重要であります。引き続き中国の改革・開放政策を支援していくとともに、核軍縮を含む国際社会の諸問題に関して、日中間の率直かつ真剣な対話を深めていく所存であります。

日ロ関係において、北方領土問題という過去の負の遺産を克服し両国関係を完全に正常化することは、アジア・太平洋地域の平和と安定にも大いに貢献するものであります。先般、私からエリツィン大統領に対し領土問題解決のための政治決断を促すメッセージを伝えたところでございますが、今後とも、東京宣言に基づきさらに粘り強い努力を払い、政治経済両面にわたり均衡のとれた日ロ関係の進展を図ってまいります。

〔政治と行政のあり方〕

以上の国政の主要課題に取り組むに当たっては、政治が国民の信頼を取り戻すことが必要であることは言うまでもありません。さきの参議院議員選挙でも示された国民の政治への不信や関心の低下を厳しく受けとめ、国民の信頼と関心を回復するため、政治に携わるすべての人々が、この国と国民の将来のため、今、どのような議論を行い、どのような行動をなすべきかを真剣に問い直すことが必要でございます。

また、最近における公務員の綱紀に関する国民の御批判についても謙虚に受けとめる必要があります。行政や公務員に対する国民の信頼を回復するため、いやしくも全体の奉仕者たる公務員が国民の疑惑や不信を招くことがないよう、一層の綱紀粛正に努めてまいります。

〔むすび〕

戦後50年を経て、今、私たちは、幾多の困難な課題を抱えるとはいえ、過去の苦難の時代を振り返るに、それらの時代とは比較にならない豊かさと安寧を享受いたしております。このような時代であればこそ、私たちに求められていることは、先人が築き上げた貴重な資産の浪費ではなく、現在の平和と繁栄を土台として、次なる50年のこの国と世界のありように思いをめぐらせ、21世紀に生きる我々の子供や孫が安心して豊かに暮らせる世界、この国に生まれてよかったと思える日本を創出することであろうと考えます。

私は、以上申し上げた課題の実現がいかに困難なものであっても、憶することなく真正面からこれに取り組み、またその実現のため、衆知を集め、信義を心のよりどころとして、引き続き国政を担っていく決意であります。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は、10月3日、4日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

—— 質疑者 —— （発言順）

石井 一二君（平成） 岡部 三郎君（自民） 菅野 久光君（社会）
橋本 敦君（共産） 林 寛子君（平成）

〔政治姿勢〕

連立政権の特徴である透明かつ民主的な政策論議、情報公開の推進などによ

り、政治をできる限り理解しやすいものにするよう努めるとともに、引き続き、改革推進政権、景気回復内閣として我が国経済社会の展望を着実に切り開いていく決意である。

〔外交・安全保障〕

○中仏の核実験

極めて遺憾であり、今後とも両国に対し、あらゆる機会を通じて核実験停止について率直に訴え、強く働きかけていく。また、全面核実験禁止条約交渉の早期妥結に向け積極的に取り組むとともに、今次国連総会において核実験停止を求める決議案の採択を推進すべく総理特使の派遣を決定した。

○沖縄における少女暴行事件

極めて遺憾な事件であり、政府としては、再発防止のため厳格な措置をとるよう今般の日米外相会談、日米安全保障協議委員会を含め、あらゆる機会を利用して米側に強く申し入れてきたところである。

○日米地位協定見直し

今般、刑事裁判手続に関する特別専門家委員会を設置し、日米地位協定の枠組みのもとでの刑事裁判手続の仕組みの改善方策について検討を開始したところである。同委員会において真剣かつ精力的な検討を行い、できる限り早急に結論を得るよう全力を尽くす所存である。

○駐留軍用地特措法に基づく手続

この手続の一環として沖縄県知事に要請している機関委任事務である署名押印について、これを拒否する旨の文書を受領したが、国と県との間において機関委任事務をめぐる訴訟となるような事態を招くことは望ましいことではないので、話し合いにより解決するべく全力を挙げて取り組んでいきたい。

○日米首脳会談

日米関係は日本外交の基軸であり、その友好的な協力関係を一層発展させていくことがアジア・太平洋、さらには世界の平和と繁栄のために重要である。来る11月のAPEC大阪会合後のクリントン大統領との首脳会談においては、政治・安保、経済、グローバルな協力の3つの分野から成る日米パートナーシップを一層強化していくことについて話し合いたい。

○防衛計画の大綱の見直し

安全保障会議において今後の防衛力のあり方についての検討を実施しているが、今後、必要な事項について十分審議の上、11月をめどに防衛計画の大綱の

取り扱い方について結論を得たいと考えている。

○ A P E C大阪会議への対応

議長国として、十分な内容のある「行動指針」を策定するとともに、その具体化に向けての決意を内外に示すため前向きな「当初の措置」を提示するなど、来る会議の成功に向け、責任ある役割を担っていかなければならない。

〔経済・景気対策〕

○ 経済対策

9月20日に事業規模として過去最大の14兆2,200億円に上る経済対策を決定した。これにより、思い切った内需拡大、資産価値の下落に伴う諸問題を含めた直面する課題の克服及び経済構造改革を強力に推進していくこととしている。

○ 中小企業対策

中小企業の方々が、先行きに明るい見通しを持って、構造変化の波を積極的に乗り切っていけるようにすることが重要である。経済対策に基づき思い切った内需拡大策を実施し、景気回復への足取りを確実なものとしていく中で、中小企業の経営基盤の安定強化を図るとともに、技術開発や新規事業の創出等、創造的な事業活動を展開する活力ある中小企業に対する支援を一層強化していきたい。

○ 雇用対策

改正業種雇用安定法に基づき、構造的な要因により雇用調整を余儀なくされている業種の労働者ができるだけ失業を経ることなく労働移動することを支援するとともに、失業者の早期再就職に努めている。さらに、雇用創出を図るため、経済対策の中で、新規事業法に基づく支援措置の拡充を図るほか、中小企業の活力を生かした雇用機会の創出及び人材確保等の雇用対策を盛り込んだところである。

○ 不良債権処理

政府としては、今後、各方面における論議や金融システム内の最大限の対応等を踏まえつつ、公的資金の時限的導入も含めた公的関与のあり方について慎重な検討を進めていく所存である。

住専問題については、住専の今後の方向を含め当事者間の真剣な議論を強く促すとともに、不良債権等の受け皿となる機関等について検討を行い、年内に処理方策を固めたいと考えている。

〔阪神・淡路大震災〕

○復興への取り組み

阪神・淡路復興委員会の意見等を踏まえ、地元の復興計画に盛り込まれた復興事業の円滑かつ着実な実施のため、国として万全の支援を行うべく、引き続き政府一体となって取り組んでいく。

○住宅対策

甚大な住宅被害に対応し、被災者の方々の居住の安定を図るため、公共住宅の大量建設が必要であり、これまで公的住宅の建設に必要な予算の確保を図る等の措置を講じてきた。今回の第2次補正予算においても公的住宅を建設するための予算を増額し、兵庫県の3カ年計画で決められた公的供給住宅7万7,000戸のうち約7万戸の建設に着手することとした。

〔農業対策〕

○新食糧法下における米価安定

生産調整や備蓄運営を通じた適切な需給調整を図るとともに、計画流通制度のもとでの時期的にも地域的にも偏りのない安定流通、自主流通米価格の適切な値幅の範囲内の価格形成、政府買入れ価格については自主流通米価格の動向の反映を基本として生産コスト等をしんしゃくして設定すること等の措置を講じていきたい。

○A P E Cにおける農林水産分野への配慮

農業分野等の取り扱いについては日本の農業を取り巻く諸般の困難な事情を種々の機会に説明してきた。ウルグアイ・ラウンド合意を堅持するのが我が国の方針である。今後とも、A P E Cの自由化努力との関係では、かかる我が国の立場が反映されるよう明確に主張していく方針である。

〔社会保障・福祉〕

○高齢者介護システムの構築

老人保健福祉審議会において取りまとめられた中間報告で、適切な公費負担を組み入れた社会保険方式によるシステムについて具体的な検討を進めていくことが適当であると指摘されている。今後、老人保健福祉審議会において、中間報告を踏まえ、具体的制度案の基本的な考え方について、年内を目途に意見の取りまとめが行われることとされているが、高齢者介護問題は国民の生活と密接な関係を有する問題であり、国民的な議論が不可欠であることから、地方公聴会の実施も含め広く国民各層の意見を伺いながら検討を進めていきたい。

○高齢者対策基本法

政府は、21世紀初頭の本格的な高齢社会の到来に備え、長寿社会対策大綱に基づき広範な分野にわたる施策を総合的に推進してきた。参議院から提案をされ、衆議院に送付されている高齢社会対策基本法案は、今後の高齢社会対策の基本理念を示し、主要施策の基本的方向などを規定したもので、関係施策の充実に積極的な意義を有するものと考えており、その審議促進に期待している。

〔その他〕

○宗教法人法改正

今般のオウム真理教をめぐる事件を契機として、国会を初め一般国民の間でも宗教法人法の制度自体やその運用などをめぐる論議が大きく高まっている。昭和26年の法制定以降の社会の変化等に対応し、宗教法人審議会の報告を踏まえ、信教の自由と政教分離の原則を遵守しながら宗教法人法の改正について検討し、今国会に改正法案を提出したい。

○破壊活動防止法による団体規制

オウム真理教が引き起こした一連の事件は犯罪史上例を見ない極めて凶悪な犯罪であり、こうした事件を再び許すようなことは絶対にあってはならない。と同時に、破防法の適用については、その性格及び立法経緯等を十分に踏まえ、公安調査庁及び公安審査委員会において、法と証拠に基づき厳正、慎重に運用されるものと考えている。

○エイズ訴訟

裁判所から和解勧告が出たならば、過去既に相当数の方が亡くなっておられるという環境も考えながら、厳粛に受けとめ、その内容を謙虚に検討し、関係省庁とも協議をした上でできるだけ早く国としての対応を決めたい。

○世界女性会議

会議で採択された行動綱領には、女性の人権の擁護、女性の政策決定参加の促進、女性問題に関する国内本部機構の強化など我が国にとっても重要な事柄が含まれている。現在、男女共同参画審議会で21世紀を展望した男女共同参画社会のビジョンについて審議中であるが、この行動綱領についても十分検討を行っていただき、男女共同参画推進本部の施策に反映すべく努力していく。

○アイヌ新法

ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会において、約1年をかけ、法制度のあり方を含め今後のウタリ対策のあり方について議論いただき、アイヌ新法の問題についても、本懇談会での結論を踏まえて適切に対処していきたい。

○平成7年10月4日(水)

【武村大蔵大臣の財政演説】

—— 平成7年度補正予算(第2号) ——

今般、さきに決定されました経済対策を受けて、平成7年度補正予算(第2号)を提出することになりました。御審議をお願いするに当たり、当面の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、補正予算の大要を御説明申し上げます。

〔最近の経済情勢と経済対策〕

まず、最近の経済情勢と、さきに決定されました経済対策について申し上げます。

我が国経済の現状を見ますと、景気は足踏み状態が長引く中で、弱含みで推移しているところであります。

政府としましては、4月の緊急円高・経済対策を初めとして経済運営には万全を期してきたところであり、この結果、足元の経済は厳しいものの、為替や株式市場に明るい兆候が見られるようになってきております。今般、この機会をとらえ、景気回復を確実なものとするため、事業規模として史上最大の総額14兆2,200億円に上る経済対策を決定したところであります。

本対策におきましては、史上最大規模の公共投資等を確保し、現下の経済社会情勢に的確に対応するため重点的な投資等を行うなど、思い切った内需拡大策を実施するほか、土地の有効利用の促進、証券市場活性化策などにより現在直面している課題の早期克服に努めることとし、さらに研究開発・情報化の推進、新規事業の育成、規制緩和等による経済構造改革の一層の推進を図ることとしております。このように、今回の経済対策は、未曾有の厳しい財政事情のもと、21世紀を見据え、新たな経済社会の構築に向けて力強く第一歩を踏み出したものと確信しております。

税制面では、株式市場活性化の観点から、自己株式の利益消却の場合のみなし配当課税の特例措置を講ずることとしており、そのための租税特別措置法の一部を改正する法律案を先日国会に提出し、御審議をお願いしているところであります。土地税制につきましても、8年度税制改正において結論を得るべく、総合的かつ積極的に検討することとしております。

金融政策の面では、先般、公定歩合の第9次引き下げが実施され、その水準は史上最低の0.5%となっております。

最近の為替相場の動きにつきましては、4月25日の7カ国蔵相・中央銀行総

裁会議で合意され、ハリファックス・サミットでも支持されました「秩序ある反転」の過程にあると考えられます。今後とも、関係各国と引き続き緊密に協力してまいりたいと考えております。

〔金融機関の不良債権の早期処理〕

次に、金融機関の不良債権の早期処理について申し述べます。

金融機関の不良債権問題につきましては、その処理を先送りすることなく引き続き果敢に対処するとともに、年内に対応策がまとまるよう全力で取り組んでまいります。このため、今般の金融制度調査会の審議経過報告を踏まえ、預金保険制度の拡充、協同組織金融機関の経営の健全性確保、住宅金融専門会社をめぐる問題への適切な対応等を図るとともに、公的資金の時限的な導入も含めた公的な関与のあり方につきましても、金融システム内での最大限の対応等を踏まえつつ検討を進めてまいります。

〔財政改革の推進〕

次に、財政改革の推進について申し述べます。

我が国財政の現状を見ますと、近年公債残高が急増し、その結果、国債費が政策的経費を圧迫するなど構造的にますます厳しさを増しています。特に今回、経済対策の重要性にかんがみ、公債の発行による思い切った財政措置を講ずることとした結果、6年度に200兆円を突破した公債残高は早くも7年度末には220兆円を超える見込みとなり、財政の硬直化が一段と懸念されます。将来の世代に多大な負担を残さず、高齢化の進展や国際的責任の増大など社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応するため、財政改革を推進していく必要はますます強まってきております。

〔税制上の諸課題〕

次に、税制上の諸課題について申し述べます。

税制につきましては、資産課税、法人課税等の諸課題が先般の税制改革後の課題とされていること等にかんがみ、先月半ばから再開されました政府税制調査会における審議等を踏まえつつ、こうした諸課題の検討に今後鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

〔綱紀の粛正〕

次に、綱紀の粛正について申し述べます。

先般、大蔵省の元職員に係る不祥事につきまして、私自身を含めた大蔵省の幹部職員について処分等を行いました。一連の不祥事によって、大蔵省、ひいては公務員全体への信頼が大きく損なわれたことはまことに遺憾であり、極め

て重く受けとめております。

大蔵省としましては、深く反省をし、今後二度とこのようなことが起こらないように綱紀の肅正に最大限努力してまいりたいと考えます。これらに関連し、政府部内の申し合わせを受けて、株式取引に関しましても自粛の通達を出したところであります。

〔平成7年度補正予算（第2号）の概要〕

次に、今般提出いたしました平成7年度補正予算（第2号）の概要について御説明申し上げます。

平成7年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳出面において、経済対策における各般の施策を実施するため、一般公共事業関係費、災害復旧等事業費、教育・研究・社会福祉施設の整備等、土地有効利用特別対策費、阪神・淡路大震災復興対策費等、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費、中小企業等特別対策費等、合計4兆7,150億円を計上しております。このほか、義務的経費の追加など特に緊要となった事項等について措置を講ずることとしております。

また、平成5年度の決算上の不足に係る決算調整資金からの繰入相当額5,663億円につきましては、その清算である繰り戻しが行われていないという異例の状況となっておりますが、6年度決算において純剰余金が生じたこの機会に同資金に繰り戻すことといたしております。

なお、現下の厳しい財政事情にかんがみ、既定経費につきまして5,476億円を節減するとともに、予備費について1,500億円を減額することとしております。

他方、歳入面におきましては、前年度の決算上の純剰余金6,077億円を計上し、決算調整資金への繰り戻し等に充てるため、特例として財政法第6条に基づく国債整理基金への繰り入れを行わないこととするとともに、その他収入の増加を見込んでなお不足する歳入について、やむを得ざる措置として公債の追加発行4兆7,020億円を行うこととしております。追加発行する公債のうち2,110億円につきましては、まことにやむを得ざる措置として特例公債を発行することとしております。

なお、剰余金の処理の特例及び特例公債の発行につきましては、別途、平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることとしております。

これらの結果、平成7年度一般会計第2次補正後予算の総額は、歳入歳出とも第1次補正後予算に対し5兆3,252億円増加して、79兆384億円となっております。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましても所要の補正を行うこととしております。

財政投融资につきましては、経済対策において、公共投資等の円滑な実施等を図るため、国債・地方債の消化等についてその資金を積極的に活用することとしているところであります。

このため、今回の補正予算においては、国営土地改良事業特別会計等13機関に対して総額1,234億円の財投追加を行うとともに、国債引き受けについては、資金運用部資金による1兆9,520億円の引き受けを予定しております。

以上、平成7年度補正予算（第2号）の大要について御説明いたしました。

何とぞ、各法律案とともに、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○平成7年11月20日（月）

【橋本通産大臣のA P E C大阪会議等出席報告】

先週、大阪にて開催されましたA P E C閣僚会議、A P E C非公式経済首脳会議について御報告をいたします。

まず、11月16日から17日まで開催されたA P E C閣僚会議におきましては、私は、河野外務大臣とともに共同議長を務めるとともに、多くの経済閣僚を中心に会談等を持ち、A P E Cを中心に意見交換を行いました。

本年のA P E C大阪閣僚会議の最大の課題は、昨年のボゴール宣言を受けて、これを実行に移すための「行動指針案」を策定し、首脳に提出することでありました。今年の1月からこの作業を開始したわけではありますが、その策定、調整の過程は必ずしも容易なものではありませんでした。特に、「包括性の原則」、「同等性の原則」及び「無差別原則」の3つの点については、閣僚会議に至るまで調整がつかず、閣僚レベルの調整にゆだねられたわけではありますが、我が国も議長として調整に努めた結果、最終的には合意を形成することができました。

今回、日本が議長として「行動指針」の取りまとめに成功したことには極めて大きな意義があります。

第1に、アジア・太平洋地域の信頼を勝ち得ることができたということです。今回の取りまとめの過程において、多くの問題について、米国、中国といった大国やA S E A N、さらにその他の国々の間でさまざまな意見の相違が存在しました。その中において、日本がいずれの問題についても特定の側に偏ることなく中立公正な形で調整を行ったことは、多くのメンバーに評価されています。これはこの地域における将来の日本の経済外交にとってはかり知れない財産となるであります。

第2に、交渉あるいは拘束的、強制的な手法によるのではなく、自主性を基本としつつ、それを協調させていくというアジア的な自由化、円滑化の推進を「協調的自主的自由化」という形で正式に位置づけることができたことでもあります。従来の交渉を中心とした自由化の推進は、一方で緊張を高める場合もあります。特に、A P E Cのように多様なメンバーが集まっている場合には、交渉に基づく自由化は必ずしも最大の成果をもたらすとは限りません。その意味で、自主性を基本とした自由化の重要性がとかく2国間の交渉を重視しがちであった米国等の先進国にも認められたということは、極めて意義深いことと考えております。

また、今回の「行動指針」の中には、A P E Cメンバーが平等なパートナー

として進めていくべき経済・技術協力の指針と具体的な協力行動の内容が13の分野において定められております。自由化や円滑化は経済活力の増進に大きな意義を持ちますが、他方、自由化、円滑化の順調な推進を可能にし、成長の制約を取り除いていくためには、エネルギーや技術など多くの分野において存在する制約を打破していく必要があります。今回まとめられた経済・技術協力に関する行動指針は、こうした制約の打開に大きな力を与えてくれるものと言えるであります。

19日に開催された非公式首脳会議においては、閣僚会議から提案された「行動指針」が承認されるとともに、これを踏まえて、21世紀に向けての成長制約要因である人口、食糧、エネルギー、環境といった問題に対する強い決意を持って取り組んでいくことが表明されました。さらに、各首脳が自由化、円滑化への決意を示すものとして、各首脳が「当初の措置」を大阪に持ち寄りました。これはすべてのメンバーのA P E Cという地域社会に対する強いコミットメントの表明と言えます。

我が国は、戦後、多くの課題を乗り越えながら奇跡とも言うべき経済成長を遂げ、今や世界の最先進国の1つであります。これは我が国がA P E C地域の多くのメンバーが今後直面するであろう多くの困難を既に経験してきたということでもあります。その意味で、我々には分かち合うべき経験、知識、情報などが豊富にあります。これを有効に活用し、地域内における連携を強化していくことは、地域の発展につながるばかりでなく、日本自身にとっても大きな意義のあることであります。

今回のA P E Cは、東京以外の都市で開催された最初の大規模な首脳、閣僚級の国際会議でありました。そして、これは関係議員の皆様、地元各位を初めとして多くの方々の献身的な協力があればこそ可能でありました。このA P E C大阪会議が成功し、他のメンバーからも高い評価が得られたということは、地元の皆様への賛辞でもあります。これは地方の時代の幕をあける1つの大行事であったとも言えるであります。改めて感謝申し上げ、私の報告といたします。

○平成7年11月20日（月）

【河野外務大臣のA P E C大阪会合を中心とする外交案件に関する報告】

A P E C非公式首脳会議を中心とする外交案件について御報告申し上げます。

A P E C非公式首脳会議においては、「アジア太平洋地域の豊かな未来の実現のための行動」という大きな課題のもと、長期的観点から率直かつ幅広い議論が行われ、閣僚会議より提案された「行動指針」を採択するとともに、「A P E C経済首脳行動宣言」を発出いたしました。

首脳宣言では、今次大阪会合をもってA P E Cが構想の段階を脱し、行動の段階に入ったことを明らかにするとともに、「行動指針」の主要な考え方を説明し、また、今後A P E Cが長期的に取り組むべき人口、食糧、環境、エネルギー等の課題を示すなど、A P E Cの今後の進路を示しております。

また、首脳会談の際には、自由化に真剣に取り組む決意を内外に示すため各首脳より具体的な「当初の措置」が提示され、我が国も実質的で広範な「当初の措置」を提示いたしました。

今回のA P E C大阪会合を通じ、今後のアジア・太平洋地域の経済発展に向けた各国の強い意欲とともに、我が国の役割に対する大きな期待も改めて感じました。我が国は、今後とも確固たる決意を持って「行動指針」を実施し、A P E Cのさらなる進展に貢献するとともに、この地域の諸国・地域間の相互信頼関係を強化し、この地域の一層の平和と繁栄を構築していくべく力を尽くす考えであります。

また、今回のA P E C大阪会合の成功は、議員各位はもとより、開催地関西を初め多くの方々の多大な御尽力と御協力のたまものであり、深く感謝の意を表すところであります。

また、A P E C大阪会合の機会には、中国、韓国、マレーシア、インドネシア、豪州、タイ、フィリピンとの首脳会談を初めさまざまな2国間会談を行い、実りある意見交換が行われましたが、特に米国、韓国との関係について触れたいと思います。

日米関係については、クリントン大統領の訪日が米国の国内事情によって直前に延期となったことは極めて残念であります。その点につきましては、クリントン大統領、そして大統領にかわり訪日されたゴア副大統領より、村山総理そして日本国民に対し、おわびの気持ちが示されたところであります。

日米双方にとって日米関係が最も重要な2国間関係であることについて、両国政府の認識は完全に一致しており、19日の村山総理とゴア副大統領との会談

においても、できるだけ早い時期に国賓としてのクリントン大統領の訪日を実現するべく、引き続き米側と具体的に日程を調整していくとの確認がなされました。

また、村山総理とゴア副大統領との会談においては、日米安保体制がアジア・太平洋の平和と繁栄にとって引き続き重要な役割を果たしていくことが改めて確認されました。今後とも、国民の広範な支持を得て日米安保体制を円滑に運営していくためにも、沖縄問題について日米が協力して真剣に取り組んでいくことが重要であります。

そのため、ゴア副大統領との会談において、村山総理より、重い負担を負っている沖縄県民の心情につきるる説明され、施設・区域の整理・統合及び縮小のため協力していく必要性を強調するとともに、「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」を正式に設置し、20日に第1回会合を開催することに合意し、本日、同会合を開催いたしました。

韓国との関係につきましては、最近、歴史認識の問題等をめぐり困難な問題が生じ、事態を憂慮しておりましたが、APECの際に行われた日韓首脳会談及び日韓外相会談におきまして、歴史認識の問題、対北朝鮮政策などに関する率直な意見交換が行われました。その結果、過去を直視した上で未来志向の日韓関係を築いていくことの重要性、対北朝鮮政策についての日韓間の緊密な連携の必要性につき両国間で認識の一致を見、今後、日韓関係を前向きに進展させる端緒が得られたと考えております。

また、この機会に、我が国が提出しておりました「核実験の停止を求める決議案」が、去る17日、国連総会第1委員会において多数の国の賛成を得て採択されましたことを御報告いたします。

決議の採択は、核実験停止を求める国際社会の真剣な意思を明らかにするものであり、全面核実験禁止条約交渉の推進のためによい環境をつくるものと考えております。我が国としては、この結果を踏まえ、核実験の停止を強く求めていくとともに、全面核実験禁止条約の早期妥結のためでき得る限りの努力を行っていく所存であります。

また、我が国が提出をいたしました「究極的核廃絶に向けた核軍縮に関する決議案」につきましても、多数の国の賛同を得て採択されたことをあわせて御報告申し上げます。

政府といたしましては、以上申し述べた点を含め、引き続き外交の諸課題に全力で取り組んでまいり所存であり、議員各位の御理解を得たく、ここに御報告申し上げます。

○平成7年12月13日（水）

【武村大蔵大臣の現下の金融問題についての報告】

現下の金融をめぐるしましては、バブル崩壊の後遺症などから大変厳しい状況が続いておりますが、当面の主要な問題について申し上げます。

まず、金融機関の不良債権問題について申し上げます。

金融は、経済活動に必要な資金の供給という、経済全体にとっていわば動脈とも言える重要な役割を担っております。健全で活力ある金融システムは、我が国経済の持続的な発展のための不可欠の前提であります。したがって、金融機関の不良債権問題を早期に解決することは、我が国経済にとっての喫緊の課題であり、その処理を先送りすることなく果敢に対応していく必要があります。

このため、ディスクロージャーの拡充に積極的に取り組んでまいりますとともに、金融機関経営の健全性を確保するための早期是正措置、破綻処理手続の早期開始に関する制度の創設や民間資金の拠出に関する透明性の高い枠組みの時限的な導入等について検討を進めているところでございます。

また、信用組合の経営の健全化を図るため、検査・監督面での自治体と国との連携強化や受け皿機関の整備等を進めてまいりたいと考えております。さらに、公的資金の時限的な導入も含めた公的な関与のあり方につきましても、金融システム内での最大限の対応等を踏まえながらも検討を進めているところでございます。

現在、金融制度調査会金融システム安定化委員会の審議等を踏まえながら、年内に不良債権問題の解決に向けての対応策が取りまとまるよう全力で取り組んでいるところでございます。法律改正等が必要なものにつきましては、次期通常国会に所要の法律案を提出させていただきたい考えでございます。

次に、不良債権問題の中で象徴的かつ緊要な課題となっている住宅金融専門会社をめぐる問題について申し上げます。

住専問題の解決に向けて大蔵省は、これまで母体及び貸し手金融機関の間の協議等を通じた当事者間の合意形成を促進するとともに、その論議を踏まえながら行政として所要の検討を進めてまいったところでございます。

本問題につきましては、現在、大蔵省・農林水産省間において緊密に協議をしながら処理方針の策定について全力を挙げております。去る8日には、両省の大臣間で意見を交換したところでございますが、大蔵省としましては、早急に問題解決のめどをつけるべく、さらに強い決意を持ってこの問題に取り組んでまいります。

最後に、大和銀行問題について申し上げます。

今回、同行のニューヨーク支店における従業員の不正行為等に加え、銀行による不適切な業務運営が指摘をされ、現地金融監督当局から厳しい措置を受けるに至った大和銀行の一連の事件についてはまことに遺憾であります。大蔵省としましても、大和銀行に対し、銀行法及び信託業法に基づく命令並びに外国為替及び外国貿易管理法に基づく処分を発出したところであり、また、今後、外国金融監督当局との一層緊密な情報交換の促進、銀行の内部管理体制等に対する監督の充実及び海外拠点に対する検査の充実等を図っていかねばなりません。我が国の金融行政に対する内外の信頼を確保してまいり所存でございます。このため、省内に、その具体的な方策を検討するための局長クラスから成る委員会を発足させ、現在検討を進めているところでございます。

いずれにしましても、大蔵省としましても、今回、邦銀の海外拠点における不正事件の相手国への通報につきましては、相手国の銀行監督に関する対応の仕方への配慮が欠けていたことを率直に反省し、これを貴重な教訓としてまいりたいと考えております。

3 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会決議	本会議決議	備考
1	議院運営委員長志苦裕君解任決議案	石井 一二君	7.10.25				7.10.25 撤回
2	総務庁長官江藤隆美君問責決議案	勝木 健司君 外1名	11.13				11.13 撤回

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院国民生活に関する調査会長提出（衆議院継続審査）1件の計5件であり、そのすべてが成立した。

また、本委員会付託の請願12種類86件のうち、2種類5件を採択した。

〔法律案の審査〕

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律案は、軍備管理若しくは軍縮又は人道支援の分野における国際社会の努力に積極的に貢献し、また、諸外国との相互理解を一層深めるためには、防衛庁の職員を国際機関等に派遣することが必要であるにもかかわらず、防衛庁の職員については、国際機関等に派遣された職員の処遇等に関する制度が整備されていない状況にかんがみ、一般職の国家公務員等と同様に、安んじて派遣先の業務に従事できるよう、派遣された職員の給与、災害補償等の処遇等を整備しようとするものである。

本法律案については、10月19日、本法律の必要性、派遣対象となる国際機関等の範囲、国際機関等で従事する業務の内容等について質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年8月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであり、その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び宿日直手当の額の改定を行うとともに、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員の調整手当、単身赴任手当を支給される職員で配偶者等が居住するための住宅を借り受けているものの住居手当及び官署を異にする異動等に伴い通勤のため新幹線鉄道等を利用する職員の通勤手当について特例措置を講ずること等を行おうとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、調整手当についても一般職と同様の特例措置を講じようとするものである。

以上の給与関係3法律案については、10月19日、一括して議題とし、質疑が

行われた。質疑終局後、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は、全会一致をもって原案どおり可決され、また、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

高齢社会対策基本法案は、第132回国会において本院の国民生活に関する調査会長より提出され、衆議院において継続審査となっていたものである。

その主な内容は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、高齢社会対策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、大綱の作成、国会への年次報告の提出、高齢社会対策の基本となる事項、高齢社会対策会議の設置等を定めようとするものである。

11月7日、趣旨説明を聴いた後、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

第133回国会閉会後の8月24日、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行った。

委員会においては、一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について人事院総裁から説明を聴いた後、同件等について質疑が行われた。

10月19日、前国会閉会中に実施された委員派遣の報告を行った。委員派遣は、国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度等の実情調査を目的に9月5日から7日までの3日間、静岡県及び愛知県において、航空自衛隊浜松基地、三菱重工業名古屋航空宇宙システム製作所小牧南工場、国立療養所中部病院長寿医療研究センター等を視察した。

(2) 委員会経過

○平成7年8月24日（木）（第133回国会閉会後第1回）

○理事の補欠選任を行った。

○一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について弥富人事院総裁から説明を聴いた後、同件等について江藤総務庁長官、野坂内閣官房長官、弥富人事院総裁、総務庁、人事院及び外務省当局に対し質疑を行った。

.....

○平成7年10月19日（木）（第1回）

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。

○国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律案（閣法第16号）について衛藤防衛庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、野坂内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第16号） 賛成会派 自民、平成、社会

反対会派 共産

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院送付）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（衆議院送付）

以上両案について江藤総務庁長官から趣旨説明を聴き、

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院送付）について衛藤防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院送付）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（衆議院送付）

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院送付）

以上3案について衛藤防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第10号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産

反対会派 なし

（閣法第11号） 賛成会派 自民、平成、社会

反対会派 共産

（閣法第12号） 賛成会派 自民、平成、社会

反対会派 共産

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年11月7日（火）（第2回）

○高齢社会対策基本法案（第132回国会参第6号）（衆議院送付）について提出者国民生活・経済に関する調査会長鶴岡洋君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(第132回国会参第6号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産
 反対会派 なし

○平成7年12月14日(木) (第3回)

- 請願第42号外4件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外80件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案(4件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	7.10.13	7.10.18 (予備)	7.10.19 可決	7.10.20 可決	7.10.13	7.10.19 可決	7.10.19 可決
11	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.13	10.18 (予備)	10.19 可決	10.20 可決	10.13	10.19 可決	10.19 可決
12	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.13	10.18 (予備)	10.19 可決	10.20 可決	10.13	10.19 可決	10.19 可決
16	国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律案	参	10.13	10.18	10.19 可決	10.20 可決	10.13 (予備) 安全保障	10.20 可決	10.20 可決

・本院議員提出法律案(1件)

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院での 受領月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
132/6	高齢社会対策基本法案	国民生活に関する調査会長 鈴木省吾君 (7.6.2)		7.11.7	7.11.7	7.11.7 可決	7.11.8 可決	7.9.29	7.11.7 可決	7.11.7 可決

(4) 成立議案の要旨

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成7年8月1日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全俸給表の全俸給月額を引き上げる。
- 2 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を30万2,900円（現行29万9,000円）に引き上げる。
- 3 扶養手当について、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を1人につき月額2,500円（現行2,000円）に引き上げる。
- 4 調整手当について、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画等により移転した官署に在勤する職員には、移転前の支給割合等を段階的に引き下げた割合による調整手当を支給する。
- 5 住居手当について、単身赴任手当受給職員で、配偶者等の居住する住宅に係る家賃を負担するものに対し、職員が自ら居住することとした場合の手当額の2分の1相当額を支給する。
- 6 通勤手当について、官署を異にする異動等に伴い異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用することが必要となった職員等に対し、特別料金等の2分の1相当額を月額2万円を限度として支給する。
- 7 宿日直手当の支給額の限度額を引き上げる。
- 8 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額3万8,300円（現行3万8,000円）に引き上げる。
- 9 本法律は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。ただし、住居手当、通勤手当及び宿日直手当に関する改正規定は平成8年1月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣、国务大臣、内閣法制局長官、政務次官等の俸給月額を引き上げる。

- 2 大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 3 秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 4 常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の限度額を引き上げる。
- 5 本法律は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万4,200円（現行10万2,800円）に引き上げる。
- 3 特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員に対し、移転前の支給割合を段階的に引き下げた割合による調整手当を支給する。
- 4 本法律は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律案

（閣法第16号）

【要 旨】

本法律案は、軍備管理若しくは軍縮又は人道支援の分野における国際社会の努力に積極的に貢献し、また、諸外国との相互理解を一層深めるためには、防衛庁の職員を国際機関等に派遣することが必要であるにもかかわらず、防衛庁の職員については、国際機関等に派遣された職員の処遇等に関する制度が整備されていない状況にかんがみ、一般職の国家公務員等と同様に、派遣された職員の給与、災害補償等の処遇を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき、又は我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等の要請に応じ、これらの機関等の業務に従事させるため、職員を派遣できるものとする。
- 2 派遣職員の業務は、軍備管理又は軍縮に関する条約その他の国際約束で我が国が締結したものに基づいて行う査察その他の検証又は技術上の協力、人道的精神に基づいて行う医療その他の援助、学術に関する研究又は教育等とする。

- 3 派遣職員は、派遣期間中、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは、職務に復帰するものとする。
- 4 派遣職員には、派遣期間中、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当、営外手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給できるものとする。
- 5 派遣職員が派遣先の機関の業務に関し災害を受けたときは、公務上の災害を受けたものとみなして障害補償等を行い、国家公務員等共済組合法による障害共済年金の支給等ができるものとする。
- 6 退職手当の算定については、派遣期間を職員としての在職期間としてそのまま通算することとする。
- 7 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することができるものとする。
- 8 派遣職員が職務に復帰したときの任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないように適切な配慮が加えられなければならないものとする。
- 9 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

高齢社会対策基本法案（第132回国会参第6号）

【要 旨】

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、高齢社会対策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項、高齢社会対策会議の設置等を定めようとするものであって、主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できるよう、高齢社会のあるべき姿として、公正で活力ある社会、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、豊かな社会を構築することを基本理念として定めている。

2 基本的施策

基本理念を実現するため、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境の4つの分野について施策の基本となる事項を定めている。

3 施策の大綱

政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社

会対策の大綱を政府が策定することを定めている。

4 年次報告

政府が毎年、高齢社会対策の実施の状況及び講じようとする施策等について国会へ報告することを定めている。

5 高齢社会対策会議

内閣総理大臣を会長とし、関係行政機関の長を委員とする高齢社会対策会議を設置し、その役割として、高齢社会対策について、大綱の案の作成、必要な関係行政機関相互の調整、その他の重要事項の審議及び対策の実施の推進を定めている。

【 地方行政委員会 】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院議員提出1件であり、内閣提出の1件が成立した。

また、本委員会付託の請願2種類85件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

平成7年5月26日、自治大臣と自治労委員長の会談において、消防職員の団結権問題の解決策として新たな仕組みの導入が合意されたことを受け、同年6月の第82回ILO総会条約勧告適用委員会における個別審査の結果、本総会において、日本政府に対し合意内容を反映した法改正を要請する旨の報告が採択され、その後の対応が急務となっていた。

また、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が甚大な被害をもたらしたことの反省の上に立って、防災問題懇談会は、防災施策に係る制度面の改善策として、地方公共団体相互の広域応援協定を法律に位置づけ締結の促進に資するとともに、国が他の都道府県又は特に緊急を要する場合には直接市町村に消防の応援を要請する法的システムの整備を図る必要性を提言した。

消防組織法の一部を改正する法律案は、これらの背景を踏まえ、消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置くとともに、合わせて災害の規模等に照らし緊急を要する場合等における消防の応援に関する特例を創設しようとするものである。

委員会においては、消防職員委員会の在り方、消防の応援体制整備の留意点等の質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、消防職員委員会の委員の指名に際しての消防職員の意見反映及び同委員会の適正運営の確保外2項目の附帯決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年10月19日（木）（第1回）

- 地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。
- 暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 消防組織法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）につい

て深谷自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、農林水産省、文部省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第2号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、二院、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年12月14日(木)(第2回)

- 請願第61号外88件を審査した。
- 地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案(1件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
2	消防組織法の一部を改正する法律案	衆	7.10.3	7.10.18 (予備)	7.10.19 可決 附帯決議	7.10.20 可決	7.10.11	7.10.19 可決 附帯決議	7.10.19 可決

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 消防職員委員会の設置

- (1) 消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に委員長及び委員をもって組織する消防職員委員会を置く。
- (2) 委員長は消防長に準ずる職にある消防職員のうちから、また委員は消防職員のうちから消防長が指名する者をもって充てる。
- (3) 消防職員委員会は、次の事項に関して消防職員から提出された意見を審議し、その結果に基づき消防長に対して意見を述べる。
 - ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。
 - ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。

③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

(4) 消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

2 消防の応援体制の整備

(1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

(2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、消防職員委員会に関する事項は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、消防職員委員会制度の導入及び大規模災害時における消防の応援に係る特例の創設に当たっては、消防行政の円滑な運営等を図る観点から、左記の事項について善処すべきである。

1 消防職員委員会の委員の指名については、消防職員の意見が的確に反映され、かつ、同委員会の適正な運営が確保されるよう配意すること。

2 消防職員委員会の組織及び運営に関する基準については、市町村消防の原則を踏まえ、必要最小限の事項について、その早期制定を図ること。

3 大規模災害時における消防の応援に係る特例の運用に当たっては、被災地における被害状況の迅速かつ的確な把握に努めるとともに、市町村の自主性を尊重しつつ、関係地方公共団体の長等との緊密な連携を図り、その意向を十分に踏まえ、適切な措置を講ずるよう配意すること。

右決議する。

【法務委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも全会一致で可決された。

また、本委員会付託の請願2種類7件は保留となった。

〔法律案の審査〕

本年の国家公務員の給与改定は、8月1日に人事院勧告が出され、9月26日には閣議において人事院勧告完全実施の方針が決定されるなど、例年のないハイペースで進められた。その後、今国会において一般職等の公務員の給与を改定するための法律案とあわせ、裁判官及び検察官についてもその給与を改定するための裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。

裁判官及び検察官の給与については、従来、高等裁判所長官以上の裁判官及び検事長以上の検察官については、おおむね特別職の政府職員の増額に準じ、それ以外の裁判官及び検察官については、おおむねその額において対応する一般職の政府職員の増額に準じて改定されている。

委員会においては、裁判官及び検察官の待遇改善や裁判の迅速化という観点からそれぞれの増員の必要性が指摘され、これに対し政府及び最高裁判所から、来年度においても必要な定員増を図りたい旨の答弁がなされた。

〔国政調査等〕

本年の法務委員会における調査の特徴としては、オウム真理教が関与したとされるさまざまな事件を契機とし、これらに関連した犯罪捜査や裁判の状況、同種事犯の再発防止、破壊活動防止法の適用問題などが主として議論されたことが挙げられる。

今国会においてもオウム真理教に関連する問題が多く取り上げられたが、特に破壊活動防止法の適用問題については積極、消極双方の立場から議論が交わされた。また、時期的に節目を迎える法曹養成制度改革の問題についても複数の委員が取り上げ、法曹人口の増加が必要という基本的な認識の上に立ちつつも、増加の具体的方法、司法試験制度や司法修習制度の在り方などについては国民の司法に対するニーズや規制緩和などさまざまな観点からのアプローチがなされた。その他、競売制度の改善、商法改正に伴う会社の最低資本金制度の運用、従軍慰安婦問題調査への協力等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年10月19日(木) (第1回)

- 検察及び裁判の運営等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)
- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

以上両案について宮澤法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第13号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、参フ
反対会派 なし

(閣法第14号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、参フ
反対会派 なし

○平成7年11月9日(木) (第2回)

- 法曹養成制度改革に関する件、入国管理行政に関する件、オウム真理教関連事件の捜査状況と破壊活動防止法適用問題に関する件、宗教法人法改正に関する件、競売制度の現状と改善に関する件、売春防止法に関する件、会社の最低資本金制度に関する件、不動産登記制度の運用に関する件、従軍慰安婦問題の調査に関する件等について宮澤法務大臣、政府委員、法務省、文化庁、最高裁判所、大蔵省、総理府及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日(木) (第3回)

- 請願第49号外6件を審査した。
- 検察及び裁判の運営等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
13	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	7.10.13	7.10.18 (予備)	7.10.19 可決	7.10.20 可決	7.10.13	7.10.19 可決	7.10.19 可決
14	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.13	10.18 (予備)	10.19 可決	10.20 可決	10.13	10.19 可決	10.19 可決

(4) 成立議案の要旨

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成7年4月1日にさかのぼって行う。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成7年4月1日にさかのぼって行う。

【外務委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された案件は、条約7件であり、いずれも承認された。

また、本委員会付託の請願2種類2件は、いずれも保留とされた。

〔条約の審査〕

1995年の国際穀物協定は、本年6月30日に失効した1986年の国際小麦協定に代わるものであり、穀物の貿易等に関して情報交換等を行うこと、開発途上国に対する一定量以上の食糧援助を確保することを目的とするものである。

委員会においては、国際商品協定の現状と見通し、世界の穀物事情、世界的な食糧不足への対応策などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

1995年の国際天然ゴム協定は、現行の1987年の国際天然ゴム協定に代わるものであり、緩衝在庫の運用等を通じて、天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を図ることを主たる目的とするものである。

委員会においては、天然ゴム緩衝在庫制度の意義などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正は、海事通信及び航空通信のために提供されてきたインマルサットの衛星通信施設を陸上移動通信にも提供し得るようにすることを目的とするものである。

委員会においては、この改正が採択されてから今回の国会提出に至るまで約7年間を要した理由について質疑を行い、全会一致で承認した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、1991年4月17日に効力を生じた現行の「米国との地位協定第24条についての特別措置協定」の有効期間が、来年3月31日までとなっていることにかんがみ、引き続き我が国が、在日米軍基地労働者に対する基本給等の支払い及び在日米軍が公用のため調達する電気、ガス等の支払いに要する経費を負担するとともに、新たに、在日米軍の訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費を我が国が負担しようとするもので、2001年3月31日まで効力を有することとなっている。

委員会においては、日米安保体制の現状と意義、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小、駐留経費継続負担の理由、訓練移転に伴う追加的経費負担の上限、在日米軍が公用で調達する光熱水料の私用との区別、日米地位協定第17条5項(c)の制度的改善などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避を目的として、ヴェトナムとの間で課税権を調整するものであり、協定全般にわたりOECDモデル条約及び最近の我が国の条約例に沿ったものとなっており、事業所得に対する課税基準、国際運輸業所得に対する相互免税、投資所得に対する源泉地国の限度税率、外国税額控除方式による二重課税の排除等について規定している。

委員会においては、ヴェトナムの租税制度、ヴェトナムにおける日本企業に対する課税実態、ヴェトナムにおける本協定の実施体制などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書は、WTO設立協定を構成する、サービス貿易一般協定の金融サービス貿易一般協定の金融サービスに関する交渉の成果であり、金融サービス分野に関し、WTO加盟国が一層高い水準のサービス貿易の自由化を達成することを目的とし、市場アクセス、内国民待遇等に係る特定の約束等を行うものである。

委員会においては、米国がサービス貿易一般協定の第二議定書を署名しない理由、米国不参加の金融サービス自由化の実効性、金融サービスの自由化交渉が難航した主要点などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約は、1965年の第20回国連総会において採択され、1969年1月4日に効力を生じたものであり、締約国が人権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることを主な内容とするものである。

なお、この条約は、人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること等について規定しているが、我が国は、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由、その他の権利と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する旨の留保を付することとしている。

委員会においては、我が国の条約締結が遅延した理由、留保を付する趣旨、実効性確保のための国内措置、日本人の歴史認識と人種差別発言、人種的優越思想の流布等に対する条約の適用などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

なお、我が国に存在するあらゆる差別の撤廃に向けて一層の努力を払うこと、人種差別撤廃委員会に提出する報告書は適正なものとし、提出後速やかに国会にも提出すること等を政府に要請する決議を行った。

〔国政調査等〕

10月19日、沖縄駐留米兵による小学生女児暴行事件、日米地位協定第17条5項(c)、冷戦後の日米安保体制と核抑止力依存、アジア・太平洋の安全保障、中国の軍事力拡充と日中関係、包括的核実験禁止条約、日中の安保対話、日朝国交正常化交渉、北朝鮮の軍事情勢、国連改革、明石・旧ユーゴ特別代表の辞任と国連PKO、海外邦人の参政権、防衛施設庁長官の首相批判発言報道などの諸問題について質疑を行った。

12月12日、ボスニア和平、尖閣列島周辺海域における中国海洋調査船の活動、日中間大陸棚の境界画定、新防衛計画大綱、APEC大阪行動指針、カストロ・キューバ議長の日本立ち寄り、中国に遺棄した化学兵器、中国残留孤児、日本の食糧自給、中国・フランスの核実験などの諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年10月19日（木）（第1回）

- 国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。
- 沖縄駐留米兵による小学生女児暴行事件に関する件、日米地位協定第17条5項(c)に関する件、冷戦後の日米安保体制と核抑止力依存に関する件、アジア・太平洋の安全保障に関する件、中国の軍事力拡充と日中関係に関する件、包括的核実験禁止条約に関する件、日中の安保対話に関する件、日朝国交正常化交渉に関する件、北朝鮮の軍事情勢に関する件、国連改革に関する件、明石・旧ユーゴ特別代表の辞任と国連PKOに関する件、海外邦人の参政権に関する件、防衛施設庁長官の首相批判発言報道に関する件等について河野外務大臣、政府委員、警察庁、防衛施設庁、防衛庁、文部省及び自治省当局に対し質疑を行った。
- 1995年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）
1995年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）
以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年10月24日（火）（第2回）

- 1995年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）
1995年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）
以上両件について河野外務大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。
（閣条第2号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑、二院
反対会派 なし

(閣条第3号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑、二院
反対会派 なし

○平成7年10月26日(木) (第3回)

- 国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年10月31日(火) (第4回)

- 国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について河野外務大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(閣条第1号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑、二院
反対会派 なし

○平成7年11月8日(水) (第5回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)(衆議院送付)について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年11月9日(木) (第6回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)(衆議院送付)について河野外務大臣、政府委員、防衛庁、防衛施設庁、警察庁及び法務省当局に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

(閣条第4号) 賛成会派 自民、平成、社会の一部、二院
反対会派 社会の一部、共産、新緑

○平成7年11月21日(火) (第7回)

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)
- サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を
求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上3件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年11月29日（水）（第8回）

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国
政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認
を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求め
るの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣、政府委員、外務省、厚生省及び大蔵省
当局に対し質疑を行い、サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の
締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について
討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第5号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑、二院
反対会派 なし

（閣条第6号） 賛成会派 自民、平成、社会、新緑、二院
反対会派 共産

○平成7年11月30日（木）（第9回）

○あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求
めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）について河野外務大臣、政府委
員、法務省、厚生省、内閣官房、労働省、自治省及び建設省当局に対し質
疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第7号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑、二院
反対会派 なし

○あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する決議を行った。

○平成7年12月12日（火）（第10回）

○ボスニア和平に関する件、尖閣列島周辺海域における中国海洋調査船の活
動に関する件、日中間大陸棚の境界画定に関する件、新防衛計画大綱に関
する件、A P E C大阪行動指針に関する件、カストロ・キューバ議長の日
本立寄りに関する件、ODAに関する件、中国に遺棄した化学兵器に関す
る件、中国残留孤児に関する件、日本の食糧自給に関する件、フランス・
中国の核実験に関する件等について河野外務大臣、政府委員、海上保安
庁、外務省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日（木）（第11回）

- 請願第48号外1件を審査した。
- 国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・条 約（7件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	国際海事衛星機構（イマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	7.10.13	7.10.26	7.10.31 承認	7.11.1 承認	7.10.13	7.10.25 承認	7.10.26 承認
2	1995年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件	参	10.13	10.19	10.24 承認	10.25 承認	10.13 (予備)	11.1 承認	11.2 承認
3	1995年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件	〃	10.13	10.19	10.24 承認	10.25 承認	10.13 (予備)	11.1 承認	11.2 承認
4	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	10.27	11.8	11.9 承認	11.10 承認	11.2	11.6 承認	11.7 承認
5	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	10.27	11.21	11.29 承認	11.29 承認	11.2	11.21 承認	11.21 承認
6	サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件	〃	10.27	11.21	11.29 承認	11.29 承認	11.2	11.21 承認	11.21 承認
7	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	〃	10.27	11.21	11.30 承認	12.1 承認	11.2	11.21 承認	11.21 承認

(4) 成立議案の要旨

国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

この改正は、小型船舶、航空機等のための小型で軽量の移動地球局が開発されたことにより、これを陸上移動通信に用いることが可能となったことを受けて、国際海事衛星機構（インマルサット）（以下「機構」という。）の衛星通信施設を陸上移動通信にも提供し得るようにすることを目的とし、1989年（平成元年）1月にロンドンで開催された総会において採択されたものである。その主な内容は次のとおりである。

- 1 機構の衛星通信施設を陸上移動通信にも提供し得よう機構の目的を拡大することについて規定する。
- 2 この改正による陸上移動通信サービスの提供に伴って必要となる修正及び補足を行うことについて規定する。

1995年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

小麦その他の穀物の貿易等に関する情報交換等について定める小麦貿易規約及び開発途上国に対する食糧援助について定める食糧援助規約から成る1986年の国際小麦協定は、その有効期間が2回にわたり計4年延長され、本年6月30日に失効した。

昨年来、1986年の国際小麦協定に代わる新たな国際小麦協定を作成するための交渉が続けられた結果、昨年12月に国際小麦理事会会議及び食糧援助委員会第69回会議において、1995年の国際穀物協定が採択され、本年7月1日に発効した。

この協定は、前文、1995年の穀物貿易規約（本文34か条、末文及び付表）及び1995年の食糧援助規約（本文26か条）から成り、1986年の国際小麦協定との主な相違点は次のとおりである。

1 穀物貿易規約

- (1) 規約の名称を「小麦貿易規約」から「穀物貿易規約」に、また、理事会の名称を「国際小麦理事会」から「国際穀物理事会」に改めた。
- (2) 規約の有効期間を延長する場合の加盟国の票数調整を穀物貿易の態様に一致させることとし、穀物貿易の態様に著しい変化が生じた場合には加盟国の票数を調整することができることとした。

- (3) 市況に関する小委員会をすべての加盟国で構成される市況委員会として、理事会直属の下部機関とした。
- (4) 効力発生の要件を付表に定める総票数の60%以上の票数を有する国が締結等を行っていることから、1986年の小麦貿易規約の締約国を掲げる付表A部に定める総票数の88%以上の票数を有する国が締結等を行っていることに改めた。
- (5) 有効期間を5年から3年に改めた。
- (6) 付表を1986年の小麦貿易規約の締約国を掲げるA部とその他の穀物貿易を行っている国を掲げるB部に分けた。

2 食糧援助規約

- (1) 食糧援助の対象となる途上国の定義を明確化した。
- (2) 一部の加盟国の年間最小拋出量を変更した。
- (3) 食糧援助を商業的な穀物貿易に悪影響を及ぼさないような方法で行う旨の規定をWTO協定の農業協定第10条4に倣いより明確な規定振りにした。
- (4) 食糧援助に用いることのできる穀物に豆類を追加した。
- (5) 効力発生の要件をすべての関係国政府が締結等を行っていることから、75%以上の最小拋出量を有する関係国政府が締結等を行っていることに変更した。

なお、わが国は本年6月21日にこの協定の暫定的適用宣言を行っている。

1995年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要 旨】

この協定は、1987年の国際天然ゴム協定に代わるものとして、本年2月、ジュネーヴで開催された国際連合天然ゴム会議で採択されたものであり、緩衝在庫の運用等を通じて天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を図ることを主たる目的としている。1987年の協定との主な相違点は次のとおりである。

- 1 緊急用緩衝在庫の運用を開始して守るべき下方指示価格を、天然ゴム1キログラム当たり、現行の150マレイシア＝シンガポール・セントから157マレイシア＝シンガポール・セントに引き上げた。
- 2 基準価格の定期的な検討及び改定を現行の15か月ごとから12か月ごとに行うことに改めた。
- 3 環境上の側面に妥当な注意を払う旨の規定を追加した。
- 4 協定の有効期間を現行の5年から4年に短縮した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要 旨】

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢にかんがみ、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による一層の負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成6年3月以来日米両国政府間で交渉を行った結果、平成7年9月27日にニュー・ヨークにおいて署名されたものである。この協定は、前文、本文6箇条及び末文から成り、他に合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 1 日本国は、この協定の効力存続期間中、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給、調整手当、乗船手当等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 2 日本国は、この協定の効力存続期間中、合衆国軍隊等が日本国で公用のため調達する a 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道、b a を除く暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 3 日本国は、日本国政府の要請に基づき、合衆国が、合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用することにより変更する場合に、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する（当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を行う場合に限る。）。
- 4 日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を合衆国に対し速やかに通報する。
- 5 日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 6 この協定は、所要の手續に従い1996年4月1日に効力を生じ、2001年3月31日まで効力を有する。

なお、合意された議事録においては、1に掲げる給与には、1987年1月30日に署名された日米地位協定第24条についての特別措置協定（1987年6月1日発効）が発効した際、日本国による負担の対象となっていた部分を含まないことが確認されており、また、書簡においては、4にいう具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されている。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

【要 旨】

この協定は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国とヴェトナムとの間で課税権を調整するため、1995年（平成7年）10月24日にハノイにおいて署名されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定の対象税目は、ヴェトナムにおいては個人所得税、利得税、利得送金税、外国契約者税、外国石油下請契約者税及び使用料税、日本国においては所得税、法人税及び住民税とする。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 5 投資所得に対する源泉地国税率は、配当、利子及び使用料のいずれについても、それぞれ10パーセントに制限する。
- 6 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 7 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するか又は183日以上の間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得又は前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。
- 8 勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務又は芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 9 短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国において免税される。
- 10 我が国及びヴェトナムにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。また、一定の所得について、我が国においていわゆる「みなし外国税額控除」を認めるが、この協定が効力を生ずる暦年の後15年目の年の12月31日より後に開始する各課税年度においては、適用しない。

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求め
るの件（閣条第6号）

【要 旨】

この議定書は、サービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する第二附属書に基づき、世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定の効力発生（1995年1月1日）の後も継続して行われた交渉の結果、本年7月21日に採択され、確認期間を経て同年10月6日に作成されたものであり、前文、本文及び末文並びに関係加盟国の29の約束表及び13の免除表から成る。主な内容は次のとおりである。

- 1 この議定書に附属する金融サービスに関する加盟国の約束表又は免除表は、この議定書が当該加盟国について効力を生ずる時に、当該加盟国の約束表又は免除表の金融サービスに関する部分に代わるものとする。
- 2 この議定書は、1996年（平成8年）6月30日まで関係加盟国による受諾のために開放しておく。
- 3 この議定書は、すべての関係加盟国が受諾した日の後30日目の日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が1996年（平成8年）7月1日前にこの議定書を受諾しなかった場合には、同日前にこの議定書を受諾した加盟国は、その後30日以内にこの議定書の効力発生に関する決定を行うことができる。
- 4 この議定書に附属する我が国の約束表で我が国が追加的に約束する点は、次のとおりである。なお、我が国は免除表を提出していない。
 - (1) 日本国籍の外航船舶と航空機に係る保険サービスの国境を越えた直接取引を認める規制緩和
 - (2) 保険仲立人制度の導入
 - (3) 1億円超の外貨建て海外預金に係る包括許可制の導入による規制緩和
 - (4) 金融・証券の派生商品の直接取引につき一部の者を許可不要とする規制緩和
 - (5) 年金運用市場への投資顧問業者のアクセスの改善

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第7号）

【要 旨】

この条約は、1965年（昭和40年）12月21日の第20回国際連合総会において採択され、1969年（昭和44年）1月4日に効力を生じたものであり、締約国が人権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等をすべての適当な方法により遅滞なくとること等について定める

ものである。この条約は、前文、本文25箇条及び末文から成り、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- 2 締約国は、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。
- 3 締約国は、人種隔離及びアパルトヘイトを非難し、また、この種のすべての慣行を防止し、禁止し及び根絶することを約束する。
- 4 締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次項に定める権利に十分な考慮を払い、人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言する。
- 5 2の基本的義務に従い、締約国は、市民的及び政治的権利並びに経済的、社会的及び文化的権利等の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること等を保障することを約束する。
- 6 締約国は、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びに公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。
- 7 締約国は、国連憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国連宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、迅速かつ効果的な措置をとることを約束する。
- 8 人種差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 9 締約国は、この条約の諸規定の実現のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置に関する報告を、委員会による検討のため、国連事務総長に提出することを約束する。委員会は、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。
- 10 締約国は、他の締約国がこの条約の諸規定を実現していないと認める場合には、その事案につき委員会の注意を喚起することができる。
- 11 委員会の委員長は、特別調停委員会を設置する。特別調停委員会は、この条約の尊重を基礎として事案を友好的に解決するため、関係国に対してあっせんを行う。
- 12 締約国は、この条約に定めるいずれかの権利の当該締約国による侵害の被

害者であると主張する当該締約国の管轄の下にある個人又は集団からの通報を、委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認める旨を、いつでも宣言することができる。

13 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。留保は、締約国の少なくとも3分の2が異議を申し立てる場合には、両立しないものとみなされる。

なお、我が国は、この条約の締結に当たり、人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること等の規定（第4条(a)及び(b)）に関し、我が国がこれらの規定に基づく義務を完全に履行することは、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触するおそれがあるため、それらの権利と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する旨の留保を付することとしている。

(5) 委員会決議

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する決議

あらゆる形態の人種差別の撤廃をめざす本条約の締結は、国際社会及び我が国における人権政策の確立と人権尊重の取組の強化において、きわめて有意義である。

政府は、本条約の締結に当たり、次の事項につき誠実に努力すべきである。

- 1 我が国に存在するあらゆる差別の撤廃に向けて、一層の努力を払うこと。
 - 2 あらゆる形態の人種差別の撤廃を達成するため、本条約の規定に従って、必要な国内措置を十分に講ずること。
 - 3 本条約の内容が広範な分野に及ぶことにかんがみ、条約の運用に当たり、関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、広く国民に対し、本条約の趣旨及び内容の周知徹底に努めること。
 - 4 人種差別撤廃委員会に提出する報告書は、適正なものとするとともに、提出後、速やかに国会にも提出すること。
 - 5 学校教育、社会教育、公務員の研修の分野で、あらゆる差別の撤廃のための広報活動及び人権教育を重視し、その実施体制の確立を図ること。
 - 6 未批准の人権に関する諸条約の締結について、その検討を促進すること。
- 右決議する。

【大蔵委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出の2法律案であり、いずれも成立した。

また、本委員会付託の請願12種類197件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

我が国の経済は、ここ数年間低成長を続けており、平成7年度の実質GDPの対前年度比の伸び率が1%台にとどくかどうか微妙な情勢である。仮に1%を下回れば、平成4年度(0.3%)、5年度(-0.2%)、6年度(0.5%)に続いて4年連続して1%以下の低成長となる。

このような経済状況を反映して国の税収も低迷している。平成3年度から4年連続して税収決算が前年度割れとなり、平成4年度、5年度と2年続けて決算上の不足が生じた。平成6年度においては、第1次、第2次補正予算で当初予算の税収見積りを減額した結果、決算の税収額は第2次補正で見込んだ額を上回った。この他、歳出不用額等があったため、6年度の財政法第6条の純剰余金は6,077億円となった。

平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案は、以上のような背景の下に提出され、賛成多数で可決、成立した。

本法律案には2つの内容が含まれている。

第1は、平成6年度の剰余金6,077億円についての処理である。本法律案は、「各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を公債の償還財源に充てなければならない」と定めている財政法の特例を設け、当該剰余金を一般会計の財源に充てる(実質的には、平成5年度の決算上不足のため決算調整資金から繰り入れられた資金への繰戻しに充てる)ことにしている。

第2は、平成7年度における2,110億円の新たな特例公債を発行するための特例を設けるものである。当該特例公債は、本年9月20日の政府の経済対策を受けて作成された平成7年度第2次補正予算の歳入のうち、特例公債で賄うとされた分である。

委員会においては、公債依存度を5%にすることを中期的な財政上の目標としていることが問われた。すなわち、平成3年度以降の経済構造はバブル以前とは全く異っており、公債依存度を5%にするという実現不可能な目標を掲げるのではなく、現在の経済構造に合った新たな目標が設定されるべきではないかというものであった。これに対して、大蔵省から、「これからの経済の姿については経済審議会でも審議しているが、経済の展望と財政がかかわってくる点

は否定できない。また、財政制度については、財政制度審議会に新たに設置された小委員会において、我が国の経済・財政状況、財政に期待される役割、高齢化社会を展望した財政バランスの回復の必要性、公債発行のコスト等について議論が深まっていくものと承知している」との答弁がなされた。

ところで、我が国の株式市場は、バブルが崩壊した後長期的に低迷を続けており、市場活性化のための対策が求められている。平成6年度において、企業の自己株式の取得を緩和する商法改正、インサイダー取引規制、自己株式の取得状況の開示等を定める証券取引法の改正が行われた。これらの法律改正により、企業が自社株買い・消却を行うことができる環境が整い、多数の企業が実施することが期待された。ところが、税制上は、企業が利益をもって株式の消却を行うことは、利益積立金の資本組入れと同様に評価され、残存株主にみなし配当課税がなされる。平成6年度の租税特別措置法改正において、みなし配当課税に対する源泉徴収制度の不適用措置が設けられたものの、こうした仕組みそのものは変更されなかった。結局、自社株買い・消却を行う企業は出現しなかったが、その理由はこのような税法上の仕組みにあると考えられた。そのため、9月20日の政府の経済対策においては、証券市場活性化策として「自己株式の利益消却の場合のみなし配当課税の特例措置を講ずることとし、次期臨時国会に所要の法律案を提出する」ことが盛り込まれた。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、以上のような経緯を踏まえて提出され、賛成多数で可決、成立した。

その内容は、上場会社等が法律施行の日から平成11年3月31日までの間に、利益をもってする株式の消却を行った場合にみなし配当課税の規定を適用しないとする特例を設けるものである。

委員会においては、今後自社株消却を行う企業の見通しが問われ、大蔵省から、「通産省のアンケート調査で7割の企業がこの問題について関心を持っているということなので、数多くの会社で利益消却が行われるように私どもとしても努力したい」との答弁がなされた。

〔国政調査等〕

委員会の国政調査の一環として、地方における経済・財政・金融情勢、税務行政の状況等に関する実情調査を目的に、8月29日から31日までの3日間（第133回国会閉会后）石川県及び富山県に委員派遣を行い、その派遣委員の報告が10月18日に行われた。

報告では、北陸財務局、金沢国税局、金沢国税不服審判所及び日本たばこ産業株式会社金沢支店からそれぞれ管内の概況説明を聴取するとともに、北陸の金融機関との意見交換を行ったほか、若鶴酒造を始め地場産業を視察した旨の

概要説明があった。

(2) 委員会経過

○平成7年10月18日（水）（第1回）

- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第3号） 賛成会派 自民、平成、社会
 反対会派 共産

○平成7年11月9日（木）（第2回）

- 租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第1号） 賛成会派 自民、平成、社会
 反対会派 共産

○平成7年12月14日（木）（第3回）

- 請願第38号外196件を審査した。
- 租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	7. 9. 29	7. 11. 8	7. 11. 9 可決	7. 11. 10 可決	7. 10. 19	7. 10. 31 可決	7. 10. 31 可決
			○ 7. 11. 8 参本会議趣旨説明 ○ 7. 10. 19 衆本会議趣旨説明						
3	平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案	〃	10. 4	10. 13	10. 18 可決	10. 18 可決	10. 11	10. 13 可決	10. 13 可決

(4) 成立議案の要旨

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、株式市場の活性化の観点から、上場会社等による利益をもってする株式の消却の促進を図るため、上場会社等が、この法律の施行の日（公布の日）から平成11年3月31日までの間に、株式の利益消却を行った場合のみなし配当について、特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公開買付けに応じた個人株主に対するみなし配当課税の特例

公開買付けによる株式の消却に応じた個人株主が交付を受ける金銭の額のうち資本等の金額に対応する金額を超える部分の金額については、みなし配当課税を行わず、株式の譲渡による所得として課税する。

2 残存株主に対するみなし配当課税の特例

その消却された株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額については、みなし配当課税を行わない。ただし、法人株主については、受取配当として申告することを選択できる。

平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、平成7年度の一般会計補正予算（第2号）における、決算調整資金への繰戻し、今般の経済対策の関連経費等に必要な財源を確保するため、平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を講ずるとともに、平成7年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成6年度の剰余金については適用しない。

2 特例公債の発行等

(1) 特例公債の発行

政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成7年度の一般会計補正予算（第2号）により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額（2,110億

円)の範囲内で、特例公債を発行することができる。

- (2) (1)により発行することができることとされた特例公債の発行は、平成8年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成7年度所属の歳入とする。
- (3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【文教委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において文教委員会に付託された法律案は、衆議院文教委員長提出1件であり、可決された。

また、本委員会付託の請願11種類65件のうち、4種類18件が採択された。

〔法律案の審査〕

接收刀剣類の処理に関する法律案は、連合国占領軍に接收され、この法律施行の際、現に東京国立博物館に保管されているいわゆる接收刀剣類の処理につき必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、質疑もなく、全会一致で可決した。

〔国政調査等〕

12月14日、教育、文化及び学術に関する調査を行い、いじめ問題、大学教育と就職協定の在り方、平成8年度文教予算の確保、教職員定数の改善、学生の就職等の問題が取り上げられた。

前国会閉会中の9月12日から14日の3日間、阪神・淡路大震災による教育文化施設の被害及び復旧の状況並びに関西地区における教育、学術及び文化財の保護に関する実情調査のため、奈良県、京都府、大阪府及び兵庫県に委員派遣を行い、その報告を10月5日に行った。

なお、主な視察先は奈良先端科学技術大学院大学、奈良国立文化財研究所、大阪府立近つ飛鳥博物館、神戸市立北野小学校、神戸大学等である。

(2) 委員会経過

○平成7年10月5日(木) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年11月30日(木) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 接收刀剣類の処理に関する法律案**(衆第21号)(衆議院提出)について提出者衆議院文教委員長代理片岡武司君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第21号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、平心
反対会派 なし
欠席会派 さき

○平成7年12月14日（木）（第3回）

- いじめ問題に関する件、大学教育と就職協定の在り方に関する件、平成8年度文教予算の確保に関する件、教職員定数の改善に関する件、学生の就職問題に関する件等について島村文部大臣、政府委員、警察庁、労働省、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行った。
- 請願第62号外17件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第207号外46件を審査した。
- 教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
21	接收刀剣類の処理に関する法律案	文教委員長 柳沢 伯夫君 (7.11.21)	7.11.21	7.11.21	7.11.21 (予備)	7.11.30 可決	7.12.1 可決			7.11.21 可決

(4) 成立議案の要旨

接收刀剣類の処理に関する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案は、連合軍占領軍に接收され、この法律施行の際現に東京国立博物館に保管されている接收刀剣類の処理につき必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 接收刀剣類の公示

文化庁長官は、接收刀剣類ごとに、その種類、形状その他文部省令で定める事項を官報で公示しなければならないこと。

2 返還の請求

接收刀剣類を連合軍占領軍に接收された者は、官報公示の日から起算して1年以内に、文化庁長官に対し、文部省令で定めるところにより、接收刀剣類であることを証する事項を記載した書面及び接收の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができること。

3 返還等の手続

- (1) 文化庁長官は、返還の請求があったときは、返還請求者がその請求をすることができる者であるかどうかを審査しなければならないこと。
- (2) 文化庁長官は、審査の結果、返還請求者がその請求をすることができる者であると認めるときは、その旨を、遅滞なく、書面により返還請求者に通知するとともに、請求に係る接收刀剣類を返還しなければならないこと。

4 返還されない接收刀剣類の帰属等

- (1) 返還することができない接收刀剣類は、国に帰属すること。
- (2) 国に帰属することとなった接收刀剣類の保管及び処分は、刀剣類に関し広くかつ高い識見を有する者の協力を求める等により、適切に行われるものとする。

5 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- (2) その他所要の規定を設けること。

【厚生委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案はなかった。

なお、第132回国会衆議院議員提出の臓器の移植に関する法律案は、衆議院において引き続き継続審査とされた。

本委員会付託の請願は、19種類167件のうち4種類38件が採択された。

〔国政調査等〕

10月31日、准看護婦制度、新高齢者介護システム、H I V訴訟と薬務行政、児童の健全育成、被爆者援護対策、社会保障制度審議会勧告、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用等の問題について質疑が行われた。

また、先国会閉会中の9月11日から13日にかけて、保健医療・福祉に関する実情調査のため、北海道へ委員派遣を行い、10月31日に報告を行った。なお、派遣先においては、北海道大学医学部附属病院、西円山病院、三笠市、北海道介護福祉学校、北海道立福祉村、国立登別病院を視察した。

(2) 委員会経過

○平成7年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 准看護婦制度に関する件、新高齢者介護システムに関する件、H I V訴訟と薬務行政に関する件、児童の健全育成に関する件、被爆者援護対策に関する件、社会保障制度審議会勧告に関する件、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用に関する件等について森井厚生大臣、政府委員、文部省、総理府及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第105号外37件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するのと審査決定し、第3号外128件を審査した。
- 社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案はなかったが、調査を行うとともに、付託された請願3種類16件について審査を行い、1種類1件を採択した。

〔国政調査等〕

昨年の第131回国会で成立した「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が11月1日から施行されること等に伴い、10月31日、質疑を行った。

新しい米管理制度下における米の備蓄・調整保管の運用方針、政府買入米価の算定方式の在り方、米の需給対策、既存の米小売業者への支援策、自主流通米価格形成センターの運営、ミニマム・アクセス米の輸入予定、新たな生産調整の検討方向、APEC大阪会合での農林水産分野の対応方針、住専問題への対応、農家負債対策、青年の就農促進、さとうきびの価格決定及び生産振興、農業労働災害保険制度の在り方、被害農家対策、新たな農業基本法の策定の必要性、資源管理型漁業の在り方、排他的経済水域の設定などの問題が取り上げられた。

また、同日、第133回国会閉会後の9月4日から9月6日までの3日間にわたり実施した佐賀、長崎両県及び北海道における農林水産業の実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

さらに、12月6日、平成8年産米の政府買入価格に関する件について質疑を行った。

平成8年産米の政府買入米価の算定方針、政府買入米価の算定方式の在り方、備蓄米用の農業倉庫の整備方針、米飯学校給食についての対応、生産調整と計画流通米助成金の関連、農家負債の軽減、新たな農政の長期ビジョンなどの問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成7年10月31日（火）（第1回）

- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 当面の農林水産行政に関する件について野呂田農林水産大臣、政府委員、大蔵省、外務省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月6日（水）（第2回）

- 平成8年産米の政府買入価格に関する件について野呂田農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日（木）（第3回）

- 請願第4号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するのと審査決定し、第101号外14件を審査した。
- 農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【商工委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも成立した。

また、本委員会に付託された請願2種類2件は、保留とされた。

〔法律案の審査〕

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

我が国経済においては、円高傾向や高コスト構造の顕在化などにより、産業の空洞化への懸念が高まっており、その健全な発展に支障を来すおそれが生じている。このため、国内における新たな事業活動の展開のための環境を整備することにより、経済構造改革を推進するため、本年9月20日に発表された「経済対策」において経済構造改革の具体的な方策を盛り込み、我が国経済の活力を維持し、中長期的な自律的発展の基盤を築こうとするものである。

その内容は3法律案からなっており、第1に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正案は、支援対象となる特定施設にリサイクル関連施設、大規模スタジアムを追加するとともに、産業基盤整備基金の業務に日本開発銀行に対する利子補給業務を追加する等の措置を講じるものである。

第2に、特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正案は、新株発行の方式を利用して能力と成果に応じた成功払い報酬制度を導入するとともに、産業基盤整備基金の業務に新規事業者に対する経営指導業務を追加する等の措置を講じるものである。

第3に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正案は、都道府県が輸入促進地域内に特定集積地区を設けることができることとするとともに、この地区内の輸入貨物流通促進事業者については、地方税の不均一課税を行う場合、減収補てん措置を講ずる等の措置を講じるものである。

第4に、以上の3法律案については適用期限を10年間延長するものである。

委員会においては、民活法の存在意義と法改正の趣旨、ストックオプション制度の概要及び導入上の課題、輸入・対内投資法の輸入拡大効果、民活法認定事業の総括、総合保税地域制度に対する大蔵省の対応、輸入・対内投資法制定時に付せられた附帯決議の実効措置、アジア太平洋トレードセンター入居状況及び助成措置、民活法の対象施設追加の背景等の質疑が行われ、日本共産党に

よる反対討論の後、多数をもって可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

本法律案は、我が国繊維産業の情報化を促進することにより、繊維産業の一層の効率化を図るため、繊維産業構造改善事業協会が繊維産業における新技術の開発等に係る調査研究等の業務に必要な資金について出資を受けることができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、繊維セーフガード措置に係る調査状況、クイックレスポンス体制の概要、中小零細企業による活用の支援策等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成7年10月23日（月）（第1回）

- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年10月24日（火）（第2回）

- 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について橋本通商産業大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について討論の後、両案をいずれも可決した。

（閣法第4号） 賛成会派 自民、平成、社会、新緑
反対会派 共産

（閣法第5号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑
反対会派 なし

なお、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成7年12月14日（木）（第3回）

- 請願第5号外1件を審査した。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
4	新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案	衆	7.10.6	7.10.18 (予備)	7.10.24 可決 附帯決議	7.10.25 可決	7.10.11	7.10.18 可決 附帯決議	7.10.19 可決
5	繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	10.6	10.18 (予備)	10.24 可決	10.25 可決	10.11	10.18 可決	10.19 可決

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

(閣法第4号)

【要旨】

本法律案は、長期にわたる景気の低迷、最近の急激な円高等により顕在化している我が国の産業を取り巻く諸課題に緊急に取り組むため、国内の事業活動の環境を整備するとともに、企業家精神に富む事業者の創業を支援する等、去る9月20日に発表された「経済対策」における経済構造改革の具体的な方策を盛り込み、我が国経済の活力を維持し、中長期的な自律的発展の基盤を築こうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（「特定施設整備法」）の一部改正

(1) 特定施設の追加

港湾の環境の保全又は改善のための施設、再生資源の利用の促進を図る

ための施設、スポーツ産業の発達を図るための施設等を、新たに特定施設整備法の対象とする特定施設に追加する。

(2) 産業基盤整備基金の目的・業務の改正

- ① 産業基盤整備基金の目的を、民間事業者による特定産業基盤施設の整備等を促進するため、必要な資金借入れに係る債務を保証すること等により民間事業者への融資を円滑にすることとする。
- ② 産業基盤整備基金に、特定施設整備法の認定計画に係る特定産業基盤施設整備事業に要する、社債発行に係る債務保証業務及び当該特定施設のうち、研究開発・企業化基盤施設等一定の施設の整備に要する資金の貸付けで、政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し利子補給をする業務を新たに追加する。
- ③ 産業基盤整備基金に、利子補給金支給業務及びこれに附帯する業務に関して、特別施設整備促進円滑化推進資金を設ける。

(3) 通信・放送機構の業務の特例等

通信・放送機構は、特定施設のうち、特別通信・放送基盤施設の整備に要する資金の貸付けで、政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し新たに利子補給業務をする。

(4) 報告の徴収

主務大臣は、特定施設整備法における認定事業者に対し、認定計画に係る特定施設の、運営を含む整備事業の実施状況に関し報告させることができる。

(5) 罰則

虚偽報告等に係る罰金額を10万円から20万円に引き上げる。

(6) 法律の廃止

この法律は、平成18年5月29日までに廃止する。

2 特定新規事業実施円滑化臨時措置法（「新規事業法」）の一部改正

(1) 産業基盤整備基金の業務追加

産業基盤整備基金が行う特定新規事業実施円滑化業務に、特定新規事業に関し経営の指導を行う業務を追加する。

(2) 新株発行の特例

新規事業法の認定会社で、同法により新株の発行ができる旨定款に定められたものは、認定計画に係る事業の実施に必要な人材を確保するため、一定の要件の下、商法上の特別決議を行うことにより、その後10年の間に、会社の取締役又は使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行できることとする。

(3) 新株発行に係る情報の開示

新規事業法の認定会社が、新株発行の特例に係る定めを設けたときは、株券等にその旨を記載しなければならない。また、決議をした際には、その内容を記載した書面を通商産業大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。通商産業大臣は、提出された書面について官報に公示するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。

(4) 罰則

書面の提出及び株券への記載に係る罰則を設ける。

(5) 法律の廃止

この法律は、平成18年5月29日までに廃止する。また、新株発行に係る決議の効力の有効期間に関する経過措置を設ける。

3 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（「輸入・対内投資法」）の一部改正

(1) 輸入促進地域の要件の追加

輸入・対内投資法により輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業に関する措置が講じられる地域（「輸入促進地域」）の要件に、当該事業の実施が確実と見込まれることとの要件を追加する。

(2) 特定集積地区

輸入促進地域のうち、輸入貨物の流通の円滑化を図るため、輸入貨物流通促進事業の集積を特に促進することが適当と認められる地区を「特定集積地区」と定義し、主務大臣が地域輸入促進指針で定める事項に当該地区の設定に関する事項等を追加し、都道府県は地域輸入促進計画において当該地区の区域等を定めることができることとする。

(3) 産業基盤整備基金の業務追加

産業基盤整備基金が行う輸入促進・対内投資円滑化業務に、特定集積地区において輸入貨物流通促進事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行う業務を追加する。

(4) 中小企業信用保険法の特例

輸入貨物流通促進事業に係る中小企業信用保険法の特例を、特定集積地区において当該事業を行う者に適用する。

(5) 地方税の不均一課税に伴う措置

地方公共団体が、特定集積地区に輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について、不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合、当該不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除できるものとする。

(6) 法律の廃止

この法律は、平成18年5月29日までに廃止する。

【附帯決議】

政府は、本法施行が真に実効性あるものとなるよう、税制上の措置を含めた支援策の一層の充実に努めることとし、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 1 民活法に基づく特定施設の整備については、地域及び民間事業者のニーズと事業の実態に即し、かつ利用者の利便に配慮した効果的な支援を行うとともに、地域の基盤整備の一体的推進を図る観点から、地方公共団体及び関係行政機関との連携を一層強化すること。

なお、阪神・淡路大震災地域における復興の一層の促進を図るため、当該地域に係る復興プロジェクトとしての対象施設の整備事業については、特段の支援措置を講ずること。

- 2 新規事業法に基づくストックオプション制度を有効に機能させるため、制度の啓発・普及に努めること。関連支援措置の運用に当たっては柔軟に対応するとともに、新規事業の実施計画の認定手続の簡素化・迅速化に努めること。

知的財産権の担保化については、その評価方法について鋭意検討するほか、ベンチャービジネスに対する民間投融資の促進方策を広く検討していくよう努めること。

- 3 輸入・対内投資法に基づく輸入促進措置を効果的に推進する観点から、総合保税地域制度の有効活用を図るための運用の緩和に努めるとともに、植物防疫、動物検疫等の検疫手続や通関手続等における体制の一層の整備に努めること。

右決議する。

繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案は、最近における繊維産業をめぐる内外の経済的環境の著しい変化にかんがみ、繊維産業の構造改善を一層推進するため、繊維産業における新技術の開発等に係る調査研究等の業務に必要な資金について繊維産業構造改善事業協会が出資を受けることができるようにするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 繊維産業構造改善事業協会の資本金規定の改正

繊維産業構造改善事業協会が繊維産業における新技術の開発等に係る調査

研究等の業務に必要な資金について出資を受けることができることとする。

2 繊維工業高度化促進施設の整備規定の改正

「繊維工業高度化促進施設」の主たる支援対象を繊維工業者から繊維製品販売業者を含む繊維事業者に拡大し、その名称を「繊維産業高度化促進施設」に改める。

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において、本委員会は3回開会され、付託された法律案は衆議院運輸委員会提出1件であり、成立した。

また、本委員会付託の請願5種類15件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、既に任意の自動車共済を扱っている全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国自動車共済協同組合連合会といった消費生活協同組合及び事業協同組合が、保険会社及び農業協同組合と同様に自動車損害賠償責任共済の事業を行うことができるようにするものである。

委員会においては、法律改正の意義と消費者に与える影響、農協について10年間の経過措置を設けた理由などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

11月9日、平沼運輸大臣、政府委員等に対する質疑を行った。

阪神・淡路大震災により被災した交通施設の復興状況と今後の対応策、北方海域におけるロシアによる日本漁船拿捕問題、第7次空港整備5箇年計画と地方空港整備の在り方、第9次港湾整備5箇年計画と地方港湾の位置付け、中部新国際空港の建設問題、国際船舶制度の創設、航空機事故損害賠償問題における日本の国際機関への対応、整備新幹線の進捗状況、都市高速鉄道の整備の在り方、鉄道構造物の耐震補強安全対策、地震発生時における気象庁の防災情報、気象用語の改善、首都機能移転における交通アクセスの整備問題、国鉄清算事業団の抱える旧国鉄長期債務の状況、在日米軍による航空管制業務の日本への移管、大型バスの安全対策などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成7年10月5日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。

○平成7年11月9日（木）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 阪神・淡路大震災被災地の交通施設の復興等に関する件、地方空港の整備

の在り方に関する件、国際船舶制度に関する件、中部新国際空港の建設に関する件、整備新幹線の建設及び新幹線の安全対策に関する件、首都機能の移転における交通アクセスに関する件、航空機進入管制業務の米軍からの移管に関する件、大型バスの安全対策に関する件等について平沼運輸大臣、政府委員、建設省、自治省、大蔵省、運輸省当局及び参考人日本国有鉄道清算事業団理事長西村康雄君に対し質疑を行った。

○平成7年12月13日（木）（第3回）

- 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について提出者衆議院運輸委員長辻一彦君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院運輸委員長代理細田博之君、同高見裕一君、同赤松広隆君、平沼運輸大臣、政府委員、厚生省、中小企業庁、大蔵省及び農林水産省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第22号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、参フ
 反対会派 なし

- 請願第6号外14件を審査した。
- 運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
22	自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案	運輸委員長 辻一彦君 (7.12.12)	7.12.12	7.12.12	7.12.12	7.12.13 可決	7.12.13 可決			7.12.12 可決

(4) 成立議案の要旨

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案（衆第22号）

【要 旨】

本法律案は、既に任意の自動車共済を扱っている全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国自動車共済協同組合連合会といった消費生活協同組合及び事業協同組合が、保険会社及び農業協同組合と同様に自動車損害賠償責任共済の事業を行うことができるようにするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 自動車損害賠償保障法の一部改正

(1) 保険会社と組合を統一的に規定する。

自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）の共済責任を負う者は、農業協同組合（連合会）、消費生活協同組合（連合会）及び事業協同組合（連合会）で共済規程等につき所轄行政庁の認可等を受けたもの（以下「組合」という。）とする。

(2) 共済掛金率の基準（ノーロス・ノープロフィット原則）

責任共済の共済掛金率は、能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない。

(3) 共同プール事務（純保険料等の4割部分の共同プール）

保険会社及び組合は、相互間で共同して、保険会社及び組合別に定まった割合に応じて、政府再保険に出した残りの純保険料、保険金等の計算、配分及び徴収（以下「共同プール事務」という。）を行う。

(4) 保険会社及び組合の料率団体への報告義務

保険会社及び組合は、損害保険料率算出団体に対して、損害率その他保険料率又は共済掛金率の算出に関し必要な事項を報告しなければならない。

(5) 保険会社及び組合の政府再保険対象車種

政府は、原動機付自転車に係るもの以外の車種について、再保険をする。

(6) 組合の参入基準等

所轄行政庁は、責任共済の事業を行おうとする組合に対し、共済規程等の認可等を行う場合は、当該組合が責任共済の事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、責任共済の事業に係る収支の見込みが良好であること等を審査しなければならない。

(7) 準備金

保険会社又は組合は、責任保険又は責任共済の事業から生じた収支差額及び運用益については、その全額を準備金として積み立てるものとし、当

該積み立てた準備金は、責任保険又は責任共済の事業の収支の不足のてん補に充てる場合等を除き、これを取り崩すことができない。

2 消費生活協同組合法の一部改正

(1) 事業の利用

組合は、組合員以外の者に、厚生省令で定める正当な理由がある場合は、その事業を利用させることができる。

(2) 責任共済事業規約の必要的記載事項

責任共済及び責任共済の契約によって負う共済責任の再共済（以下「責任共済等」という。）に関する事業を行おうとするときは、規約で、その実施方法、共済契約等に関して厚生省令で定める事項を定めなければならない。

3 中小企業等協同組合法の一部改正

(1) 共済規程の認可

事業協同組合及び協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）は、責任共済等の事業を行おうとするときは、共済規程を定め、所管行政庁の認可を受けなければならない。

(2) 余裕金運用の制限等

責任共済等の事業を行う事業協同組合等は、業務上の余裕金を一定の方法によるほか運用してはならない。また、責任共済等の事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

5 農業協同組合及び農業協同組合連合会に関する経過措置

農業協同組合及び農業協同組合連合会については、ノーロス・ノープロフィット原則、準備金及び共同プール事務の規定並びに軽自動車に係る政府保険の規定は、この法律の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、適用しない。

【 通 信 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出の**通信・放送機構法の一部を改正する法律案**1件であり、成立した。また、日本放送協会（NHK）の平成5年度決算が付託され、是認された。

本委員会付託の請願2種類5件は、いずれも保留となった。

〔法律案等の審査〕

通信・放送機構法の一部を改正する法律案は、電気通信分野における研究開発のための施設を一層充実することにより通信・放送技術の向上を図るため、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発を行うための基盤的な施設を整備してこれを研究開発を行う者の共用に供する業務を追加しようとするものである。

委員会においては、国際競争下にある我が国情報通信産業の現状、情報通信分野の研究開発の現状と将来動向、通信・放送分野における包括的な支援立法の必要性、災害に強い情報通信基盤整備に関する政府の取組、情報通信分野の障害者・高齢者に対する支援の確保等の諸問題について、阪神・淡路大震災の被災地域からの要請に応える施策であることも踏まえながら、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

〔NHK決算の審査〕

日本放送協会平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、NHKの平成5年度決算書類であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

委員会においては、NHK中長期経営方針の進捗状況、豊かな放送文化の意義、マルチメディア時代に向けた放送の在り方、教育番組の充実、国際放送の拡充と受信改善、字幕放送の普及促進等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって是認した。

(2) 委 員 会 経 過

○平成7年10月20日（金）（第1回）

- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査を行うことを決定した。
- 通信・放送機構法の一部を改正する法律案**（閣法第7号）（衆議院送付）について井上郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第7号) 賛成会派 自民、平成、社会、二院、さき
反対会派 共産

○平成7年11月9日(木) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書について井上郵政大臣、参考人日本放送協会会長川口幹夫君及び会計検査院当局から説明を聴き、井上郵政大臣、政府委員、外務省、厚生省、通商産業省当局、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会理事石渡和夫君、同協会理事中井盛久君、同協会理事菅野洋史君、同協会専務理事齊藤暁君及び同協会専務理事・技師長森川脩一君に対し質疑を行った後、是認すべきものと議決した。

(日本放送協会平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書=平成5年度NHK決算)

賛成会派 自民、平成、社会、共産、二院、さき
反対会派 なし

○平成7年12月14日(木) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第37号外4件を審査した。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
7	通信・放送機構法の一部を改正する法律案	衆	7.10.6	7.10.18 (予備)	7.10.20 可決	7.10.25 可決	7.10.11	7.10.19 可決	7.10.19 可決

・NHK決算（1件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
日本放送協会平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	7.2.3 (第132回国会)	7.9.29	7.11.9 議決	7.11.10 議決			
○第132・133回国会 未了							

(4) 成立議案の要旨

通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、電気通信分野における研究開発のための施設を一層充実することにより通信・放送技術の向上を図るため、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発を行うための基盤的な施設を整備してこれを研究開発を行う者の共用に供する業務を追加しようとするものである。

【労働委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、成立した。

また、本委員会付託の請願2種類20件は、いずれも採択した。

〔法律案等の審査〕

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、新たな雇用機会の創出を図るため、ベンチャー企業等新分野展開を目指す中小企業等が行う人材の育成・確保、魅力ある職場づくりを支援するものである。

その主な内容は、施策の対象として、現行の「事業協同組合等の構成員である中小企業」のほかに「個別の中小企業」を追加すること、高度の技能・知識を有する人材の受入れ・育成等を行う中小企業に対する助成等を拡充すること、これから労働者を雇用しようとする中小企業等も助成の対象とし創業等の支援をすることなどである。

委員会においては、中小企業の経営環境と人材確保対策の重要性、法改正の理由と雇用機会創出への効果、新たな助成制度の内容とその周知徹底の方法、新制度実施に伴うリストラ助長の懸念、中小企業に対する能力開発施策の充実等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

11月7日、労働問題に関する調査として質疑を行った。

産業構造の変化に伴う雇用対策、産業空洞化の原因と対策、中小企業に対する雇用促進策と労働時間短縮の推進、新卒者及び中高年齢者の雇用対策、男女雇用機会均等及び女子保護規定の見直し等女性労働者対策、女子大生の学部選択の在り方と職業能力開発の重要性、育児休業給付及び高年齢雇用継続給付の支給事務の円滑化、パートタイム労働対策、労働者派遣事業の適正化と適用対象業務の範囲、審議会の運営の在り方、青木労働大臣の学歴問題、熟練技能者の尊重と養成の重要性、外国人の技能実習制度の活用状況、身体障害者雇用納付金制度の拡充、労災ケアプラザの整備などの問題が取り上げられた。

そのほか、前国会閉会中の9月18、19の両日に実施された委員派遣の報告が10月5日に行われた。派遣では、雇用失業情勢と雇用対策等に関する調査のため岡山県及び兵庫県に赴き、県庁、公共職業安定所、自動車製造業関連事業所等の視察を行っている。

(2) 委員会経過

○平成7年10月5日(木) (第1回)

- 労働問題に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年10月19日(木) (第2回)

- 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について青木労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年10月20日(金) (第3回)

- 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について青木労働大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第8号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、参フ、新緑
反対会派 なし

○平成7年11月7日(火) (第4回)

- 新卒者及び中高年齢者の雇用対策に関する件、中小企業の雇用対策に関する件、女性労働者対策に関する件、雇用継続給付の支給事務に関する件、産業構造の変化に伴う雇用対策に関する件、労働者派遣事業に関する件、審議会の運営の在り方に関する件、女子学生の職業能力開発に関する件等について青木労働大臣、政府委員、文部省及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日(木) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第111号外19件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決
8	中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案	衆	7.10.6	7.10.18 (予備)	7.10.20 可決	7.10.25 可決	7.10.11	7.10.19 可決	7.10.19 可決

(4) 成立議案の要旨

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、新たな雇用機会の創出を図るため、ベンチャー企業等新分野展開を目指す中小企業等の行う人材の育成・確保、魅力ある職場づくりのための雇用管理の改善の活動を支援するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法の対象範囲を拡大し、個別中小企業者についても、高度の技能・知識を有する人材を確保するための雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることを可能とする。
- 2 雇用管理の改善を促進するため、高度な人材の受入れ、育成等を行い認定計画を達成したものに対して雇用保険法に基づく必要な助成及び援助を行う。
これらの助成及び援助を行う場合、創業及び事業拡大を支援するため、これから労働者を雇用しようとする事業主、内定中の者についても対象とするとともに、これらの助成及び援助を雇用促進事業団において実施する。
- 3 雇用促進事業団による資金の貸付け並びに中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法及び中小企業投資育成株式会社法の特例措置の対象範囲を拡大する。
- 4 この法律は、公布の日から施行する。

【建設委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律案1件であり、成立した。

また、付託請願3種類17件について審査を行い、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

建築物の耐震改修の促進に関する法律案は、本年1月の阪神・淡路大震災以降、建設省が専門の調査委員会を設置し、建築物の倒壊状況を調査した結果、特に昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の被害が顕著であったことにかんがみ、現行の耐震基準に適合しない既存の建築物の耐震改修を全国的な課題として早急に推進することが是非とも必要であるとの考えから提出されたものである。

その内容は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、多数の者が利用する特定建築物の耐震診断及び耐震改修についての所有者の努力義務、建設大臣による指針の策定並びに所管行政庁による助言、指導及び指示について定めるとともに、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画を認定してこれに対し建築基準法の特例の適用及び金融上の助成を行う等建築物の耐震改修の促進のための措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

(2) 委員会経過

○平成7年10月17日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。

○平成7年10月19日（木）（第2回）

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について森建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、池端国土庁長官、政府委員及び建設省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第9号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年12月14日（木）（第3回）

- 請願第63号外16件を審査した。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
9	建築物の耐震改修の促進に関する法律案	衆	7.10.6	7.10.18 (予備)	7.10.19 可決 附帯決議	7.10.20 可決	7.10.11	7.10.19 可決	7.10.19 可決

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

建築物の耐震改修の促進に関する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定建築物の所有者の努力

多数の者が利用する一定の建築物で耐震関係規定に適合していないもの（以下、「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならないものとする。

2 耐震診断及び耐震改修の指針

建設大臣は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針を定め、公表するものとする。

3 指導及び助言並びに指示等

(1) 所管行政庁は、特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができるものとする。

(2) 所管行政庁は、不特定かつ多数の者が利用する一定の特定建築物について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、その所

有者に対し必要な指示をすることができるものとするとともに、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に立入検査を行わせることができるものとする。

4 建築物の耐震改修の計画の認定

建築物の耐震改修をしようとする者は、耐震改修の計画を作成して所管行政庁に認定を申請することができるものとし、所管行政庁は、当該計画が一定の基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができるものとする。

5 認定建築物に係る特例

- (1) 計画の認定に係る建築物については、既存不適格建築物の不適格事項に係る制限の緩和等建築基準法の特例措置を講ずるものとする。
- (2) 計画の認定を受けて住宅の耐震改修を行う者に対し、住宅金融公庫の資金の貸付けの特例措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 国及び地方公共団体は、自らが所有する建築物の耐震診断及び耐震改修に可能な限り努めること。
 - 2 国及び地方公共団体は、民間の建築物の耐震診断及び耐震改修を支援するための助成制度の充実・強化を図るよう努めること。
 - 3 耐震診断及び耐震改修を円滑に推進するため、耐震診断を行う技術者を育成し、その確保に努めること。
- 右決議する。

【 予 算 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第134回国会中、本委員会においては、平成7年度補正予算（第2号）を審査するとともに、予算の執行状況に関する調査を行った。

〔予算の審査〕

平成7年度補正予算（第2号）は、9月20日策定された経済対策に基づいて編成されたものである。このうち一般会計の歳入歳出の純追加額は5兆3,252億円に達し、歳出面では公共事業等の追加、義務的経費の追加等、特に緊要となった事項等について措置を講ずるとともに、歳入面では特例公債を含む国債の増発、前年度剰余金の受け入れ等の措置を講じたものである。一般会計の補正に関連して、26特別会計及び6政府関係機関について所要の補正措置を講じている。

なお、本補正予算は、10月4日国会に提出され、同月18日に成立した。（概要は、Ⅲの2「財政演説」を参照されたい。）

主な論点としては、「経済の空洞化に歯止めがかからない状況が続いているが、政府は現在の景気動向をどう認識しているか。また、今回の経済対策の力点はどこにおいているのか。この対策の景気浮揚効果はどの程度で、今年度の政府経済見通しの成長率達成は可能か。」との質疑に対し、村山総理及び宮崎経企庁長官から「最近になって株式市場に明るさが見え始めてきたが、先般の月例経済報告では経済はなお弱含みの状態が続いているとの厳しい認識を示したところである。経済対策の中身としては、内需拡大のための公共事業の十分な確保、資産価値下落への的確な対応、証券市場の活性化、ベンチャービジネスや情報通信・科学技術などの新分野の開発、さらに規制緩和などに力点を置いている。また、経済対策による景気浮揚効果は向こう一年間でGDPを2%程度押し上げる効果があるものと思われるが、今年度の効果としては、政府見通しの達成は極めて難しい。」と答えた。

このほか、参議院選挙の低投票率問題、宗教法人法改正問題、オウム真理教への破防法適用の是非、行財政改革と財政再建への取り組み方、産業空洞化問題、金融機関の不良債権問題、土地税制の在り方、沖縄米軍兵士暴行事件と在日米軍基地問題、APEC大阪大会への対応、前法務大臣の辞任問題等について質疑が行われた。

〔国政調査〕

本委員会は10月27日に、予算の執行状況に関する調査のうち、経済及び外交

等についての集中審議を行った。

その主な論点としては、「住専の不良債権処理対策をどうするのか。」との問いに対し、武村大蔵大臣は、「母体行、系統系、さまざまな立場があるが、現在、関係者が同じテーブルについて問題解決に対する議論を進めているところであり、その推移を見ながら政府として最終の結論を見出していきたい。」旨答え、また、「日米合同委員会の特別専門家委員会での合意が成立したが、これをどう受けとめるべきか。」と質されたのに対して、政府は、「（合意内容は）地位協定における被疑者の身柄引き渡しについての日米間の実施手続きを見直し、その改善を図ったものである。」旨答えた。

このほか、宗教法人法改正案をめぐる諸問題、政党の公的助成の在り方、在沖米軍基地の現状とその整理・縮小問題、日米安保体制の意義と重要性、来年度税制における土地税制改革の対応方針、公共事業の効率的執行の確保策、各種審議会行政の在り方等について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成7年10月5日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 平成7年度一般会計補正予算（第2号）（予）
平成7年度特別会計補正予算（特第2号）（予）
平成7年度政府関係機関補正予算（機第2号）（予）
以上3案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年10月16日（月）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）
平成7年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関補正予算（機第2号）（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、野坂内閣官房長官、橋本通商産業大臣、武村大蔵大臣、宮崎経済企画庁長官、青木労働大臣、島村文部大臣、江藤総務庁長官、深谷自治大臣、河野外務大臣、衛藤防衛庁長官、高木国務大臣、野呂田農林水産大臣、森建設大臣、宮澤法務大臣、平沼運輸大臣、池端国土庁長官、大島環境庁長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成7年10月17日（火）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）
平成7年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関補正予算（機第2号）（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、池端国土庁長官、武村大蔵大臣、宮崎経済企画庁長官、橋本通商産業大臣、森建設大臣、宮澤法務大臣、衛藤防衛庁長官、野呂田農林水産大臣、平沼運輸大臣、青木労働大臣、江藤総務庁長官、島村文部大臣、野坂内閣官房長官、河野外務大臣、高木沖繩開発庁長官、政府委員、最高裁判所、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成7年10月18日（水）（第4回）

- 平成7年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）
平成7年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関補正予算（機第2号）（衆議院送付）

以上3案について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、衛藤防衛庁長官、武村大蔵大臣、江藤総務庁長官、島村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成7年度第2次補正予算）

賛成会派 自民、社会、二院
反対会派 平成、共産、新緑

○平成7年10月27日（金）（第5回）—— 集中審議 ——

- 予算の執行状況に関する調査のうち、経済及び外交等について村山内閣総理大臣、島村文部大臣、宮澤法務大臣、池端国土庁長官、橋本通商産業大臣、武村大蔵大臣、野呂田農林水産大臣、河野外務大臣、衛藤防衛庁長官、野坂内閣官房長官、深谷自治大臣、青木労働大臣、江藤総務庁長官、宮崎経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日（木）（第6回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予算(3件)

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
1	平成7年度一般会計補正予算(第2号)	7.10.4	7.10.4 (予備)	7.10.18 可決	7.10.18 可決	7.10.4	7.10.13 可決	7.10.13 可決
2	平成7年度特別会計補正予算(第2号)	10.4	10.4 (予備)	10.18 可決	10.18 可決	10.4	10.13 可決	10.13 可決
3	平成7年度政府関係機関補正予算(第2号)	10.4	10.4 (予備)	10.18 可決	10.18 可決	10.4	10.13 可決	10.13 可決

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成4・5年度決算外2件の審査〕

平成4年度決算及び国有財産関係2件は、第129回国会の召集日である平成6年1月31日に提出された。4年度決算は、第131回国会の6年12月2日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された（4年度決算の概要については『第131回国会審議概要』160ページ参照）。

平成5年度決算及び国有財産関係2件は、第132回国会の召集日である7年1月20日に提出された。5年度決算は、7年2月9日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された（5年度決算の概要については『第132回国会審議概要』332ページ参照）。

委員会においては、4年度決算外2件及び5年度決算外2件を一括して審査することとし、第132回国会において、大蔵大臣及び会計検査院長から概要説明を聴取し、全般的質疑を2回行った。

第133回国会閉会後には、省庁別審査が6回行われ、第134回国会においては、省庁別審査が更に3回行われた。

第133回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①中小企業設備近代化資金の不当貸付け、②「官・官接待」問題、③阪神・淡路大震災後の対策、④財団法人郵政互助会及びその出資会社の在り方、⑤法務局職員による不正行為、⑥労災保険診療費算定基準改善要求、⑦防衛費の国庫債務負担行為、⑧国民健康保険財政調整交付金の不適正受給、⑨特殊法人改革、⑩義務教育費国庫負担金の経理不当、⑪新型転換炉（ATR）実証炉の建設中止、⑫国立大学附属病院医薬品費の予算執行、⑬年金積立金自主運用事業の赤字累増などである。

第134回国会において行われた質疑の主な項目は、①公共工事における施工ミスの防止、②日本下水道事業団入札談合事件、③ダム等大規模公共事業の見直し、④わが国の財政状況と今後の財政運営（税収・特例公債・隠れ借金）、⑤大和銀行の不正経理問題、⑥住専問題の処理、⑦国営木曾岬干拓事業の現況などである。

〔予備費関係12件及び決算調整資金からの歳入組入れ調書2件の審査〕

予備費関係12件は、憲法及び財政法の規定に基づき、5年3月から7年1月までの間の予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

このうち、平成4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件は、第129回国会の6年1月31日に、平成5年度一般会計

予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外2件は、同国会の6年4月1日に提出された。また、平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件は、第132回国会の7年1月20日に、平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外2件は、同国会の7年3月31日に提出された。

4年度一般会計予備費の予算額（補正後）は2,000億円であり、このうち、5年3月10日から同年3月25日までの間に使用した金額は739億円である。4年度各特別会計予備費の予算総額（補正後）は2兆4,601億円であり、このうち、5年3月23日から同年3月31日までの間に使用した金額は382億円である。4年度特別会計予算総則第14条に基づき5年3月30日に経費の増額をした金額は3,148億円である。

5年度一般会計予備費の予算額（補正後）は1,500億円であり、このうち、5年4月20日から6年1月28日までの間に使用した金額は447億円、6年2月24日から同年3月25日までの間に使用した金額は665億円である。5年度各特別会計予備費の予算総額（補正後）は2兆4,824億円であり、このうち、5年10月1日から同年12月24日までの間に使用した金額は1,360億円、6年3月24日から同年3月29日までの間に使用した金額は131億円である。5年度特別会計予算総則第13条に基づき5年9月10日から同年10月1日までの間に経費の増額をした金額は127億円、6年3月25日から同年3月29日までの間に経費の増額をした金額は814億円である。

6年度一般会計予備費の予算額（補正後）は1,500億円であり、このうち、6年4月11日から平成7年1月17日までの間に使用した金額は433億円である。6年度各特別会計予備費の予算総額（補正後）は2兆7,679億円であり、このうち、6年12月12日に使用した金額は12億円である。6年度特別会計予算総則第14条に基づき6年9月9日から同年12月9日までの間に経費の増額をした金額は126億円である。

予備費使用等の主な費目は、次のとおりである。

平成4年度一般会計の予備費使用（その2）は、①老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、②義務教育費国庫負担金の不足を補うために必要な経費、③療養給付費等負担金等の不足を補うために必要な経費などである。

平成4年度特別会計の予備費使用は、①外国為替資金特別会計における外国為替等売買差損の補てんに必要な経費、②農業共済再保険特別会計家畜勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、③郵便貯金特別会計一般勘定における支払利子に必要な経費などである。

平成4年度特別会計予算総則第14条に基づく経費の増額（その2）は、郵便

貯金特別会計一般勘定における支払利子に必要な経費である。

平成5年度一般会計の予備費使用（その1）（その2）は、①皇太子徳仁親王殿下の御結婚に伴う経費、②国連平和維持活動に係る分担金の支出に必要な経費、③河川等災害復旧事業に必要な経費、④皮革及び革靴製造業等経営安定等特別対策に必要な経費、⑤老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、⑥療養給付費等負担金等の不足を補うために必要な経費などである。

平成5年度特別会計の予備費使用（その1）（その2）は、①食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における輸入食糧の買入れに必要な経費、②漁船再保険及漁業共済保険特別会計漁船普通保険勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費などである。

平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費の増額（その1）（その2）は、①道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費、②交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税剰余金に必要な経費などである。

平成6年度一般会計予備費使用（その1）は、①国連平和維持活動に係る分担金の支出に必要な経費、②河川等災害復旧事業等に必要な経費、③予防接種事故訴訟に係る損害賠償に必要な経費、④公害影響地域振興対策に必要な経費などである。

平成6年度特別会計予備費使用（その1）は、農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費の増額（その1）は、①港湾整備特別会計港湾整備勘定における港湾整備事業の調整に必要な経費、②道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費などである。

決算調整資金からの歳入組入れ調書2件は、一般会計の歳入歳出の決算上生じた不足を補てんするため、同資金から一般会計に、4年度は1兆5,447億円、5年度は5,663億円を組み入れたことについて、決算調整資金に関する法律に基づき、国会の事後承諾を求めるために提出されたものである。平成4年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書は第129回国会の6年1月31日に、5年度の同調書は第132回国会の7年1月20日に提出された。

予備費関係12件及び決算調整資金からの歳入組入れ調書2件は、いずれも衆議院において継続審査となっていたが、第134回国会の7年12月5日に衆議院より送付され、同日委員会に付託された。

委員会においては、これら14件を一括して議題とし、まず大蔵大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。その主な項目は、①予備費の審議促進、②予備費の増額とP K Oへの活用、③老人医療給付費等に対する国庫負担金への予備

費使用、④関税割当制度の見直しに伴う予備費使用、⑤決算調整資金制度の存在意義などである。

質疑を終局した後、討論に入り、日本共産党の筆坂理事より、平成4年度特別会計予備費、平成5年度一般会計予備費（その1）、平成6年度一般会計予備費（その1）、決算調整資金からの歳入組入れ調書2件に反対、その他の予備費関係9件には賛成、自由民主党・自由国民会議の佐藤理事より、予備費関係12件及び決算調整資金からの歳入組入れ調書2件にいずれも賛成の意見がそれぞれ述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成4年度特別会計予備費、平成5年度一般会計予備費（その1）、平成6年度一般会計予備費（その1）、決算調整資金からの歳入組入れ調書2件はいずれも多数をもって、その他の予備費関係9件は、いずれも全会一致をもって、承諾を与えるべきものと議決した。

（2）委員会経過

○平成7年9月6日（水）（第133回国会閉会後第1回）

○平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件中、通商産業省、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫関係について橋本通商産業大臣、会計検査院、中小企業庁、自治省、通商産業省及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年9月13日（水）（第133回国会閉会後第2回）

○平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件中、運輸省及び郵政省関係について平沼運輸大臣、井上郵政大臣、運輸省、気象庁、郵政省、総務庁、会計検査院、科学技術庁、通商産業省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成7年9月14日（木）（第133回国会閉会後第3回）

○理事の補欠選任を行った。
○平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件中、法務省、労働省、防衛庁及び裁判所関係について田沢法務大臣、青木労働大臣、衛藤防衛庁長官、法務省、最高裁判所、自治省、建設省、労働省、会計検査院、文化庁、防衛庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成7年9月20日（水）（第133回国会閉会後第4回）

○理事の補欠選任を行った。
○平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件中、自治省、警察庁、総務庁及び公営企業金融公庫関係について深谷国務大臣、江藤総務庁長官、

自治省、会計検査院、厚生省、警察庁、海上保安庁、大蔵省、郵政省、法務省、総務庁、運輸省、建設省、労働省、総理府、通商産業省、公正取引委員会、公安調査庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成7年9月27日（水）（第133回国会閉会後第5回）

○平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件中、文部省及び科学技術庁関係について島村文部大臣、浦野科学技術庁長官、文部省、外務省、科学技術庁、公安調査庁、法務省、大蔵省、会計検査院、文化庁及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年9月28日（木）（第133回国会閉会後第6回）

○平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件中、厚生省、農林水産省、環境庁、農林漁業金融公庫及び環境衛生金融公庫関係について野呂田農林水産大臣、大島環境庁長官、森井厚生大臣、農林水産省、環境庁、食糧庁、厚生省、法務省、自治省、林野庁、会計検査院、大蔵省当局及び参考人年金福祉事業団理事加藤栄一君に対し質疑を行った。

○平成7年10月30日（月）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

○平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件中、建設省、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁、住宅金融公庫、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係について森建設大臣、池端国土庁長官、高木国務大臣、政府委員、会計検査院、自治省、建設省、消防庁、公正取引委員会、法務省、資源エネルギー庁、通商産業省、農林水産省、厚生省、総務庁、林野庁、環境庁当局及び参考人日本下水道事業団理事長木内啓介君に対し質疑を行った。

○平成7年12月5日（火）（第2回）

○平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件中、外務省関係について河野外務大臣、政府委員、海上保安庁及び水産庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月11日（月）（第3回）

○平成4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その

2) (第129回国会提出) (衆議院送付)

平成4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成4年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成4年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(第132回国会提出)(衆議院送付)

以上14件について武村大蔵大臣から説明を聴いた。

- 平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件中、皇室費、国会、会計検査院、内閣、総理府本府、大蔵省、経済企画庁、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行関係並びに予備費関係等14件について武村大蔵大臣、野坂内閣官房長官、宮崎経済企画庁長官、矢崎会計検査院長、政府委員、建設省及び労働省当局に対し質疑を行い、

平成4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第129

回国会提出) (衆議院送付)

平成4年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第132回国会提出)(衆議院送付)

平成4年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(第129回国会提出)(衆議院送付)

平成5年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(第132回国会提出)(衆議院送付)

以上14件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

- 平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・予備費等承諾を求めるの件（14件）

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決
平成4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	6. 1. 31 (第129回臨)	7. 12. 5	7. 12. 11 承諾	7. 12. 13 承諾	7. 9. 29	7. 11. 30 承諾	7. 12. 5 承諾
平成4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	1. 31 (第129回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成4年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	1. 31 (第129回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成4年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	〃	1. 31 (第129回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	4. 1 (第129回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	4. 1 (第129回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	4. 1 (第129回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	7. 1. 20 (第132回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	1. 20 (第132回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	1. 20 (第132回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成5年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	〃	1. 20 (第132回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	3. 31 (第132回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾
平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	3. 31 (第132回臨)	12. 5	12. 11 承諾	12. 13 承諾	9. 29	11. 30 承諾	12. 5 承諾

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	衆	7. 3.31 (第132回国会)	7.12. 5	7.12.11 承諾	7.12.13 承諾	7. 9.29	7.11.30 承諾	7.12. 5 承諾

・決算その他(6件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書	6. 1.31 (第129回国会)	7. 8. 4	継続審査		7. 9.29	継続審査	
		○第129・130回国会 未了 ○第131回国会 継続			6.12. 2	大蔵大臣報告 継続	
		○第132回国会 未了 ○第133回国会 継続					
平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.31 (第129回国会)	8. 4	継続審査		9.29	継続審査	
		○第129・130回国会 未了 ○第131回国会 継続			○第132回国会 未了		
		○第133回国会 継続					
平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.31 (第129回国会)	8. 4	継続審査		9.29	継続審査	
		○第129・130回国会 未了 ○第131回国会 継続			○第132回国会 未了		
		○第133回国会 継続					
平成5年度一般会計歳入歳出決算、平成5年度特別会計歳入歳出決算、平成5年度国税収納金整理資金受払計算書、平成5年度政府関係機関決算書	7. 1.20 (第132回国会)	8. 4	継続審査		9.29	継続審査	
		7. 2. 9	大蔵大臣報告 未了		○第133回国会 継続		
平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.20 (第132回国会)	8. 4	継続審査		9.29	継続審査	
		○第132回国会 未了			○第133回国会 継続		
平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.20 (第132回国会)	8. 4	継続審査		9.29	継続審査	
		○第132回国会 未了			○第133回国会 継続		

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の1件であり、可決、成立した。

また、本委員会付託の請願5種類109件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の改定を行おうとするものである。

本法律案は、10月19日に本委員会に付託され、翌20日、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

○科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、中小企業対策特別委員会及び国会等の移転に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

自由民主党・自由国民会議	9人	平成会	5人
日本社会党・護憲民主連合	3人	日本共産党	2人
二院クラブ	1人		

計20人

環境特別委員会

自由民主党・自由国民会議	9人	平成会	5人
日本社会党・護憲民主連合	4人	日本共産党	1人
参議院フォーラム	1人		

計20人

災害対策特別委員会

自由民主党・自由国民会議	9人	平成会	6人
日本社会党・護憲民主連合	3人	日本共産党	1人

参議院フォーラム …………… 1人

計20人

選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議 9人 平成会 …………… 6人

日本社会党・護憲民主連合 3人 日本共産党 …………… 1人

新緑風会 …………… 1人

計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議 8人 平成会 …………… 5人

日本社会党・護憲民主連合 3人 日本共産党 …………… 1人

新緑風会 …………… 1人 二院クラブ …………… 1人

新党さきがけ …………… 1人

計20人

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議 9人 平成会 …………… 6人

日本社会党・護憲民主連合 3人 日本共産党 …………… 1人

参議院フォーラム …………… 1人

計20人

中小企業対策特別委員会

自由民主党・自由国民会議 9人 平成会 …………… 6人

日本社会党・護憲民主連合 3人 日本共産党 …………… 1人

新緑風会 …………… 1人

計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議 9人 平成会 …………… 6人

日本社会党・護憲民主連合 3人 日本共産党 …………… 1人

参議院フォーラム …………… 1人

計20人

○次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・自由国民会議 7人 平成会 …………… 4人

日本社会党・護憲民主連合 3人 日本共産党 …………… 1人

計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 「参議院フォーラム」を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・日取り 10月3日及び4日

- ・時 間

自由民主党・自由国民会議	45分	平成会	……………	65分
日本社会党・護憲民主連合	25分	日本共産党	……………	20分

- ・人 数

平成会	……………	2人	自由民主党・自由国民会議	1人
日本社会党・護憲民主連合	1人	日本共産党	……………	1人

- ・順 序

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 平成会 | 2 自由民主党・自由国民会議 |
| 3 日本社会党・護憲民主連合 | 4 日本共産党 |
| 5 平成会 | |

- 会期を46日間とすることに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年10月3日（火）（第2回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年10月4日（水）（第3回）

- 裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員予備員及び国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選任について決定した。
- 国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 本会議における大蔵大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・日取り 10月5日

- ・時 間

自由民主党・自由国民会議	20分	平成会	……………	20分
日本社会党・護憲民主連合	15分	日本共産党	……………	15分

- ・人 数 各派1人

- ・順 序

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 平成会 | 2 自由民主党・自由国民会議 |
| 3 日本社会党・護憲民主連合 | 4 日本共産党 |

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年10月5日（木）（第4回）

- 農林水産委員長の補欠選任について決定した。
- 参議院制度改革検討会に関する件について決定した。
- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - ・科学技術会議議員の任命同意に関する件
 - ・臨時大深度地下利用調査会委員の任命同意に関する件
 - ・公安審査委員会委員の任命同意に関する件
 - ・日本銀行政策委員会委員の任命同意に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年10月18日（水）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 検察官適格審査会委員、同予備委員及び国会等移転調査会委員の選任について決定した。
- 国土審議会特別委員及び地方制度調査会委員の推薦について決定した。
- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - ・公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
 - ・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
 - ・運輸審議会委員の任命同意に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年10月20日（金）（第6回）

- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）を可決した。
 - （衆第15号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産
 - 反対会派 なし
- 国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年10月25日（水）（第7回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年11月1日（水）（第8回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年11月8日（水）（第9回）

- 租税特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分

・人 数 1人

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分 日本共産党 …………… 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年11月10日（金）（第10回）

- 宗教法人等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党・自由国民会議 16人 平成会 …………… 10人

日本社会党・護憲民主連合 5人 日本共産党 …………… 2人

参議院フォーラム …………… 1人 新緑風会 …………… 1人

計35人

- 北海道開発審議会委員の選任に関する件について決定した。
- 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分

・人 数 1人

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年11月17日（金）（第11回）

- 会期を12月15日まで32日間延長することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年11月20日（月）（第12回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年11月22日（水）（第13回）

- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
- ・中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
- ・電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- ・日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
- ・労働保険審査会委員の任命同意に関する件

- 本会議における通商産業大臣のA P E C大阪会議等出席報告及び外務大臣のA P E C大阪会合を中心とする外交案件に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党・自由国民会議	15分	平成会	15分
日本社会党・護憲民主連合	10分	日本共産党	10分

- ・人 数 各派1人

- ・順 序 大会派順

- 宗教法人法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党・自由国民会議	15分	平成会	15分
日本社会党・護憲民主連合	10分	日本共産党	10分

- ・人 数 各派1人

- ・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年11月29日（水）（第14回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年12月1日（金）（第15回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年12月8日（金）（第16回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年12月11日（月）（第17回）

○公職選挙法の一部を改正する法律案及び政党助成法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分 日本共産党 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年12月13日（水）（第18回）

○本会議における現下の金融問題についての大蔵大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党・自由国民会議 15分 平成会 15分

日本社会党・護憲民主連合 10分 日本共産党 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成7年12月15日（金）（第19回）

○議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

○閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
15	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 谷垣 禎・君 (7.10.19)	7.10.19	7.10.19	7.10.19 (予備)	7.10.20 可決	7.10.20 可決			7.10.19 可決

(4) 成立議案の要旨

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。
- 2 本法律は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出の科学技術基本法案であり、全会一致をもって可決された。

また、本委員会付託の請願1種類5件は、保留となった。

〔法律案の審査〕

我が国の科学技術は今日、多くの分野で技術導入が可能であったキャッチアップの時代が終焉を迎え、今後はフロントランナーの一員として、自ら未開の科学技術分野に挑戦し、創造性を発揮し、未来を切り拓いていかなければならない時機に差し掛かっている。

このような基本認識の下、科学技術基本法案は、我が国が科学技術創造立国を目指すため、科学技術基本計画の策定等、科学技術の振興を総合的かつ基本的に推進するための施策の基本となる事項を定め、もって豊かな生活の実現とその基盤となる社会・経済の飛躍を期そうとするものである。

本法律案は、11月1日に尾身幸次衆議院議員より趣旨説明を聴取し、同日、法律案作成に至る経緯及び提出の今日的意義、研究者の創造性、自主性の位置付け、学問・研究の自主性の尊重、政府における法制上、財政上、金融上の措置の具体策等についての質疑を行い、全会一致で原案どおり可決された。

なお、5項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

11月1日、科学技術振興対策樹立に関し、質疑を行った。

質疑の主な論点は、核燃料リサイクル政策、アジア諸国における原子力開発利用に対する我が国の対応、戦略的基礎研究推進制度の目的、国際熱核融合炉計画に対する基本姿勢、高レベル放射性廃棄物問題、原子力発電所の安全性問題等であった。

また、12月13日、高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故について浦野科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年11月1日（水）（第2回）

- 科学技術基本法案（衆第16号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員尾身幸次君から趣旨説明を聴き、同君、同原田昇左右君、同渡海紀三朗君、同今村修君、同鮫島宗明君、浦野科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第16号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、二院
 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 核燃料リサイクル政策に関する件、アジア諸国における原子力開発利用に関する件、戦略的基礎研究推進制度に関する件、国際熱核融合炉計画に関する件、高レベル放射性廃棄物の処分に関する件、原子力発電所の安全性に関する件等について浦野科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年12月13日（水）（第3回）

- 高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する件について浦野科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴いた。
- 請願第571号外4件を審査した。
- 科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

科学技術

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
16	科学技術基本法案	尾身 幸次君 外8名 (7.10.27)	7.10.30	7.10.31	7.10.31	7.11.1 可決 附帯決議	7.11.8 可決	7.10.30 科学技術	7.10.31 可決 附帯決議	7.10.31 可決

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

科学技術基本法案（衆第16号）

【要 旨】

本法律案は、科学技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 科学技術の振興に関する方針

科学技術の振興は、研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展並びに国の試験研究機関、大学、民間等の有機的な連携について配慮されなければならない。

2 国及び地方公共団体の施策の策定

国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮するとともに、大学等における研究活動の活性化を図るよう努め、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

3 法制上の措置等

政府は、科学技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置等を講じなければならない。

4 年次報告

政府は、毎年、国会に、科学技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

5 科学技術基本計画

(1) 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術会議の議を経た上で科学技術基本計画を策定し、次の事項について定めるものとする。

① 研究開発の推進に関する総合的な方針

② 研究施設及び研究設備の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

③ その他科学技術の振興に関し必要な事項

(2) 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 研究開発の推進等

国は、広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずるとともに、研究者の確保、研究施設の整備、研究開発に係る情報化・交流の促進、資金の効果的使用、成果の公開及び民間の努力の助長等に必要な施策を講ずるものとする。

7 その他

国は、科学技術に関する国際的な交流等の推進、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について遺憾なきを期すべきである。

- 1 科学技術基本計画は、10年程度を見通した5年間の計画とし、科学技術基本計画を策定するに当たっては、当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、例えば講ずべき施策、規模等を含めできるだけ具体的な記述を行うよう努めること。
- 2 我が国の研究開発における民間の果たす役割の重要性にかんがみ、科学技術基本計画に民間の研究開発について必要な事項を定め、その研究開発が促進されるよう所要の施策を抜本的に強化すること。
- 3 独創的、基礎的研究の抜本的強化を図るため、大学、国立試験研究機関等における研究者の意欲を引き出すための人材、資金、研究開発成果等に係る制度面での改善を行うことにより、柔軟かつ競争的な研究環境を整備すること。
- 4 日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。
- 5 科学技術基本計画の策定に当たって科学技術会議の責務が拡大することから、総合的な科学技術政策の立案とその強力な推進のため、科学技術会議の抜本的な充実と活性化を図るよう努めるとともに、科学技術の研究開発を所管する各省庁は、相互に連携を強化し、一致協力して本法の強力な推進を図ること。

右決議する。

【環境特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案及び請願はいずれもなく、国政調査を行った。

〔国政調査等〕

11月1日、先の第133回国会閉会後に実施された委員派遣について派遣委員の報告を聴取した。同派遣は、平成7年8月30日から9月1日の3日間、公害及び環境保全対策に関する実情調査のため、秋田県及び青森県に委員を派遣したものであるが、両県にまたがる白神山地世界遺産地域の保護管理状況を中心に調査が行われた。

同日、公害及び環境保全対策の樹立に関し質疑が行われ、水俣病問題、生物多様性国家戦略、環境アセスメント、オゾン層保護対策、産業廃棄物処理対策、海洋環境保全対策、世界遺産白神山地の保全対策、愛知万博と環境保全等の諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年11月1日（水）（第2回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 水俣病問題に関する件、生物多様性国家戦略に関する件、環境アセスメントに関する件、オゾン層保護対策に関する件、産業廃棄物処理対策に関する件、海洋環境保全対策に関する件、世界遺産白神山地の保全対策に関する件、愛知万博と環境保全に関する件等について大島環境庁長官、政府委員、建設省、環境庁、警察庁、厚生省、外務省、通商産業省、林野庁及び文化庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月13日（水）（第3回）

- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法案は、内閣提出に係る災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案1件であり、成立した。

また、国政調査を行った。

請願は、2種類15件について審査を行い、いずれも保留となった。

なお、雲仙・普賢岳火山災害対策について調査検討するため、小委員会を設置した。

〔法律案の審査〕

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案は、本年1月17日の阪神・淡路大震災による教訓を踏まえたものであり、3月28日に、自然災害に対応した国、地方公共団体等による防災体制の在り方について検討するため設置された防災問題懇談会の提言に沿ってまとめられたものである。

その内容は、近年の災害発生の状況等にかんがみ、災害対策の強化を図るため、災害対策のための組織を充実し、緊急災害対策本部長等の権限を強化し、警戒区域の設定等災害応急対策のため必要な権限を災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に付与する等所要の措置を講じようとするものである。

本案は、衆議院において修正議決の上、本院に送付された。

本院では、まず、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。

委員会では、趣旨説明を池端国土庁長官から、衆議院における修正部分の説明を衆議院災害対策特別委員会理事小坂憲次君から、それぞれ聴取し、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

12月13日、調査を行い、雲仙・普賢岳噴火災害に対する今後の対策、震度問題検討委員会による震度情報についての検討結果、国道148号線及びJR大糸線の復旧、兵庫県における医療費一部負担金の免除の延長、災害対策本部の設置基準、災害時の危機管理体制、被災分譲マンションの修復の方法等について質疑が行われた。

また、阪神・淡路大震災の災害復旧については、政府から、国としても努力しているところだが、発災1年を機に、総括を行いたい旨の答弁があった。

なお、第133回国会閉会後の9月6日、長野県における平成7年7月梅雨前

線豪雨による被害状況等の実情調査のため、視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年11月10日（金）（第2回）

- 雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について池端国土庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員小坂憲次君から説明を聞いた後、同住博司君、同小坂憲次君、池端国土庁長官、政府委員、建設省、消防庁及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月1日（金）（第3回）

- 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について村山内閣総理大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第15号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、参フ
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年12月13日（水）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 雲仙・普賢岳火山災害対策に関する件、阪神・淡路大震災復旧・復興対策に関する件、平成7年7月梅雨前線豪雨災害の復旧対策に関する件、防災体制の整備に関する件等について池端国土庁長官、政府委員、建設省、農林水産省、気象庁、厚生省、運輸省、自治省、防衛庁、科学技術庁、法務省、文部省当局及び参考人西日本旅客鉄道株式会社常務取締役鉄道本部長梅原利之君に対し質疑を行った。
- 請願第8号外14件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
15	災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案	衆	7.10.13	7.11.10	7.12.1 可決 附帯決議	7.12.1 可決	7.10.20	7.11.7 修正 附帯決議	7.11.9 修正
○ 7.11.10 参本会議趣旨説明 ○ 7.10.20 衆本会議趣旨説明									

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	災害対策基本法の一部を改正する法律案	加藤 六月君 外29名 (7.10.6)	7.10.9		7.11.10 (予備)			7.10.20	未了	
○ 7.10.20 衆本会議趣旨説明										

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案
(閣法第15号)

【要旨】

本法律案は、近年の災害発生の状況等にかんがみ、災害対策の強化を図るため、災害対策のための組織を充実し、緊急災害対策本部長等の権限を強化し、警戒区域の設定等災害応急対策のため必要な権限を災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に付与する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 緊急災害対策本部の設置及び組織の充実

- (1) 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、災害緊急事態の布告がなくても、内閣総理大臣が緊急災害対策本部を設置することができることとする。

- (2) 緊急災害対策本部長に内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）を、副本部長に国務大臣を、本部員にそれ以外のすべての国務大臣を充てることとする。
- 2 緊急災害対策本部長の権限の強化
緊急災害対策本部長が災害応急対策に関して指示を行うことができる対象に、指定行政機関の長等を加える。
- 3 現地対策本部の設置
被災現地において機動的かつ迅速に災害応急対策の推進を図るため、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、都道府県又は市町村の災害対策本部に、現地対策本部を置くことができることとする。
- 4 被害状況等の報告
 - (1) 市町村が被害状況等の報告をする際における報告先を、都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣とすることとする。
 - (2) 内閣総理大臣は、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長から被害状況等の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報することとする。
- 5 都道府県知事による避難の指示等の代行
災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都道府県知事が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならないこととする。
- 6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官への権限の付与
災害派遣された部隊等の自衛官は、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、①人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること、②応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、土地若しくは建物その他の工作物の一時使用又は物件の使用若しくは収用をすること、現場の災害を受けた工作物等の除去その他必要な措置をとること及び住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができることとする。
- 7 新たな防災上の課題への対応
阪神・淡路大震災において新たな防災上の課題として認識された事項に対応するため、国及び地方公共団体は、自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事

項、高齢者、障害者等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項及び海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項の実施に努めなければならないものとする。

8 地方公共団体相互の応援

- (1) 地方公共団体は、防災上の責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならないこととする。
- (2) 国及び地方公共団体は、地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項の実施に努めなければならないものとする。

9 その他

大規模地震対策特別措置法について災害対策基本法の改正に合わせた改正を行う等所要の改正を行うこととする。

なお、本法律案は、衆議院において、住民の責務の例示の追加、防災上の配慮に関する規定の追加、非常災害対策本部の設置要件の緩和、緊急災害対策本部員の追加、自衛隊の災害派遣要請に係る市町村長の要求及び通知、災害緊急事態における海外支援受入れに必要な政令の制定等について修正が行われている。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 災害発生時の国の適切な初動対応を確保するため、情報収集体制を強化し、夜間の災害発生にも対処しうる体制の整備に努めること。
- 2 国及び都道府県は、市町村長が警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、経費等の必要かつ適切な支援を行うよう努めること。
- 3 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の設置に当たっては、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、当該災害の規模その他の状況に応じる設置基準について早急に検討を行うこと。
- 4 活動火山周辺地域など2以上の市町村の区域にわたり、警戒区域を設定しなければならない災害が生じるおそれのある地方公共団体においては、必要に応じ、あらかじめ相互応援協定を締結する等により協力体制の整備、充実に努めること。
- 5 非常災害時において、中央防災会議の委員に対する情報連絡体制を整備するとともに、中央防災会議と緊急災害対策本部等との連携を保ちつつ、実効ある緊急措置を円滑に行うよう努めること。
- 6 自衛隊による災害応急対策を円滑に行うため、災害派遣を命ぜられた自衛隊の活動に伴う負担については、財政的にも所要の配慮を行うよう努めるこ

と。

7 国及び地方公共団体は、大規模災害による被災者等を支援するため、全国地方公共団体等が拠出する災害相互支援基金の制度の創設について、早急に検討を行うこと。

8 国及び地方公共団体は、自主防災組織、警察、消防、自衛隊、ボランティア等が一体となった、より実践的な防災訓練を行うとともに、住民の防災意識の普及、啓発に努めること。

右決議する。

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出2件であり、いずれも成立した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院議員の選挙の投票方法を、記号式から自書式に改めようとするものである。

政党助成法の一部を改正する法立案は、政党交付金の交付について、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の交付限度額を当該政党の前年における収入総額の3分の2に相当する額とする制度を廃止するとともに、交付時期に4月を加え、年4回としようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、発議者衆議院議員瓦力君より趣旨説明を聴取した後、政治改革における改正案の意義、望ましい投票方法の在り方、3分の2条項撤廃の妥当性などの質疑が行われ、討論の後、いずれも多数で可決された。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年12月13日（水）（第2回）

○第17回参議院議員通常選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について宮澤国務大臣及び政府委員から報告を聴いた。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第18号）（衆議院提出）

政党助成法の一部を改正する法律案（衆第19号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員瓦力君から趣旨説明を聴き、同三原朝彦君、同伊吹文明君、同佐藤観樹君、同瓦力君、同錦織淳君、同渡瀬憲明君、宮澤国務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（衆第18号）	賛成会派	自民、社会
	反対会派	平成、共産
	欠席会派	新緑

(衆第19号) 賛成会派 自民、社会
 反対会派 平成、共産
 欠席会派 新緑

○ 選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 衆議院議員提出法律案 (2件)

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
18	公職選挙法の一部を改正 する法律案	瓦力君 外25名 (7.11.8)	7.11.9	7.12.8	7.12.11	7.12.13 可決	7.12.13 可決	7.12.6 公職選挙 法改正調 査特委	7.12.7 可決	7.12.8 可決
19	政党助成法の一部を改正 する法律案	瓦力君 外25名 (7.11.8)	11.9	12.8	12.11	12.13 可決	12.13 可決	12.6 公職選挙 法改正調 査特委	12.7 可決	12.8 可決

(4) 成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案 (衆第18号)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 衆議院議員の選挙の投票に関する事項

投票方法を、記号式から自書式に改めることとし、それぞれ、小選挙区選出議員の選挙については候補者1人の氏名を、比例代表選出議員の選挙については1の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を自書して行うものとする。

2 施行期日

本法律は、公布の日から施行するものとし、改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

政党助成法の一部を改正する法律案（衆第19号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 政党交付金の交付限度額の撤廃

その年分として各政党に交付すべき政党交付金の交付限度額（当該政党の前年における収入総額の3分の2に相当する額）を撤廃する。

2 政党交付金の交付時期

各政党に交付すべき政党交付金は、4月、7月、10月及び12月にそれぞれ交付する。

3 施行期日

この法律は平成8年1月1日から施行する。

【沖繩及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案及び請願は、いずれもなく、国政調査を行った。

〔国政調査等〕

12月6日（水）、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を行い、沖繩県における米兵による少女暴行事件、在沖米軍基地と沖繩振興開発、在沖米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の見直し、軍転特措法の見直し、米軍基地の環境汚染対策、米軍用地強制使用、戦争マラリア遺族補償、北方領土問題等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年12月6日（水）（第2回）

○沖繩県における米兵による少女暴行事件に関する件、米軍基地と沖繩振興開発に関する件、在沖米軍基地の整理・縮小に関する件、日米地位協定の見直しに関する件、軍転特措法の見直しに関する件、米軍基地の環境汚染対策に関する件、米軍用地強制使用問題に関する件、戦争マラリア遺族補償に関する件、北方領土返還推進問題に関する件等について河野外務大臣、中山総務庁長官、高木沖繩開発庁長官、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月13日（水）（第3回）

○沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案及び請願は、いずれもなかったが、以下の調査を行った。

〔国政調査等〕

11月8日、地方分権の推進及び規制緩和に関する件について江藤総務庁長官、深谷自治大臣、政府委員、文部省、厚生省、通商産業省及び内閣官房当局に対し、地方分権の推進に関連して、国民の理解と支援強化、分権推進委員会の勧告と政府推進計画の作成見通し、地方自治体の取組姿勢、市町村の行政能力の向上と合併推進、機関委任事務及び補助金行政の見直しの必要性、住民自治への国の関与の実情とその当否、地方単独事業の推進とその財源確保、地方分権の基本理念と宗教法人法改正案、官官接待と予算及び権限の関係などの質疑が行われた。

また、規制緩和に関連して、規制緩和関連施策の進捗状況、規制緩和の功罪と社会的規制の強化、行政の一元化に逆行する縦割りの弊害、国の行政機関の情報公開の取組状況 医薬品の販売規制緩和と薬害の防止、大店舗法の見直し及び及ぼす中小小売商への打撃、総務庁長官の日韓併合条約に関するオフレコ発言問題などの質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年11月8日（水）（第2回）

- 地方分権の推進及び規制緩和に関する件について江藤総務庁長官、深谷自治大臣、政府委員、文部省、厚生省、通商産業省及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月13日（水）（第3回）

- 地方分権の推進及び規制緩和に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

沖縄北方

分権緩和

【中小企業対策特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された内閣提出法律案1件は、成立した。

また、本委員会に付託された請願1種類14件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

今日、長引く景気低迷や為替相場の先行き不透明感等を背景に、中小企業は、引き続き景況感が悪化するなど厳しい状態にあり、資金繰りも改善されていない状況にある。一方、我が国経済の構造改革の推進のため、中小企業による新事業開拓の促進が求められている。

本法律案は、このような状況を踏まえて、中小企業者への債務保証を行う信用保証協会と中小企業信用保険公庫との間に締結される保険契約（中小企業信用保険）について、無担保保険（物的担保が不要な保険）、特別小口保険（無担保・無保証人による保険）及び新事業開拓保険（新事業の開拓を行う者のための別枠保険）の1中小企業者当たり付保限度額の引上げ及び特別小口保険の付保対象者の拡大を行うことにより、信用補完制度の充実を図ろうとするものである。

委員会においては、ベンチャー企業の育成・支援、新事業開拓保険の弾力的な運用、特別小口保険の付保対象者拡大の影響等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年10月23日（月）（第2回）

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第6号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑
反対会派 なし

○平成7年12月8日（金）（第3回）

- 中小企業の労働時間短縮に関する件、中小企業の景気動向と対策に関する件、ベンチャー企業の育成策に関する件、大規模小売店舗法の規制緩和に関する件等について橋本通商産業大臣、政府委員、大蔵省、労働省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日（木）（第4回）

- 請願第792号外13件を審査した。
- 中小企業対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
6	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	衆	7.10.6	7.10.18 (予備)	7.10.23 可決	7.10.25 可決	7.10.11 商工	7.10.18 可決	7.10.19 可決

(4) 成立議案の要旨

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、最近の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 付保限度額の引上げ

(1) 無担保保険

物的担保の不要な保険である無担保保険の付保限度額を、2,000万円から3,500万円に引き上げる。

(2) 特別小口保険

無担保・無保証人による保険である特別小口保険の付保限度額を、500万円から750万円に引き上げる。

(3) 新事業開拓保険

新たな事業の開拓に要する資金についての保険である新事業開拓保険の付保限度額を、1億5,000万円から2億円に引き上げる。

2 特別小口保険の付保対象者の拡大

特別小口保険の付保の対象となる者を、「小企業者」（常時使用する従業員の数が5人以下の事業者等。ただし、商業又はサービス業の場合は2人以下の事業者等。）から「小規模企業者」（常時使用する従業員の数が20人以下の事業者等。ただし、商業又はサービス業の場合は5人以下の事業者等。）に拡大する。

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案及び請願は、いずれもなく、国政調査を行った。

〔国政調査等〕

12月5日、調査を行い、首都機能移転問題の経緯及び国会等移転調査会の役割とこれまでの審議状況等について政府から説明を聴いた後、国会等移転調査会の今後の役割、首都機能移転問題について国民への周知努力、首都機能移転と行政改革の関係、首都機能移転の必要性と首都圏自治体の意向、「首都」の概念、首都機能移転に要する費用等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年12月5日（火）（第2回）

○首都機能移転問題の経緯及び国会等移転調査会の役割とこれまでの審議状況等について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日（木）（第3回）

○国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【宗教法人等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決された。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、保留となった。

〔法律案の審査〕

宗教法人法の一部を改正する法律案は、宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、複数の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とし、信者その他の利害関係人で正当な利益があると認められるものに備付け書類の閲覧を認め、宗教法人に対し備付け書類のうち一定の書類の写しを所轄庁に定期的に提出させることとするとともに、公益事業以外の事業が宗教法人の目的に反していること等の疑いがあると認めるときは、所轄庁が宗教法人から報告を求め、又はこれに質問することができることとする等の措置を講じようとするものである。

本法律案については、11月22日、本会議において趣旨説明が行われ、今回の法改正の目的、宗教法人審議会の審議の状況、政教分離と憲法第20条第1項の解釈、法改正と信教の自由の侵害の可能性、宗教教育に対する総理大臣及び文部大臣の認識、宗教法人の認証制度見直しの可能性、宗教法人に対する優遇課税措置の見直しの必要性、オウム真理教に係る犯罪捜査状況と同教団への破壊活動防止法の適用の適否などについて質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、11月22日に趣旨説明を聴取し、同月27日から村山総理大臣、島村文部大臣のほか関係大臣に対して、①今回の宗教法人法改正の目的、②宗教法人審議会の審議の在り方、③憲法に定める信教の自由と政教分離の意義、④宗教団体の政治活動の在り方とこれに関する政府の見解、⑤所轄庁の変更と宗教法人に対する管理強化の可能性、⑥事務所備付け書類の閲覧請求の意義及びこれを請求できる信者等の範囲とその判断主体、⑦収支計算書を作成しないことができる小規模宗教法人の基準を法律に規定しない理由、⑧備付け書類の所轄庁への提出の趣旨及びこれと国政調査権との関係、⑨所轄庁の宗教法人に対する報告聴取及び質問権の内容と必要性、⑩宗教法人に対する優遇税制の在り方と見直しの必要性、⑪オウム真理教に係る犯罪捜査状況と同教団への破壊活動防止法の適用の適否、⑫オウム真理教類似事件の再発防止策といわゆるカルト教団への対応策などの諸問題について質疑が行われた。

また、12月4日には参考人として神社本庁総長岡本健治君、駒澤大学文学部教授洗建君、日本大学法学部教授北野弘久君、創価学会会長秋谷栄之助君、善隣教教主久隆積君、全国靈感商法対策弁護士連絡会事務局長山口廣君から意見を聴取し質疑を行い、同5日には宮城県及び広島県の両県に委員を派遣して地方公聴会を開催し、同6日には中央公聴会を開催し、公述人として日本大学法学部教授百地章君、慶應義塾大学法学部教授小林節君、青山学院大学法学部教授棚村政行君、真宗大谷派僧侶鈴木徹衆君、学習院大学名誉教授飯坂義明君から意見を聴取し質疑が行われた。

12月7日、質疑終局後、討論に入り、平成会を代表して荒木委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して久世委員より賛成、日本社会党・護憲民主連合を代表して淵上理事より賛成、日本共産党を代表して有働理事より賛成の意見が述べられ後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決した。

なお、全会一致で1項目の附帯決議を付した。

(2) 委員会経過

○平成7年11月10日(金) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年11月22日(水) (第2回)

○宗教法人法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について島村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年11月27日(月) (第3回) —— 総括質疑 ——

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○宗教法人法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、島村文部大臣、野坂内閣官房長官、武村大蔵大臣、宮澤法務大臣、深谷国務大臣、橋本通商産業大臣、宮崎経済企画庁長官、青木労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年11月28日(火) (第4回) —— 総括質疑 ——

○宗教法人法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、深谷国務大臣、島村文部大臣、野坂内閣官房長官、野呂田農林水産大臣、宮澤法務大臣、武村大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年11月29日(水) (第5回)

○宗教法人法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)につい

て村山内閣総理大臣、島村文部大臣、野坂内閣官房長官、宮澤法務大臣、深谷国務大臣、橋本通商産業大臣、武村大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成7年11月30日（木）（第6回）

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について島村文部大臣、武村大蔵大臣、宮澤法務大臣、深谷国家公安委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年12月1日（金）（第7回）

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）の審査のため参考人の出席を求めること、委員派遣を行うこと及び公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について野坂内閣官房長官、島村文部大臣、深谷国務大臣、橋本通商産業大臣、武村大蔵大臣、宮澤法務大臣、田島参議院法制局長、政府委員及び宮内庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月4日（月）（第8回）—— 参考人招致 ——

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

神社本庁総長	岡本 健治君
駒澤大学文学部教授	洗 建君
日本大学法学部教授	北野 弘久君
創価学会会長	秋谷栄之助君
善隣教教主	力久 隆積君
全国靈感商法対策弁護士連絡会事務局長	山口 廣君

○平成7年12月6日（水）（公聴会 第1回）

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

日本大学法学部教授	百地 章君
慶應義塾大学法学部教授	小林 節君
青山学院大学法学部教授	棚村 政行君
真宗大谷派僧侶	鈴木 徹衆君

○平成7年12月7日（木）（第9回）—— 締めくくり総括質疑 ——

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について村山内閣総理大臣、野坂内閣官房長官、島村文部大臣、深谷国務大臣、宮澤法務大臣、橋本通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第17号） 賛成会派 自民、社会、共産

反対会派 平成、参フ、新緑

なお、附帯決議を行った。

○平成7年12月13日（水）（第10回）

- 請願第58号を審査した。
- 宗教法人法改正等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
17	宗教法人法の一部を改正する法律案	衆	7.10.17	7.11.22	7.12.7 可決 附帯決議	7.12.8 可決	7.10.31 宗教法人 特委	7.11.10 可決	7.11.13 可決
				○ 7.11.22 参本会議趣旨説明			○ 7.10.31 衆本会議趣旨説明		

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する

宗教法人の所轄庁を文部大臣とすること。

2 事務所備付け書類の見直しとその一部の写しの所轄庁への提出

(1) 宗教法人は収支計算書を作成し、これを事務所に備えなければならないとすること。

(2) 宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、宗教法人法で定める事務所備付け書類のうち、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表（作成している場合に限る。）、境内建物（財産目録に記載されたものを除く。）に関する書類、第6条の事業（公益事業及びそれ以外の事業）に関する書類の写しを所轄庁に提出しなければならないとすること。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、事務所備付け書類(2)(2)の書類のほか、規則、認証書、議事に関する書類及び事務処理簿）を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、当該閲覧請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、閲覧させなければならないとすること。

4 宗教法人審議会の委員数を10人以上20人以内とすること。

5 第79条（公益事業以外の事業の停止命令）、第80条（認証の取消）、第81条（解散命令）に関する所轄庁の報告徴収及び質問

(1) 所轄庁は、宗教法人について、次の事由に該当する疑いがあると認めるときは、宗教法人に対し、業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、又は職員に質問させることができることとする。この場合において、職員が質問するために宗教法人の施設に立ち入るときは、宗教法人の代表役員等の関係者の同意を得なければならないとすること。

① 収益事業により得た収入を当該宗教法人等のために使用していないこと。

② 宗教法人が認証時において宗教団体としての要件を欠いていたこと。

③ ②の場合のほか、宗教法人について第81条第1項に規定する解散事由があること。

(2) (1)の場合においては、所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に、所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会に、報告を求め、又は質問をさせる事項、理由を示して諮問し、意見を聞かなければならないとすること。

6 その他

(1) この法律は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、所轄庁が都道府県知事である宗教法人が他の都道府県内に境内建物を備えている旨の文部大臣への届出等については、公

布の日から施行すること。

- (2) 当分の間、宗教法人は、収益事業を行わない場合であって、一会計年度の収入の額が寡少であり文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて定める額の範囲内にあるときは、収支計算書を作成しないことができること。
- (3) その他経過措置等所要の措置を講ずること。

【附帯決議】

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

宗教に関する制度改正、事務処理に当たっては、宗教団体の実情を十分に勘案し、関係者の意向に留意して適切に対処すること。

右決議する。

2 委員会未付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（15件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	租税特別措置法の一部を 改正する法律案	海部 俊樹君 外24名 (7.10.5)	7.10.6					7.10.19 大蔵	未	了
2	地方税法の一部を改正す る法律の一部を改正する 法律案	海部 俊樹君 外24名 (7.10.5)	10.6					10.19 地方行政	未	了
4	総理府設置法の一部を改 正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	10.17					12.5 内閣		継続審査
5	大蔵省設置法の一部を改 正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	10.17					12.5 内閣		継続審査
6	厚生省設置法の一部を改 正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	10.17					12.5 内閣		継続審査
7	工業技術院設置法の一部 を改正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	10.17					12.5 内閣		継続審査
8	文化科学省設置法案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	10.17					12.5 内閣		継続審査
9	通商産業省設置法の一部 を改正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	10.17					12.5 内閣		継続審査

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
10	国土建設省設置法案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	7.10.17					7.12.5 内閣	継続審査	
11	内閣法の一部を改正する 法律案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	10.17					12.5 内閣	継続審査	
12	国家行政組織法の一部を 改正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	10.17					12.5 内閣	継続審査	
13	国家公務員法の一部を改 正する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	10.17					12.5 内閣	継続審査	
14	特殊法人の整理及び合理 化に関する法律案	海部 俊樹君 外26名 (7.10.13)	10.17					12.5 内閣	継続審査	
17	市民公益活動を行う団体 に対する法人格の付与等 に関する法律案	河村 たかし君 外5名 (7.11.7)	11.8					12.8 内閣	継続審査	
			○ 7.12.8 衆本会議趣旨説明							
20	国際開発協力基本法案	鹿野 道彦君 外5名 (7.11.8)	11.9					未了		

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第133回国会の平成7年8月4日（金）に設置された。

今期第134回国会においては、平成7年10月19日（木）、今後3年間にわたる調査のテーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」とすることに理事会で協議選定し、その旨を同日の調査会に報告した。

これは、我が国と緊密な関係にある同地域の安定をより確実なものとするため、①アジア太平洋地域における安全保障の在り方、②国連・国際機関の在り方、③国際経済、地球環境、開発協力などの在り方等について検討し、日本の役割を明らかにしようとするものである。

今国会の会期中の調査は2回行われた。

まず、平成7年11月8日（水）に、調査テーマに関して、川島裕外務省総合外交政策局長から「アジア太平洋地域を中心とする最近の国際情勢」について、小池寛治防衛庁参事官から「アジア太平洋地域を中心とする最近の国際軍事情勢」についてそれぞれ説明を聴取した後、質疑を行った。

また、12月6日（水）に、「APEC大阪会議とアジア太平洋地域の安定」について原口幸市外務省経済局長から説明を聴取した後、渡辺昭夫君及び渡辺利夫君の両参考人から、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

1. アジア太平洋地域を中心とする最近の国際情勢及び国際軍事情勢

調査会では、インド、ロシア、台湾及び中国の軍事情勢とその動向、対中援助問題、朝鮮半島問題、日米安保条約、日米安保再定義問題、アセアン地域フォーラムの動向、戦域ミサイル防衛の必要性、核兵器開発問題、新防衛計画大綱等について論議が行われた。

2. APEC大阪会議とアジア太平洋地域の安定

調査会では、APECと安全保障問題、APECの米国主導の自由化に対する評価、日本型ODAの評価、中国の経済・軍事情勢、人間の安全保障等援助の新たな在り方、防衛問題懇談会と新防衛計画大綱、アジア太平洋地域の経済発展における日本効果、韓国軍部政治の終焉と今後の動向、冷戦後における同盟関係の変容、台湾の動向、タイの将来展望等について論議が行われた。

(2) 調査会経過

○平成7年10月19日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 調査項目の選定について会長から報告があった。

○平成7年11月8日(水) (第2回)

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域を中心とする最近の国際情勢及びアジア太平洋地域を中心とする最近の国際軍事情勢について政府委員から説明を聴いた後、政府委員、外務省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月6日(水) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、APEC大阪会議とアジア太平洋地域の安定について政府委員から説明を聴き、次の参考人から意見を聴いた後、両参考人及び政府委員に対し質疑を行った。

青山学院大学教授

渡辺 昭夫君

東京工業大学教授

渡辺 利夫君

○平成7年12月14日(木) (第4回)

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第133回国会の平成7年8月4日に国政の基本的事項のうち、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うことを目的として設置され、3年間にわたり調査活動を行うこととなった。

今国会では、まず、今期の調査項目を選定するため、理事会等を中心に協議を重ね、調査に当たって以下の共通認識を得ることとなった。

我が国の経済社会の構造には、①少子・高齢化、②経済活動等の国際化、③技術革新・情報化等の変化が見られ、その変化は21世紀に向けてより一層加速するものと思われる。このような経済社会の構造変化は、①若年労働力の減少、②産業の空洞化、金融システムの不安定化、③情報格差の拡大をまねくなど、経済及び国民生活に多大な影響を及ぼすものと考えられる。このため、経済社会の構造変化に適切に対応できる経済運営が求められる。

こうした共通認識を踏まえて、本調査会において今期の調査項目を「21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」とし、豊かな国民生活の実現を目指し調査活動を行うことで意見が一致した。

今国会の会期中の調査は2回行われた。まず11月8日（木）に経済企画庁から「経済の現状と経済計画」について、大蔵省から「財政の現状と21世紀に向けての課題」についてそれぞれ説明を聴取した。

また、12月13日（水）に建設省、運輸省、郵政省、厚生省から「社会資本整備の現状と課題」について、厚生省から「社会保障の現状と課題」についてそれぞれ説明を聴取し、自由質疑を行った。

なお、第132回国会において、本院の国民生活に関する調査会より提出され、衆議院において継続審査となった**高齢社会対策基本法案**に関して、参議院議院運営委員会理事会は、第133回国会の召集前の7月27日に「同法案を提出した機関である国民生活に関する調査会が半数議員の任期満了をもってすでに消滅していることから、今後予想される衆議院及び本院における趣旨説明、質疑など同法案の審査に当たり、国民生活・経済に関する調査会が旧調査会を引き継いで提出調査会としての役割を担うものとする」旨の決定をした。また、同法案は第133回国会において再び継続審査となった。

第134回国会の同法案の審査に当たり、衆議院においては、11月7日の内閣委員会に会長及び理事等が出席し、同法案の趣旨説明、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決され、同日の本会議に緊急上程され、全

会一致をもって可決した。

また、参議院においては、同日の内閣委員会に会長及び理事等が出席し、同法案の趣旨説明を行った後、直ちに採決に入り、全会一致をもって原案どおり可決され、翌日の本会議において全会一致で可決、成立した。

〔調査の概要〕

本調査会は、「21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」に関し、経済の現状と経済計画、財政の現状と21世紀に向けての課題、社会資本整備の現状と課題及び社会保障の現状と課題について、政府から説明聴取等を行った。

その概要は以下のとおりである。

平成7年11月8日の調査会 (1) 経済の現状と経済計画（今回の景気回復局面の特徴及び主要経済指標の最近の動き、新経済計画の進捗状況、新経済計画中間報告、豊かで安心できる暮らし部会報告等）(2) 財政の現状と21世紀に向けての課題（平成7年度一般会計における歳出歳入予算の概要、我が国財政の歩み、公債発行額と公債依存度の推移、今後の財政課題）

12月13日の調査会 (1) 社会資本整備の現状と課題（①住宅・道路等の社会資本整備の効果、高齢者・障害者等が暮らしやすい住宅・まちづくり、快適な暮らしを支える生活基盤整備、情報化及び新技術開発等の新たなニーズに応える住宅・社会資本整備等 ②国際的な交流の拡大に対応するための国際空港及び国際港湾の整備、通勤混雑の緩和を図るための都市鉄道の整備、高齢者・障害者の移動の円滑化を図るための対策等 ③ネットワークインフラの整備、情報通信分野における研究開発の推進、地域情報化施策、高齢者・障害者のための情報通信高度化施策等 ④ごみの減量化とリサイクル関連施設の整備、安全で良質な水道の安定供給、生活排水対策、社会福祉施設及び保健医療施設の整備、国立試験研究機関等の充実等）(2) 社会保障の現状と課題（社会保障を取り巻く環境の変化、新たな高齢者介護システム、エンゼルプランの推進、社会保障の給付と負担等）

(2) 調査会経過

○平成7年11月8日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 調査項目の選定について会長から報告があった後、21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成7年12月13日（水）（第2回）

- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について政府委員及び運輸省当局から説明を聴いた後、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った。
- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

行財政機構及び行政監察に関する調査会は、第133回国会の平成7年8月4日に設置された。本調査会の調査テーマについては、本調査会に与えられた調査対象が広範多岐にわたっているところから、調査会設置以来理事会等で精力的に協議が重ねられてきた。その結果、11月1日の理事会において、当面、行政監察等に視点を置いて調査を行い、必要に応じ行財政機構についても調査を行うこととし、3年間にわたる調査テーマとしては「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」とすることに決定した。

具体的な進め方として、1年目にあたる本年度は、現行の行政監察制度の実情と問題点、行政監察と行財政改革の連携等を取り上げ、政府側からの説明聴取、学識経験者等からの意見聴取をするとともに、本調査会の委員間において自由討議による意見交換を実施するなどして現状の認識を深め、適宜意見集約するものがあれば取りまとめていくこととなった。

平成7年11月1日には、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」のうち、現行の行政監察制度の実情と問題点に関する件について、総務庁行政監察局から説明を聴取し、質疑を行った。

平成7年12月13日には、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」のうち、オンブズマン類似・関連制度について、総務庁行政管理局及び行政監察局、労働省労働基準局、経済企画庁国民生活局及び物価局、通商産業省産業政策局から説明を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

平成7年11月1日の第1回調査会では、①現行の行政監察制度の運用全般（権限・人員・予算面からの制約ないし限界、関係省庁との協議、閣議への報告・勧告・フォローアップの手續・効果、結果の公表）、②他の監察・監査制度との連携（会計検査、大蔵省の四六監査、各省庁・地方公共団体の監査・監察等）、③個別のテーマに関する行政監察の実態（対象となる省庁の偏り、平成元年の「交通安全対策に関する実態調査」、情報公開・官官接待・宗教法人・審議会・地方分権の推進・公安関係、総務庁自身への監察等）、④行政監察担当職員の専門性の確保・服務規律、⑤行政相談制度（意義、行政相談委員の体制・広報活動、行政苦情救済推進会議の設置根拠）、⑥オンブズマン制度（諸外国の例、制度導入の検討状況）等について質疑を行った。

平成7年12月13日の第2回調査会では、①現行の行政不服申立て制度一般に

において現状及び問題点、②行政不服審査のための審査会等の運営の実情及び問題点（恩給審査会、労働保険審査会）、③通商産業省と経済企画庁の相談員制度の関係、④相談内容の政策へのフィードバック等について質疑を行った。

（２）調査会経過

○平成7年11月1日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、現行の行政監察制度の実情と問題点に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年12月13日（水）（第2回）

- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、オンブズマン類似・関連制度に関する件について政府委員、経済企画庁及び通商産業省当局から説明を聴いた後、政府委員、総務庁、経済企画庁、通商産業省及び労働省当局に対し質疑を行った。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査の継続調査要求書を提出することに決定した。

4 参議院制度改革検討会

(1) 発足の経緯

去る9月28日、斎藤議長と各会派代表者との懇談会において、我が国の二院制のもとにおける参議院の在り方に関する諸問題とその改善策を検討するため、新たに本院議員で構成する議長の諮問機関を設置することが合意され、10月5日の議院運営委員会において、委員11名をもって組織する参議院制度改革検討会の設置が決定された。

10月5日、本会議において、志苦裕議院運営委員長より、参議院制度改革検討会の設置について発言があった。

(2) 検討会経過

○平成7年10月12日（木）（第1回）

- 座長を選任した。（前田勲男君・自民）
- 本検討会の運営等について協議を行った。

○平成7年11月1日（水）（第2回）

- 慶應義塾大学教授堀江湛君から意見を聴いた後、同君に対し質疑を行った。
- 次の件について協議を行った。
 - ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
 - ・本検討会の運営等に関する件

○平成7年11月15日（水）（第3回）

- 常磐大学教授岩井奉信君から意見を聴いた後、同君に対し質疑を行った。
- 本検討会の運営等について協議を行った。

○平成7年11月29日（水）（第4回）

- 次の件について協議を行った。
 - ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
 - ・本検討会の運営等に関する件

○平成7年12月6日（水）（第5回）

- 読売新聞論説委員長荻野直紀君及び中央大学教授清水睦君から意見を聴いた後、両君に対し質疑を行った。

○本検討会の運営等について協議を行った。

(3) 参議院制度改革検討会設置要綱

第1 設置

参議院議長（以下「議長」という。）の諮問機関として、参議院制度改革検討会（以下「検討会」という。）を置くものとする。

第2 構成

- (1) 検討会は、委員11人をもって組織する。
- (2) 委員は、参議院議員のうちから議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。
- (3) 検討会に座長を置く。座長は、委員の互選によりこれを定める。

第3 諮問事項

議長は、検討会に、我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策を諮問する。

第4 運営

- (1) 検討会の招集は、座長が行う。
- (2) 検討会の会議は、座長が主宰する。
- (3) 検討会は、必要と認める者から参考意見を聴取することができる。

第5 答申

検討会は、諮問事項について調査審議し、おおむね1年以内に議長に答申するものとする。

第6 その他

- (1) 検討会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 検討会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) 検討会の事務は、参議院事務局がこれをつかさどる。

1 議案審議概況

【概 観】

今国会内閣から提出された議案は27件であり、すべて成立した。内訳は、予算が3件、閣法は17件、条約が7件であった。

衆法は、今国会新たに22件が提出され6件が成立し、12件が継続審査となった。

今国会新たに提出された参法はなく、衆議院で継続中の法案1件が成立した。

衆議院において継続中の予備費12件及び決算調整資金2件が今国会是認され、参議院に送付された後、本院においても是認された。

また、平成5年度NHK決算を是認した。

なお、本会議決議案が2件提出されたが、いずれも撤回された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成7年度第2次補正予算は、景気回復のための経済対策等を盛り込んだものであり、10月4日に提出され、10月18日に成立した。

〔法律案の審議〕

法律案の審議であるが、閣法17件の内訳は、補正予算関連法律案が7件（うち1件は防災対策関連）、給与法関連法律案が5件、防災対策関連法律案が2件、その他の法律案が3件である。

衆法22件の内訳は、委員長提出法律案が3件、与野党共同提案のものが1件、与党案が2件、野党案が16件であった。

— 閣 法 —

まず成立した主な閣法は、自衛官を国際公務員として国際機関に派遣できるようにするための措置を講じようとする**国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律案**（10月20日成立、以下括弧内は成立日）、新分野への進出を目指す中小企業を支援するため、新規開業に伴う労務管理の整備に対する支援事業を実施するための措置を講じようとする**中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案**（10月25日）、新規事業活動を促進するため、基盤となる施設の整備の促進等の措置を講じようとする**新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案**（10月25日）、株式市場の活性化のため上場会社等が株式の利益消却を行った場合のみなし配当課税について特例措置を講じようとする**租税特別措置法の一部を改正する法律案**（11月10日）、災害対策の強化を図るため、災

害対策のための組織の充実、緊急災害対策本部長等の権限の強化、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官への権限の付与等の措置を講じようとし、衆議院において自衛隊に対する災害派遣の要請を被災市長村長も行うことができる旨等の修正が行われた**災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案**（12月1日）、宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人の所轄庁を都道府県から国への移管、認証後の活動状況を所轄庁へ報告する制度の導入、財務関係について信者等への情報開示及び質問権の付与等の措置を講じようとする**宗教法人法の一部を改正する法律案**（12月8日）等がある。

— 衆 法 —

衆法は、科学技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することによりわが国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するための措置を講じようとする**科学技術基本法案**（11月8日）、連合国占領軍に接收された刀剣類で、現に東京国立博物館に保管されているものの処理について必要な事項を定めようとする**接收刀剣類の処理に関する法律案**（12月1日）、衆議院議員の選挙の投票方法を記号式から自書式に改めようとする**公職選挙法の一部を改正する法律案**（12月13日）、政党交付金の交付について、その年分として各政党に対して交付すべき交付金の交付限度額を当該政党の前年における収入総額の3分の2相当額とする制度を廃止しようとする**政党助成法の一部を改正する法律案**（12月13日）、全国労働者共済生活共同組合連合会（全労済）が自動車損害賠償責任共済（責任共済）の事業を行うことができるようにするほか、共同プール事務及び組合の参入基準等を定めようとする**自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案**（12月13日）等がある。

— 参 法 —

参法は、新たに今国会提出された法律案はなかったものの、第132回国会で国民生活に関する調査会長により提出され、衆議院において継続していた**高齢社会対策基本法案**（11月8日）が今国会成立した。

〔条約の審議〕

条約のうち成立した主なものは、今年度末で期限切れとなる在日米軍駐留経費の日本側負担に関する特別協定について、2001年度まで効力を有するとするとともに訓練を他の施設で行おうとする場合に必要となる経費を負担することの規定を追加しようとする日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（11月10日）、締約国が人

権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等をすべての適当な方法により遅滞なくとることを主な内容とし、この条約中の人種的優越または憎悪に基づくあらゆる思想の流布、人種差別の扇動等の処罰の規定について留保を付したあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（12月1日）等がある。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院	衆議院		備考
				継続	継続	未了	
閣法		17	17	0	0	0	
参法	衆継	1	1	0	0	0	
衆法	新規	22	6	0	12	4	
	衆継	1	0	0	1	0	
予算		3	3	0	0	0	
条約		7	7	0	0	0	
予備費等	衆継	14	14	0	0	0	
決算 その他	継続	7	1	6	/		
決議案		2	0	0			撤回

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（17件）

●両院通過（17件）

- 1 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 2 消防組織法の一部を改正する法律案
- 3 平成六年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案
- 4 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案
- 5 繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案
- 6 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
- 7 通信・放送機構法の一部を改正する法律案
- 8 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 建築物の耐震改修の促進に関する法律案
- 10 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案（修）
- 16 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律案
- 17 宗教法人法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（1件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

●両院通過（1件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

（第132回国会提出）

- 6 高齢社会対策基本法案

◎衆議院議員提出法律案（23件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

●両院通過（6件）

- 15 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 16 科学技術基本法案
- 18 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 19 政党助成法の一部を改正する法律案

- 21 接收刀剣類の処理に関する法律案
- 22 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（13件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 4 総理府設置法の一部を改正する法律案
- 5 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
- 6 厚生省設置法の一部を改正する法律案
- 7 工業技術院設置法の一部を改正する法律案
- 8 文化科学省設置法案
- 9 通商産業省設置法の一部を改正する法律案
- 10 国土建設省設置法案
- 11 内閣法の一部を改正する法律案
- 12 国家行政組織法の一部を改正する法律案
- 13 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 14 特殊法人の整理及び合理化に関する法律案
- 17 市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案

（第129回国会提出）

- 7 臓器の移植に関する法律案

●衆議院未了（4件）

- 1 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 2 地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 3 災害対策基本法の一部を改正する法律案
- 20 国際開発協力基本法案

◎予算（3件）

●両院通過（3件）

- 1 平成7年度一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成7年度特別会計補正予算（特第2号）
- 3 平成7年度政府関係機関補正予算（機第2号）

◎条約（7件）

●両院通過（7件）

- 1 国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件
- 2 1995年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件
- 3 1995年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
- 4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に

基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

- 5 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 6 サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件
- 7 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

◎予備費等承諾求めるの件（14件）（うち衆議院において前国会から継続14件）

●両院通過（14件）（うち衆議院において前国会から継続14件）

（第129回国会提出）

- 平成4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成4年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
- 平成4年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書
- 平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（第132回国会提出）

- 平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
- 平成5年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書
- 平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

◎決算その他（7件）

●是認すると議決（1件）

（第132回国会提出）

○日本放送協会平成五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

●継続（6件）

（第129回国会提出）

○平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書

○平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書

（第132回国会提出）

○平成5年度一般会計歳入歳出決算、平成5年度特別会計歳入歳出決算、平成5年度国税収納金整理資金受払計算書、平成5年度政府関係機関決算書

○平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書

◎決議案（2件）

●撤回（2件）

1 議院運営委員長志苦裕君解任決議案

2 総務庁長官江藤隆美君問責決議案

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、833件（88種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「土地税制に関する請願」88件、「土地税制（住民税）に関する請願」88件、「平和憲法遵守に関する請願」80件などであった。

各委員会への付託件数は、内閣86件、地方行政89件、法務7件、外務2件、大蔵197件、文教65件、厚生167件、農林水産16件、商工2件、運輸15件、通信5件、労働20件、建設17件、議院運営109件、科学技術5件、災害対策15件、中小企業14件、宗教法人1件であった。

取り下げられた請願は1件（付託前）であった。

請願者の総数は254万3,764人に上っている。

「宗教法人法の早期改正に関する請願」は、当初文教委員会に付託したが、11月10日に宗教法人等に関する特別委員会が設置され、同月22日に宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）が宗教法人等に関する特別委員会に付託されたため、同日、同委員会に付託変更した。

「障害者に配慮した国家資格試験等の受験方法の改善に関する請願」は、その付託委員会について10月17日、議院運営委員会理事会に諮り、同月27日、内閣委員会に付託した。

請願書の紹介提出期限については、当初10月30日の議院運営委員会理事会において会期終了日の7日前の11月6日までと決定されたが、11月13日の衆参の本会議において32日間の会期延長が議決されたため、同日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、12月1日の議院運営委員会理事会において会期終了日の8日前の同月7日までと決定された。

12月13日及び14日、各委員会において請願の審査が行われ、5委員会において82件（13種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで15日の本会議において「労働行政拡充強化のための大幅増員に関する請願」外81件が採択され、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、9.9%であり、また種類別の採択率（採択数／付託数）は、14.9%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委 員 会	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	86	5	0	81	5	
地方行政	89	0	0	89	0	
法 務	7	0	0	7	0	
外 務	2	0	0	2	0	
大 蔵	197	0	0	197	0	
文 教	65	18	0	47	18	
厚 生	167	38	0	129	38	
農林水産	16	1	0	15	1	
商 工	2	0	0	2	0	
運 輸	15	0	0	15	0	
通 信	5	0	0	5	0	
勞 働	20	20	0	0	20	
建 設	17	0	0	17	0	
議院運営	109	0	0	109	0	
科学技術	5	0	0	5	0	
災害対策	15	0	0	15	0	
中小企業	14	0	0	14	0	
宗教法人	1	0	0	1	0	
計	832	82	0	750	82	提出総数 833件
						取下げ 1件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 内閣委員会 5件
 - 軍人恩給の改善に関する請願（第42号外3件）
 - 障害者に配慮した国家資格試験等の受験方法の改善に関する請願（第72号）

- 文教委員会 18件
 - 私学助成制度の拡充強化に関する請願（第62号）
 - 義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第193号外3件）
 - 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第339号外7件）
 - 学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願（第506号外4件）

- 厚生委員会 38件
 - カイロプラクティック・整体等無資格医業類似行為の取締りの徹底に関する請願（第105号外13件）
 - 軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願（第113号外7件）
 - 保育制度の改善と充実に関する請願（第464号）
 - 建設国保組合の制度安定と国庫補助増額に関する請願（第546号外14件）

- 農林水産委員会 1件
 - 新たな食料・農業基本政策の確立と新食糧法並びに水田農業政策・価格に関する請願（第4号）

- 労働委員会 20件
 - 労働行政拡充強化のための大幅増員に関する請願（第111号外13件）
 - 職安行政拡充強化のための大幅増員に関する請願（第413号外5件）

質問主意書一覧

【第134回国会（臨時会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書 受領月日	備考
1	村山内閣の基本姿勢に関する質問主意書	田 英夫君	7.10.26	7.11. 1	7.11.14	7.11. 7 内閣から通知書受領 (11.15 まで答弁延期)
2	従軍慰安婦の個人補償と資料公開に関する質問主意書	吉川 春子君 外3名	11.13	11.15	12. 1	11.21 内閣から通知書受領 (12. 4 まで答弁延期)
3	高圧送電線鉄塔問題等に関する質問主意書	栗原 君子君	11.24	11.29		12. 5 内閣から通知書受領 (8.1.10まで答弁延期)
4	村山内閣の基本姿勢に関する再質問主意書	田 英夫君	11.29	12. 4	12.12	12. 8 内閣から通知書受領 (12.12 まで答弁延期)
5	最低資本金制度の適用猶予に関する質問主意書	荒木 清寛君	12.11	12.13		
6	学校における舞台芸術鑑賞機会の確保・拡充に関する質問主意書	木庭健太郎君	12.11	12.13		
7	戦後50年の節目の年にあたっての日本のエネルギー・原子力政策の抜本的転換に関する質問主意書	田 英夫君	12.14			
8	愛知万博開催候補地周辺の土地植上がり防止策に関する質問主意書	末広真樹子君	12.15			

・なお、第134回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第135回国会 参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

【第132回国会（臨時会） 答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
27	返還ガラス固化体に関する質問注意書	三上 隆雄君	7. 6. 14	7. 6. 16	7. 8. 22	7. 6. 21 内閣から通知書受領 (8. 28 まで答弁延期)
30	返還ガラス固化体の仕様、輸送及び日本の核廃棄物等に関する質問注意書	翫 正敏君	6. 15	6. 16	8. 22	6. 21 内閣から通知書受領 (8. 28 まで答弁延期)

1 国会会期一覧

※直近10国会を掲載した。

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第125回 (臨時会)	4.10.30 (金)	4.10.30 (金)	4.12.10 (木)	40	2	42
第126回 (常会)	5.1.22 (金)	5.1.22 (金)	5.6.18 (金) 衆議院解散	150	—	148
第127回 (特別会)	5.8.5 (木)	5.8.12 (木)	5.8.28 (土)	10	14	24
第128回 (臨時会)	5.9.17 (金)	5.9.21 (火)	6.1.29 (土)	90	45	135
第129回 (常会)	6.1.31 (月)	6.2.8 (火)	6.6.29 (水)	150	—	150
第130回 (臨時会)	6.7.18 (月)	6.7.18 (月)	6.7.22 (金)	5	—	5
第131回 (臨時会)	6.9.30 (金)	6.9.30 (金)	6.12.9 (金)	65	6	71
第132回 (常会)	7.1.20 (金)	7.1.20 (金)	7.6.18 (日)	150	—	150
第133回 (臨時会)	7.8.4 (金)	7.8.4 (金)	7.8.8 (火)	5	—	5
第134回 (臨時会)	7.9.29 (金)	7.9.29 (金)	7.12.15 (金)	46	32	78

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初 の国会回次	国会召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20 (日)	22. 5. 3	※25. 5. 2 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5. 20 (火)
第 2 回	25. 6. 4 (日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12 (水)
第 3 回	28. 4. 24 (金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第 16 回 (特別会)	28. 5. 18 (月)
第 4 回	31. 7. 8 (日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第 25 回 (臨時会)	31. 11. 12 (月)
第 5 回	34. 6. 2 (火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第 32 回 (臨時会)	34. 6. 22 (月)
第 6 回	37. 7. 1 (日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第 41 回 (臨時会)	37. 8. 4 (土)
第 7 回	40. 7. 4 (日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第 49 回 (臨時会)	40. 7. 22 (木)
第 8 回	43. 7. 7 (日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第 59 回 (臨時会)	43. 8. 1 (木)
第 9 回	46. 6. 27 (日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第 66 回 (臨時会)	46. 7. 14 (水)
第 10 回	49. 7. 7 (日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第 73 回 (臨時会)	49. 7. 24 (水)
第 11 回	52. 7. 10 (日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第 81 回 (臨時会)	52. 7. 27 (水)
第 12 回	55. 6. 22 (日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第 92 回 (特別会)	55. 7. 17 (木)
第 13 回	58. 6. 26 (日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第 99 回 (臨時会)	58. 7. 18 (月)
第 14 回	61. 7. 6 (日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第 106 回 (特別会)	61. 7. 22 (火)
第 15 回	平成 元. 7. 23 (日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第 115 回 (臨時会)	平成 元. 8. 7 (月)
第 16 回	4. 7. 26 (日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第 124 回 (臨時会)	4. 8. 7 (金)
第 17 回	7. 7. 23 (日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第 133 回 (臨時会)	7. 8. 4 (金)

※任期 3 年議員（第 1 回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(会期終了日 平成 7. 12. 15 現在)

内閣総理大臣	村山 富市 (衆・社会)	建設大臣	森 喜朗 (衆・自民)
※1 [副総理] 通商産業大臣	橋本 龍太郎 (衆・自民)	自治大臣 国家公安委員会委員長	深谷 隆司 (衆・自民)
※2 法務大臣	宮澤 弘 (参・自民)	内閣官房長官	野坂 浩賢 (衆・社会)
外務大臣	河野 洋平 (衆・自民)	※3 総務庁長官	中山 正暉 (衆・自民)
大蔵大臣	武村 正義 (衆・さきがけ)	北海道開発庁長官 沖縄開発庁長官	高木 正明 (参・自民)
文部大臣	島村 宜伸 (衆・自民)	防衛庁長官	衛藤 征士郎 (衆・自民)
厚生大臣	森井 忠良 (衆・社会)	経済企画庁長官	宮崎 勇 (民間)
農林水産大臣	野呂田 芳成 (衆・自民)	科学技術庁長官	浦野 然興 (衆・自民)
運輸大臣	平沼 赳夫 (衆・自民)	環境庁長官	大島 理森 (衆・自民)
郵政大臣	井上 一成 (衆・社会)	国土庁長官	池端 清一 (衆・社会)
労働大臣	青木 新次 (参・社会)	内閣法制局長官	大出 峻郎

※1 7. 10. 2 河野外務大臣から橋本通商産業大臣へ内閣総理大臣臨時代理(副総理)の指定がえ

※2 10. 9 田沢智治法務大臣、辞任

※3 11. 13 江藤隆美総務庁長官、辞任

4 本会議・委員会傍聴者数の推移

国会回次	総計	内 訳	
		本 会 議	委 員 会
125 (臨時会)	760	390	370
126 (常会)	2,609	795	1,814
127 (特別会)	213	210	3
128 (臨時会)	2,230	882	1,348
129 (常会)	1,918	620	1,298
130 (臨時会)	392	270	122
131 (臨時会)	2,007	721	1,286
132 (常会)	1,389	354	1,035
133 (臨時会)	152	78	74
134 (臨時会)	1,343	727	616

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数の推移

(第134回国会終了日 平成7年12月15日現在)

年	総計	参 観 内 訳				
		一 般	小・中学	高 校	外 国 人	特 別
平成3	178,861	39,347	136,779	1,827	400	508
4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	177,005	27,844	146,322	1,521	1,318	0

特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

6 外国議会議長等招待者一覧

○ 議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
パキスタン・イスラム共和国上院議長	7. 9. 25	5	7. 10. 29～11. 4

7 参議院議員海外派遣一覧

目的	議長決定	派遣議員	派遣地	日数	派遣報告
ブラジル連邦共和国上院議長の招待による同国公式訪問並びに政治経済事情等視察	7. 8. 15	及川 一夫君 岡 利定君 平野 貞夫君	ブラジル	1 1	次国会の議院運営に報告書を提出予定
国連創設50周年記念 I P U 特別評議員会出席並びに政治経済事情等視察	〃	吉川 芳男君 永野 茂門君	アメリカ	1 0	
第4回世界女性会議出席並びに政治経済事情等視察	〃	石井 道子君 清水嘉与子君 山崎 順子君 千葉 景子君 清水 澄子君 吉川 春子君	中国	7	
科学技術に関する調査並びに政治経済事情等視察	〃	坪井 一字君 溝手 顕正君 直嶋 正行君 大淵 絹子君 上田耕一郎君	オーストラリア、 ニュー・ジラ ンド、シンガポ ール	1 2	
国土利用・環境保全・公共事業・都市問題調査並びに政治経済事情等視察	〃	板垣 正君 石渡 清元君 荒木 清寛君 西山登紀子君 笹野 貞子君	アメリカ、カナダ	1 0	
福祉・社会保障（高齢・少子社会関係）調査並びに政治経済事情等視察	8. 18	村上 正邦君 中曾根弘文君 松谷 蒼一郎君 林 寛子君 栗原 君子君	オランダ、スウェ ーデン、デンマ ーク、ドイツ	1 0	

目 的	議長決定	派 遣 議 員	派 遣 地	日数	派遣報告
交通・情報通信に関する調査並びに政治経済事情等視察	7. 8. 18	鹿熊 安正君 佐藤 泰三君 及川 順郎君 釘宮 馨君 山田 俊昭君	オランダ, スイス イギリス, フランス	1 0	
行政・公務員制度・司法・警察に関する調査並びに政治経済事情等視察	8. 24	世耕 政隆君 鎌田 要人君 服部三男雄君 矢田部 理君	フランス, ドイツ イタリア	1 1	
ノールウェー王国国会議長の招待による同国公式訪問並びに各国の政治経済事情等視察	8. 30	松尾 官平君 西田 吉宏君 勝木 健司君 角田 義一君	オーストリア, スウェーデン, ノールウェー, イギリス	1 2	
欧州評議会議員会議(ストラスブール) 出席並びに各国の政治経済事情等視察	9. 20	榎崎 泰昌君 広中和歌子君	フランス, ドイツ スペイン	9	
第94回 I P U 会議(フルスト) 出席並びに各国の政治経済事情等視察	9. 27	佐々木 満君 関根 則之君 石田 美栄君	オランダ, エストニア, ドイツ, ルーマニア, フランス	1 2	

8 国会関係日誌 (7. 8. 9 ~12. 15)

【第133回国会（臨時会）閉会后】

平成7年

- 8. 9(水) ○常田享詳議員、新進党へ入党
 - 「新進党」「平成会」、内閣総理大臣宛「臨時国会召集要求書」を提出
 - 11(金) ○自治省、住民基本台帳に基づく人口等の調査結果（平成7年3月31日現在）を発表
 - 島村文部大臣、就任時の侵略・戦争観発言を撤回
 - 15(火) ○村山総理、「戦後50年に当たっての首相談話」を発表
 - 政府、閣僚懇談会で「官官接待」自粛の申し合わせ
 - 村山総理、米・中・韓・英首脳へ先の大戦の謝罪の親書を送付
 - 17(木) ○中国、7. 5. 15以来3カ月ぶりの地下核実験（通算43回目）
 - 22(火) ○保岡興治代議士、自民党復党、「自由民主党・自由連合」へ入会
 - 23(水) ○衆内閣委（人事院勧告について）
 - 24(木) ○参内閣委（一般職の職員の給与についての報告・勧告）
 - 中央選挙管理会、故田辺哲夫議員（自民党）の欠員補充として山東昭子君の繰り上げ当選を決定（25日 当選証書付与）
 - 25(金) ○山東昭子議員、「自由民主党・自由国民会議」へ入会
 - 29(火) ○政府、中東・ゴラン高原のPKOへの自衛隊派遣を閣議決定
 - 政府、核実験抗議のため、対中無償援助の凍結方針を決定
 - 太田誠一代議士、自民党復党、「自由民主党・自由連合」へ入会
 - 30(水) ○国連創設50周年記念IPU特別評議員会（～ 9. 17メリカ）
 - 第4回国連世界女性会議・NGOフォーラム（～ 9. 3 北京）
-
- 9. 1(金) ○第2回世界女性議長会議（東京）
 - 大手私鉄14社・営団地下鉄、運賃値上げ
 - 4(月) ○第4回国連世界女性会議（～15日 北京）
 - 馳浩議員、自民党へ入党
 - 沖縄駐留米兵3人による暴行事件
 - 5(火) ○フランス、4年2カ月ぶりのムルロア環礁での地下核実験を強行
 - 6(水) ○参決算委（平成4・5年度決算、通商産業省関係等）
 - 8(金) ○自治省、「94年政治資金収支報告書」を公表
 - 日銀、公定歩合を史上最低の現行1%を0.5%へ、正午から実施
 - 糸山英太郎代議士、「自由民主党・自由連合」へ入会
 - 9(土) ○仏軍、フランス核実験抗議のさきがけ議員らを拿捕・拘束（翌日解放）（外フ）

- 10(日) ○ 松尾副議長一行、欧州へ出発（～21日）
- 11(月) ○ 「防災問題懇談会」（防災臨調）、最終提言書を提出
- 12(火) ○ 村山総理、中東5カ国歴訪へ出発（～19日）
 - 法制審議会民法部会、「婚姻制度等の見直し」に関する中間報告
 - 村山改造内閣閣僚・政務次官の資産公開（平成7.8.8現在）
- 13(水) ○ 参決算委（運輸省、郵政省関係）
- 14(木) ○ 参決算委（法務省、労働省、防衛庁、裁判所関係）
 - 松永特使、シラク仏大統領に村山総理の核実験抗議メッセージを口頭で伝達
 - 社会党、新党準備会「新しい政治勢力結集呼びかけ人会議」発足
- 15(金) ○ 渡辺美智雄元副総理、死去
- 18(月) ○ 近藤豊代議員、衆議院議員を辞職
- 19(火) ○ 政府、「銃器対策推進本部」設置を閣議決定
 - 第50回国連通常総会(ニューヨーク)
- 20(水) ○ 政府、「経済対策——景気回復を確実にするために」を決定
 - 参決算委（自治省、警察庁、総務庁、公営企業金融公庫関係）
- 21(木) ○ 河野外務大臣、沖縄の暴行事件についてモンデール駐日米大使に抗議、同大使より正式謝罪、専門家委設置で合意
- 22(金) ○ 「日本社会党・護憲民主連合」代表者に永井孝信代議員
- 25(月) ○ 自民党、第60回臨時党大会で橋本龍太郎第17代総裁を正式決定
- 26(火) ○ 政府、人事院勧告の完全実施を閣議決定
 - 大和銀行、米国債取引失敗で約1,100億円の損失発生を発表
- 27(水) ○ 参決算委（文部省、科学技術庁関係）
 - 与党3党首会談、6月の「新3党合意」を確認
 - 「平和・市民」、会派を解散
 - 椎名素夫議員（代表）ら5議員、新会派「参議院フォーラム」を結成
 - 武村大蔵大臣、「金融機関の不良債権の早期処理について」（基本方針）を発表
 - 日米両国、日米安全保障協議委員会（2プラス2）で在日米軍駐留経費を定める新特別協定に署名、調印
- 28(木) ○ 参決算委（厚生省、農林水産省、環境庁関係等）
 - 参議院各会派代表者懇談会、「参議院制度改革検討会」（斎藤議長の諮問機関）設置に合意
 - 政府・与党、水俣病未認定患者の救済問題で最終解決案を提示
 - 政府、事務次官会議で国家公務員の株取引に関するガイドラインの申し合わせ

- 28(木) ○衆議院、「第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録」配付
- 院内団体「新進党」、「新進党・民主会議」に名称変更
 - 堀込征雄代議士、「民主の会」を離脱、「新進党・民主会議」へ入会
 - 小平忠正代議士、「新進党」を離脱、「新党さきがけ」へ入会
 - 「国会改革緊急提言会議」（座長・堀江湛慶大教授）、国会改革の提言を公表、衆参両院議長に提出
 - 大田昌秀沖縄県知事、米軍用地強制使用の代理署名拒否を表明

【第134回国会（臨時会）】

- 29(金) ○第134回国会（臨時会）召集
- 参本会議（議席の指定、8特別委の設置、46日間の会期決定、村山総理の所信表明演説等）
 - 衆本会議（議席の指定、10常任委員長選挙、9特別委の設置、46日間の会期決定、村山総理の所信表明演説等）
 - 開会式
 - 政府、審議会の運営見直しを閣議決定
 - 宗教法人審議会、宗教法人法改正についての報告を提出

-
10. 1(日) ○「国勢調査」実施（16回目）
- 2(月) ○衆本会議（所信表明演説に対する代表質問）
- フランス、再びファンガタウファ環礁での地下核実験を強行
 - 村山総理、河野外務大臣の副総理兼任を解き、橋本通産大臣を新たに副総理に指名
- 3(火) ○参本会議（所信表明演説に対する代表質問）
- 衆本会議（所信表明演説に対する代表質問）
 - 大塚清次郎議員（佐賀県選出）、死去
- 4(水) ○参本会議（所信表明演説に対する代表質問、武村大蔵大臣の財政演説）
- 衆本会議（武村大蔵大臣の財政演説）
 - 政府、平成7年度第2次補正予算案を国会に提出
- 5(木) ○参本会議（財政演説に対する質疑、農林水産委員長に鈴木貞敏君を指名）
- 衆本会議（財政演説に対する質疑、決算委員長に中島衛君を指名）
 - 衆参予算委（平成7年度第2次補正予算案の趣旨説明）
 - 参議運委（「参議院制度改革検討会」の設置を決定）
 - 衆交通安全特委（委員長に日笠勝之君を互選）

- 6(金) ○東京・大阪両地裁、H I V訴訟で和解勧告
 - 江本孟紀議員、スポーツ平和党を離党、「新緑風会」を退会
 - 嶋崎讓代議士、「日本社会党・護憲民主連合」を離脱
- 9(月) ○田沢智治法務大臣が辞任、後任に宮澤弘参議院議員
 - フランスの核実験再開に抗議する与党3党訪仏団、出発(～12日)
 - 第94回I P U会議(～16日 7カサ)
- 11(水) ○衆予算委(平成7年度第2次補正予算案について ～13日)
 - 森井厚生大臣、H I V訴訟で、国側の結果責任を認め、謝罪
- 12(木) ○「参議院制度改革検討会」初会合、前田勲男座長を互選
 - 石井紘基、嶋崎讓両代議士、「民主の会」へ入会
- 13(金) ○衆予算委(平成7年度第2次補正予算案、可決)
 - 衆本会議(平成7年度第2次補正予算案等、可決・送付)
- 16(月) ○参予算委(平成7年度第2次補正予算案について ～18日)
 - 川端達夫代議士、新進党に復党、「新進党・民主会議」へ入会
- 17(火) ○政府、宗教法人法改正案を国会へ提出
- 18(水) ○参予算委(平成7年度第2次補正予算案、可決)
 - 参本会議(平成7年度第2次補正予算案、可決・成立)
 - 民主改革連合、代表に笹野貞子議員、副代表に国井正幸議員
- 19(木) ○衆本会議(租税特別措置法改正案の趣旨説明、給与関係法案、新事業推進関係法律整備法案等、可決・送付)
 - 宝珠山防衛施設庁長官、総理批判発言で辞任
- 20(金) ○参本会議(給与関係法案等、可決・成立、国際機関等派遣職員処遇法案、可決・送付)
 - 衆本会議(災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法改正案の趣旨説明、国際機関等派遣職員処遇法案、可決・成立)
- 21(土) ○村山総理、国連創設50周年記念特別会合出席のため訪米(～23日)
 - 米兵による暴行事件に抗議し、日米地位協定の見直しを要求する「沖縄県民総決起大会」
- 22(日) ○国連創設50周年記念特別会合(～24日)、村山総理が演説
- 24(火) ○12.18の「戦後50周年を記念する集い」開催を閣議了承
 - 河野・モンデール会談、沖縄米軍基地の整理・統合へ協議機関新設で合意
- 25(水) ○参本会議(新事業推進関係法律整備法案等、可決・成立)
 - 金田誠一代議士、平和・市民を離党、新党さきがけへ入党、「無所属クラブ」を離脱、「新党さきがけ」へ入会
 - 院内団体「無所属クラブ」、代表に岡崎宏美代議士
 - 日米合同委員会、地位協定刑事裁判手続の運用改善に合意

- 26(木) ○ 衆本会議（インマルサットに関する条約改正の受諾を承認）
 - 衆予算委（金融・外交等についての集中審議）
 - 27(金) ○ 参予算委（経済及び外交等に関する集中審議）
 - フランス、南太平洋ムルロア環礁で再開強行以来3回目の核実験
 - 30(月) ○ 参決算委（建設省・北海道開発庁・沖縄開発庁・国土庁関係等）
 - 与党3党代表団、沖縄訪問
 - 水俣病未認定患者救済問題、被害者5団体が政府案を正式受諾
 - 東京地裁民事八部、オウム真理教に解散命令（11.2 即時抗告）
 - 阪神・淡路復興委員会、最終報告書を村山総理に提出
 - 31(火) ○ 衆本会議（「宗教法人に関する特別委員会」を設置、宗教法人法改正案の趣旨説明、租税特別措置法改正案、科学技術基本法案を可決・送付）
 - 衆宗教特委（越智伊平委員長を互選）
 - 中国残留日本人孤児訪日調査団一行67人、来日（～11.14）
 - 堀込征雄代議士、新進党へ入党
-

- 11. 1(水) ○ 参本会議（インマルサットに関する条約改正の受諾を承認）
 - 衆宗教特委（宗教法人法改正案審議入り）
 - 衆厚生委（臓器移植法案の地方公聴会 名古屋市）
 - 明石康・UNPROFOR代表（旧ユーゴスラビア問題事務総長特別代表）離任
 - 新食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）施行
 - ペリー米国防長官、河野外務大臣及び衛藤防衛庁長官と会談
 - 院内団体「新進党・民主会議」、「新進党」へ名称変更
- 2(木) ○ 衆本会議（新日米特別地位協定の趣旨説明等）
 - 衆宗教特委（総括質疑）
 - 参議院議員佐賀選挙区補欠選挙、告示（19日 投開票）
 - 日本社会党、結党50周年
 - 米金融当局、大和銀行に米国全面閉鎖命令
- 4(土) ○ 沖縄米軍基地問題で村山総理・大田沖縄県知事会談
 - ラビン・イスラエル首相暗殺事件(テルアビブ)
- 6(月) ○ 衆宗教特委（総括質疑）
- 7(火) ○ 衆本会議（新日米特別地位協定の締結を承認、高齢社会対策基本法案を可決・送付）
- 8(水) ○ 参本会議（租税特別措置法改正案及び新日米特別地位協定の趣旨説明・質疑、科学技術基本法案・高齢社会対策基本法案、可決・成立）
 - 野坂官房長官、核兵器の使用は国際法違反と記者会見で明言

- 8(水) ○ 江藤総務庁長官、10.11の記者懇談会での韓国の植民地時代に関する発言を撤回
○ 第20期国語審議会、「ら抜き言葉」等に関する中間報告を提出
- 9(木) ○ 衆本会議（災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法改正案を修正議決）
- 10(金) ○ 参本会議（「宗教法人法等に関する特別委員会」設置、新日米特別地位協定の締結を承認、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法改正修正案の趣旨説明・質疑、租税特別措置法改正案、可決・成立、NHK決算を是認）
○ 参宗教等特委（佐々木満委員長を互選）
○ 衆本会議（武村大蔵大臣の大和銀行問題についての発言）
○ 衆宗教特委（宗教法人法改正案を可決）
○ 村山総理、江藤総務庁長官に植民地発言問題で嚴重注意
○ 社会党、「新党結成準備会」が発足
○ 政府、11日から予定の河野外務大臣の訪韓中止を決定
- 13(月) ○ 参本会議（12月15日まで32日間の会期延長を議決）
○ 衆本会議（会期延長を議決、宗教法人法改正案を可決・送付）
○ 「平成会」、江藤総務庁長官問責決議案を提出、撤回
○ 「新進党」、江藤総務庁長官不信任決議案を提出、撤回
○ 江藤隆美総務庁長官、辞任
- 14(火) ○ 武村大蔵大臣、「財政危機宣言」
○ 江藤総務庁長官の後任に中山正暉元郵政大臣
○ 大内啓伍、栗本慎一郎両代議士、自民党へ入党、柿澤弘治、佐藤静雄両代議士、自民党へ復党
○ 村山総理、金泳三大統領宛に日韓関係の歴史認識の親書送付
- 15(水) ○ アジア太平洋経済協力会議（A P E C）大阪会議（～19日）
○ 自由民主党、結党40周年
○ クリントン米大統領、訪日延期を決定(ワシントン)
- 16(木) ○ 韓国大検察庁、盧泰愚前大統領を収賄容疑で逮捕
○ 国連総会第1委員会、「核実験の停止を求める決議」を採択(ニューヨーク)
- 17(金) ○ A P E C大阪閣僚会議、「行動指針」を採択し、共同声明を発表
○ 政府、「沖縄米軍基地問題協議会」設置を閣議決定
- 18(土) ○ 村山総理、中国、韓国ら7カ国首脳と会談（大阪）
- 19(日) ○ 参議院議員佐賀選挙区補欠選挙、投開票（自民党公認の岩永浩美氏が初当選）
○ A P E C非公式首脳会議、「行動指針」「大阪宣言」を採択、「当初の措置」を発表し、閉幕

- 20(月) ○ 参本会議 (A P E C 大阪会議等出席報告、A P E C 大阪会合を中心とする外交案件に関する報告)
 - 「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」、初会合
 - 第16回日本・E U 議員会議 (～22日)
- 21(火) ○ 衆本会議 (人種差別撤廃条約等の締結を承認、A P E C 大阪会議等出席報告、A P E C 大阪会合を中心とする外交案件に関する報告、質疑)
 - 村山首相、米軍用地強制使用の法的手続開始
 - フランス、南太平洋ムルロア環礁で再開強行以来 4 回目の核実験
- 22(水) ○ 参本会議 (A P E C 大阪会議等出席報告、A P E C 大阪会合を中心とする外交案件に関する報告に対する質疑、宗教法人法改正案の趣旨説明 質疑)
 - 参宗教等特委 (宗教法人法改正案の趣旨説明)
- 24(金) ○ 沖縄米軍基地問題で村山総理・大田沖縄県知事再会談
 - 岩永浩美議員、「自由民主党・自由国民会議」へ入会
- 25(土) ○ 「沖縄米軍基地問題協議会」、初会合
- 27(月) ○ 参宗教等特委 (佐々木満委員長不信任の動議を否決、総括質疑)
- 28(火) ○ 参宗教等特委 (総括質疑)
 - 江本孟紀、田村公平両議員、新会派「平心会」を結成
 - 新「防衛計画の大綱」、臨時閣議で決定
- 29(水) ○ 参本会議 (サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書等の締結を承認)
 - 参宗教等特委 (佐々木満委員長の辞任を許可、後任に倉田寛之議員を互選)
 - 経済審議会、「構造改革のための経済社会計画——活力ある経済・安心できる暮らし」(95-2000年度)を答申

-
- 12. 1(金) ○ 参本会議 (人種差別撤廃条約の締結を承認、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法改正修正案、可決・成立)
 - 3(日) ○ ソウル地検特捜本部、全斗煥元大統領を逮捕
 - 4(月) ○ 参宗教等特委 (参考人招致)
 - 5(火) ○ 参宗教等特委 (地方公聴会 仙台市、広島市)
 - 参決算委 (外務省関係)
 - 衆本会議 (大谷忠雄代議士 (旧愛知 6 区) の議員辞職を許可、平成 4・5・6 年度予備費等について承諾)
 - 6(水) ○ 参宗教等特委 (中央公聴会)
 - 衆本会議 (山口敏夫代議士の逮捕許諾要求を議決)
 - 東京地検特捜部、山口敏夫代議士を背任容疑で逮捕

- 7(木) ○ 参宗教等特委（締めくくり総括質疑、宗教法人法改正案を可決）
 - 行政改革委員会・規制緩和小委員会、最終報告書
 - 新潟水俣病の未認定患者救済問題、最終合意・決着
- 8(金) ○ 参本会議（宗教法人法改正案、可決・成立）
 - 衆本会議（公職選挙法改正案、政党助成法改正案を可決・送付）
 - 米価審議会、平成8年産米の政府買入価格を5年連続据え置きで答申
 - 高速増殖原型炉「もんじゅ」、冷却剤ナトリウム漏出事故
 - 東京地裁、リクルート事件の高石邦男元文部事務次官に有罪判決
- 11(月) ○ 参本会議（公職選挙法改正案、政党助成法改正案の趣旨説明）
 - 参決算委（皇室、国会、会計検査院、内閣、総理府本府、大蔵省、経済企画庁等関係、平成4・5・6予備費等について承諾）
- 12(火) ○ 衆本会議（自賠責改正案可決・送付）
 - 国連総会、「核実験の停止を求める決議」を採択(ニューヨーク)
 - カストロ・キューバ国家評議会議長、初来日
- 13(水) ○ 参本会議（現下の金融問題についての報告、平成4・5・6予備費等について承諾、自賠責改正案、公職選挙法改正案、政党助成法改正案、可決・成立）
 - 衆予算委（金融問題等に関する集中審議）
 - 国会等移転調査会、最終報告「明日の日本と新しい首都」を提出
- 14(木) ○ 衆予算委（金融問題等に関する集中審議）
 - 村山総理、オウム真理教への破防法適用方針を了承
 - ボスニア和平協定の正式調印式（パリ）
- 15(金) ○ 衆参本会議（請願審査、会期末手続）
 - 衆予算委（山口敏夫代議士を偽証罪で告発を議決）
 - 政府、水俣病未認定患者救済問題の最終解決案を閣議決定
 - 政府、「中期防衛力整備計画」（次期中期防）を閣議決定
 - 政府、中東・ゴラン高原P K O協力の実施計画を閣議決定
 - **第134回国会（臨時会）終了**

訂正のお願い

「第134回国会（臨時会） 参議院審議概要」の下記の箇所に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

ページ	誤	正
P 34 28行目 本会議審議経過	自動車損害賠償法	自動車損害賠償 <u>保障</u> 法
P 69 5行目 委員会審議概観 (地方行政)	請願 2 種類85件	請願 2 種類 <u>89</u> 件
P 96 4行目 委員会審議概観 (厚生)	第132回国会	第 <u>129</u> 回国会
P 189 番号 7 質問主意書一覧	提出月日 12. 14	提出月日 <u>12. 15</u>

また、P 156（委員会審議概観 中小企業特委）23行目以下に次の部分の挿入をお願いいたします。

〔国政調査等〕

12月8日、中小企業の労働時間短縮、中小企業の景気動向と対策、ベンチャー企業の育成策、大規模小売店舗法の規制緩和、阪神・淡路大震災被災中小企業対策等の問題について質疑を行った。